

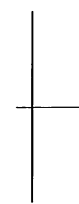
No.

業務マニュアル	交指-8
担当者用	要引継

廃棄期日 後日通知

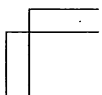
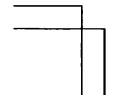
平成30年12月

交通切符等の記載例



所属	
----	--

大阪府警察
交通指導課

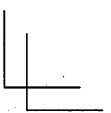

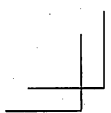


主な違反行為の目次


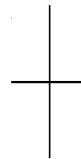
違 反	頁	違 反	頁
信号無視	1	一時不停止	51
一方通行・通禁	3	設備外乗車	103
通禁(右折・左折・直進)	5	定員外乗車	107
歩道通行	7	携帯電話(保持)	145
右側通行(はみ禁等)	9	ナンバー隠ぺい(原付)	147
速度超過	17	自動二輪二人乗り	149
横断禁止・転回禁止	21	初心者マーク	149
進路変更	23	免許条件違反	157
踏切不停止	31	免許証不携帯	157
二段階右折(原付)	37	無免許・酒酔い等	171
指定通行区分	39	自転車の違反	181
歩行者妨害	45	整備不良の保安基準等	221

交通指導取締り時の応接五則

- 一 安全を願う心で応接を
交通指導取締りによって、車社会の安全と円滑を守るとともに、違反者自身の安全も願っているという心で応接しよう。
- 二 簡潔、適切な説明を
説教といわれるようなくどい説明は避け、違反事実、違反と認定した理由、取締りをする理由、反則手続き等を必要に応じて簡潔、適切に説明しよう。
- 三 相手の立場を考えて迅速、適正な処理を
簡単な切符処理であっても、急いでいる違反者等にとっては非常に長く感じられるものである。相手の立場や周囲の交通状況にも十分配慮しながら、迅速かつ適正な処理に努めよう。
- 四 冷静な態度と明瞭な言葉で応接を
不用意な言葉づかいや居丈高な態度はトラブルの元である。常に冷静な態度と明瞭な言葉で応接をしよう。
- 五 応接の最初と最後は敬礼を
応接は礼に始まって礼に終わる。端正な服装に努めるとともに、制服のときは確実・丁寧に敬礼しよう。



反則(交通)切符作成5則

1. 免許証の確認をしたか。
(住所、氏名、有効期限、その他)
 2. 違反事実を正確に分かり易く違反者に指摘したか。
 3. 署名は違反者氏名と同一で、かつ指印は鮮明か。
 4. 交付前に、切符の記載事項、内容及び反則金相当額を再度チェックしたか。
 5. 交付時に、出頭期日、仮納付制度等を説明して理解させたか。
- 
- 

交通規制の公安委員会意思決定確認の徹底

道路標識の種類や形状及びその設置方法については、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日総理府・建設省令第3号）」に定められており、公安委員会が設置管理するものと道路管理者が設置管理するものとに分かれています。

しかし、一部の規制標識については公安委員会と道路管理者の双方が設置管理することができ、その様式は全く同じです。

1 公安委員会と道路管理者の両者が設置できる主な標識

自転車専用、自転車及び歩行者専用、歩行者専用、一方通行、指定方向外進行禁止、徐行、通行止め、車両通行止め、車両進入禁止、二輪の自動車以外の自動車通行止め（右図参照）

2 設置者の確認

標識には、裏面やポールに設置者名のシールをちよう付する等により、設置者を明らかにしています。

○ 公安委員会設置の標識

標識の裏面に、設置者大阪府公安委員会、製造（納入）年月日を記載したシール（昭和62年以前はスタンプ）がちよう付されています。

○ 道路管理者設置の標識

標識の裏面やポールに、「○○市」等の記載や、市のシンボルマークが印象されています。

3 「公安委員会の意思決定」の確認

道路標識が設置されていても、交通規制にかかる「公安委

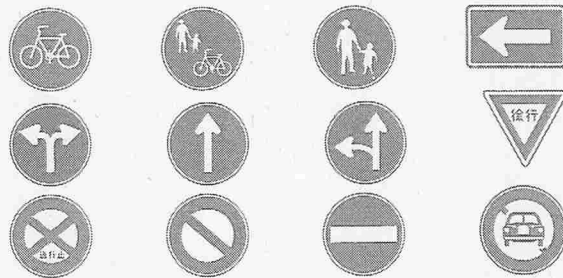
員会の意思決定」が無い場合は、道路交通法上の違反は成立しません。

双方が設置できる道路標識のうち、道路管理者が設置する標識には、ほとんど「公安委員会の意思決定」がありません。よって、道路管理者が設置する標識や、設置者が確認できない標識、また公安委員会が設置した標識でも相当古くなったものや、標識の種類に疑問がある場合（補助標識の内容を含む。）等は、取締り前に交通規制情報総合管理システムによる確認を必ずしてください。

4 その他

- (1) 取締りの際、違反者から標識が見えない又は見えなかった等の抗弁があれば、違反者とともに必ず標識の視認性を確認してください。
- (2) 通行禁止違反、指定通行区分違反及び一時停止違反を告知した際は、必ず交通規制情報総合管理システムによる確認を行い、反則切符（乙）票表面右上の欄外に「規制確認済」スタンプを押印してください。

【公安委員会と道路管理者の両者が設置できる主な標識】



○ 反則通告制度の説明例

今回の違反については、お渡しする仮納付書により、納付書に記載の納付期限までに反則金を納付されますと、以後は、本件について刑事手続きがとられたり、切符記載の出頭日(交通反則通告センター)に出頭する必要はありません。

また、仮納付できなかつた場合でも、切符記載の出頭日(交通反則通告センター)に出頭すれば、本納付書の交付を受けることができますし、後ほど郵送される本納付書で反則金を納付しても、本件は完結します。

ただし、本納付書の郵送料は違反者の負担となります。ただ今の説明は、切符の裏面にも詳しく記載されていますので、よく確認して下さい。

○ 否認事件の場合の教示例

あなたは違反を認めないということですが、告知書と仮納付書は受け取るということですので、後に、違反事実を認めるという場合は、お渡しした仮納付書、又は後日郵送される本納付書により反則金を納付してください。

また、仮納付の期限が切れた後でも、告知書の出頭日(交通反則通告センター)に出頭し、反則金を納付することもできます。

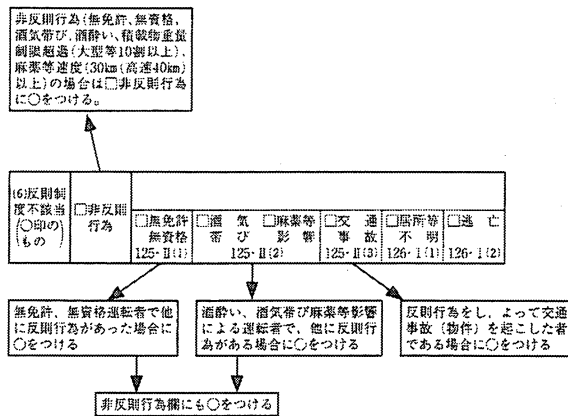
※ 出頭は任意であるため強制にわたらないよう説明すること。

○ 受領拒否事件の場合の教示例

あなたは違反を認めないということで、告知書と仮納付書を受け取らないということですが、こちらの「交通違反通知書」記載の出頭日、場所に出頭してください。

※ 出頭は任意であるため強制にわたらないように説明すること。

交通切符の「反則制度不該当」欄の記載要領



この欄は、反則行為をしたため、青切符で告知すべきところを「○○の理由があるから非反則者となり、赤切符となる」という意味で、不該当欄の各項目に○印をつけることになっているのであり、特に、無免許運転が過失のため、立件できない場合又は駐車違反の場合で、無免許運転について裏付けができない場合でも無免許であるならばすべて赤切符となる。

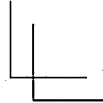
〔注〕
うっかり失効者が信号無視をした場合の○印のつけ方

「無免許、無資格」に○印をつけるが、無免許で処分するのではなく、信号無視はこの場合、あくまでも反則行為であるから「非反則行為」には○印をつけないこと。

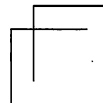
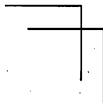
目次

I 反則行為 (頁)

1	信号無視 (赤色等)	1
2	信号無視 (点滅)	1
3	通行禁止違反	3
4	通行許可条件違反	5
5	歩行者用道路徐行違反	5
6	通行区分違反	7
7	歩行者側方安全間隔不保持等	11
8	通行帯違反	13
9	路線バス等優先通行帯違反	15
10	軌道敷内違反	15
11	速度超過 (15km/h未満)	17
12	◇ (15km/h以上20km/h未満)	17
13	◇ (20km/h以上25km/h未満)	17
13の2	◇ (25km/h以上30km/h未満)	17
13の3	◇ (高速30km/h以上35km/h未満)	17
13の4	◇ (高速35km/h以上40km/h未満)	17
13の5	急ブレーキ禁止違反	19
14	道路外出右左折方法違反	19



15	道路外出右左折合図車妨害	19
16	法定横断等禁止違反	21
17	指定横断等禁止違反	21
18	車間距離不保持	21
18の2	高速自動車国道等車間距離不保持	21
19	進路変更禁止違反	23
20	追いつかれた車両の義務違反	23
21	追越し違反	25
22	路面電車後方不停止	29
23	乗合自動車発進妨害	29
24	割込み等	31
25	踏切不停止等	31
26	しゃ断踏切立入り	31
27	交差点右左折方法違反	33
28	交差点右左折等合図車妨害	37
29	指定通行区分違反	39
30	交差点優先車妨害	39
31	優先道路通行車妨害等	41
32	交差点安全進行義務違反	41
33	環状交差点左折等方法違反	43
34	環状交差点通行者妨害等	43
35	環状交差点安全進行義務違反	43



36	横断歩行者等妨害等	45
37	緊急車妨害等	49
38	徐行場所違反	51
39	指定場所一時不停止等	51
40	放置駐車違反（駐車禁止場所等）	53
40の2	放置駐車違反（駐車禁止場所等）	57
40の3	駐停車違反（駐車禁止場所等）	67
40の4	駐停車違反（駐車禁止場所等）	71
41	交差点等進入禁止違反	91
42	無灯火	91
43	減光等義務違反	97
44	合図不履行	99
45	合図制限違反	99
46	警音器吹鳴義務違反	101
47	警音器使用制限違反	101
48	乗車積載方法違反	103
49	積載物重量制限超過（5割未満）	103
50	〃（5割以上10割未満）	103
51	〃（普通等10割以上）	103
52	積載物大きさ制限超過	105
53	積載方法制限超過	107
54	定員外乗車	107

55	制限外許可条件違反	109
56	牽引違反	109
57	原付牽引違反	109
58	整備不良(制動装置等)	111
59	整備不良(尾灯等)	115
60	運行記録計不備	137
61	安全運転義務違反	137
62	泥はね運転	137
63	幼児等通行妨害	139
64	安全地帯徐行違反	139
65	転落等防止措置義務違反	141
65	転落積載物等危険防止措置義務違反	141
66	安全不確認ドア開放等	143
67	停止措置義務違反	143
67の2	騒音運転等	143
67の3	初心運転者等保護義務違反	143
67の4	携帯電話使用等(交通の危険)	145
67の5	携帯電話使用等(保持)	145
68	公安委員会遵守事項違反	147
68の2	消音器不備	149
68の3	大型自動二輪車等乗車方法違反	149
68の4	初心運転者標識表示義務違反	149

68の5 聴覚障害者標識表示義務違反	151
69 最低速度違反	151
70 本線車道横断等禁止違反	151
71 本線車道通行車妨害	153
72 本線車道緊急車妨害	153
73 本線車道出入方法違反	153
73 牽引自動車本線車道通行帯違反	153
73 高速自動車国道等運転者遵守事項違反	155
73 故障車両表示義務違反	155
74 仮免許練習標識表示義務違反	155
75 免許条件違反	157
76 免許証不携帯	157

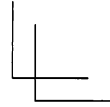
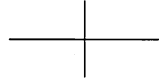
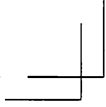
II 非反則行為

1 警察官現場指示違反	159
2 警察官混雑緩和の措置命令違反	159
3 警察官通行禁止制限違反	159
4 信号無視（赤色等）	161
5 通行禁止違反	163
6 警察官等歩行者の通行方法指示違反	163
7 放置車両確認標章破損・汚損・取り除き	165

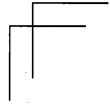
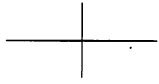
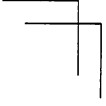
7の2	車輪止め標章破損・汚損・取り除き	165
8	乗車積載方法違反	167
9	積載物重量制限超過	167
9の2	積載物重量制限超過（大型等10割以上）	167
10	積載物大きさ制限超過	167
11	積載方法制限超過	169
12	軽車両の牽引違反	169
13	普通自転車の通行区分違反	169
14	警察官等の自転車通行方法指示違反	169
15	無免許・酒酔い等	171
16	安全運転義務違反（物損事故を伴う場合）	173
16の2	公安委員会遵守事項違反	173
17	警察官高選道路等通行禁止等違反	173
18	道路における禁止行為の違反	175
18の2	無許可道路使用	175
19	無資格運転	177
20	仮免許運転違反	179
21	免許証の記載事項変更届出違反	179

Ⅲ 自転車の違反

1	しゃ断踏切立入り	181
---	----------	-----



2	整備不良車の運転	181
3の1	赤色（車両用）信号無視	183
3の2	赤色（歩行者・自転車専用）信号無視	183
3の3	赤色（縦型三灯式）信号無視	183
4	通行禁止違反	185
5	通行区分違反	187
6の1	交差点優先車妨害（左方車両の通行妨害）	191
7の1	優先道路通行車妨害	191
7の2	優先道路通車妨害（徐行義務違反）	191
6の2	交差点優先車妨害（右折時の通行妨害）	193
8の1	環状交差点通行妨害	193
8の2	環状交差点通行妨害（徐行義務違反）	193
9の1	一時不停止（指定場所一時不停止）	195
9の2	一時不停止（交差道路通行車両等の通行妨害）	195
10	二輪自転車の二人乗り	197
11	携帯電話使用等	197
12	酒酔い運転	197
13	前照灯無灯火	199
14	歩行者用道路を通行する車両の義務	199
15の1	歩道通行違反（歩道通行可標識等設置）	199
15の2	歩道通行違反（標識等なし）	199

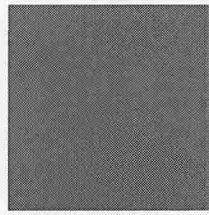
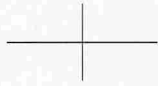


IV 基礎点数告知違反	201
-------------	-----

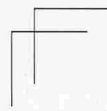
V 参考資料

◎ 所属コード	202
◎ 交通違反の点数と反則金の額	203
◎ 交通切符等の適用の対象となる車両等の種類	207
◎ 二輪免許の限定免許種別	208
◎ 審査未済の免許と運転できる自動車	209
◎ 条件付免許（自動車の限定）と運転できる自動車	210
◎ 無登録自動車等の自動車の種類の特定	212
● 無登録自動車の場合	212
● 貨客兼用マイクロバスの場合	213
◎ 交通法令上の分類一覧表（併合罪・観念的競合の判断基準）	214
◎ 観念的競合一覧表	215
◎ ジュネーブ条約締約国等一覧表	217
◎ 国際運転免許証の見方	218
◎ 国際運転免許証の免許の区分と対応する自動車等	219

VI 整備不良態様別適用条文（抜粋）	221
--------------------	-----



I 反 則 行 為



I. 反 則 行 為

番 号	反則(違反) 行為の種類	適用 罰則 欄	反則金額 欄	反 則 (違反) 事項・罰条欄	
				本 文 (①-③項)	補 足 事 項 (補足欄)
1	信号無視 (赤色等) (2点)	①2976		<input type="checkbox"/> 信号機信号 〔赤色〕無視 〔黄色〕無視 7.4・I、119・I (1の2)、 令2・I <input type="checkbox"/> 手信号 〔赤色相当〕無視 〔黄色相当〕無視 7.6・I、119・I (1の2)、 令4・I、令2・I <input type="checkbox"/> 灯火信号 〔赤色相当〕無視 〔黄色相当〕無視 7.6・I、119・I (1の2)、 令5・I、令2・I <input type="checkbox"/> 信号機信号と異なる手 信号無視 7.6・I、119・I (1の2)、 令4・I、令2・I <input type="checkbox"/> 信号機信号と異なる灯 火信号無視 7.6・I、119・I (1の2)、 令5・I、令2・I	【違反態様明記】 (例) ・停止線手前で赤色 ・早期発進 【右折車の赤色無視の場合】 (例) ・直進車の進行を妨害した。 【多通行帯道路での右折原付 の赤色信号無視の場合】 (例) ・右折地点で停止せず進行し た。 【手信号又は灯火信号をした 理由及び内容明記】 (例) ・緊急自動車接近につき青色 信号を手信号で進行しない ように指示したが従わな い。 (過失犯119・II)
2	信号無視 (点減) (2点)	②9765		<input type="checkbox"/> 信号機信号赤色点減無視 7.4・I、119・I (1の2)、 令2・I	【違反態様明記】 (例) ・一時停止しなかった。 (過失犯119・II)

注：適用欄の ②は過失犯
 ③は両罰規定
 ④は、下命・容認がある時に両罰規定
 の適用のあるもの

報告書・続欄 備考

略図記載
 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。
 (例)
 ・停止線手前約〇mで赤色
 信号機信号赤色無視図例

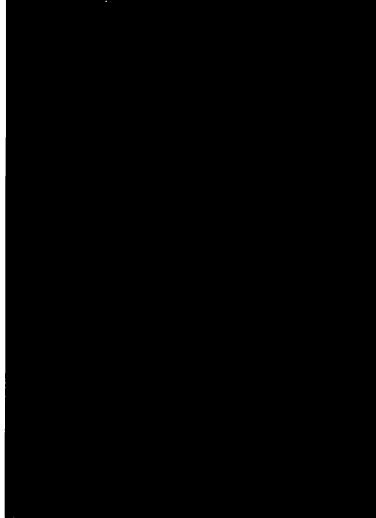
a 現況始期地点
 b 停止命令地点
 c 停車地点
 △ 現況位置
 □ 信号機

番 号	反則(違反) 行為の種類	反則金額	反 則 (違反) 事項・罰条欄	
			本 文 (11~15) (1)~(5)項	補 足 事 項 (補足欄)
3	通行禁止違反 ㊟ [2点]	9765	<input type="checkbox"/> 一方通行違反 8・1、4・1、119・I (1の 2)、令1の2	[規制時間及び規制車種明記] (例) { 規制時間～終日 規制車種～車両(自転車 を除く。) } [警察署長の交通規制の場合 は、補足欄下の「 <input type="checkbox"/> 警 察署長の交通規制5・ I、令3の2」の <input type="checkbox"/> を○で 囲む。] (過失犯119・II)
			<input type="checkbox"/> 通行禁止場所通行 8・I、4・1、119・I (1の 2)、令1の2	[規制時間及び規制車種明記] (例) { 規制時間 午前○時から午後○時 まで 規制車種 1. 最大積載量3000キロ グラム以上の中型貨物 自動車、大型貨物自動 車、特定中型貨物自動 車及び大型特殊自動車 2. 車両(○○を除く。) } [警察署長の交通規制の場合 は、補足欄下の「 <input type="checkbox"/> 警 察署長の交通規制5・ I、令3の2」の <input type="checkbox"/> を○で 囲む。] (過失犯119・II)

報告書・統欄	備考
--------	----

略図記載
現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。

(例)
・西から東に向かい約〇〇m通行現認
・一方通行違反(通行禁止場所通行も同要領)



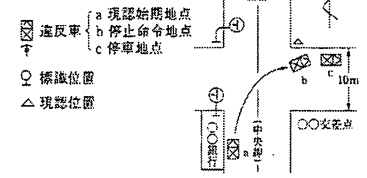
番号	反則(違反)行為の種類	反則金額			反則(違反)事項・罰条欄	
		普通自動車	大型自動車	原付	本文(罰則事項)	補足事項(補足欄)
3	通行禁止違反 (2点)	9	7	6	5	<input type="checkbox"/> 禁止場所 右折 左折 直進 8・I、4・I、119・I(1)の2、令1の2 (規制時間及び規制車種明記) (例) 規制時間 午前○時から午後○時まで 規制車種 車両(○○を除く。) (過失犯119・II) (警察署長の交通規制の場合は、補足欄下の「 <input type="checkbox"/> 警察署長の交通規制5・I、令3の2」の <input type="checkbox"/> を○で囲む。) (過失犯119・II)
4	通行許可条件違反 (1点)	6	4	4	3	<input type="checkbox"/> 署長の付した条件違反 8・V、121・I(1)の2 (違反態様明記) (例) ・許可標章を掲示しない。
5	歩行者用道路係行違反 (2点)	9	7	6	5	<input type="checkbox"/> 歩行者用道路で 徐行しない 徐行したが歩行者に注意しない 9・4・I、119・I(1)の2、令1の2 (違反態様明記) (例) ・歩行者を立ち止ませた。 ・歩行中の女性があわてて飛び退いた。 (警察署長の交通規制の場合は、補足欄下の「 <input type="checkbox"/> 警察署長の交通規制5・I、令3の2」の <input type="checkbox"/> を○で囲む。) (過失犯119・II) <input type="checkbox"/> 歩行者

報告書 続欄

備考

右(左)折禁止違反(直進禁止も同要領)

図例



現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。

略図記載

現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。

(例)

- ・目測時速約30km/hで、約○○m走行
- ・通行許可証を確認

不注意通行図例



- 違反車 { a 現認始期地点 o 歩行者
- b 停止命令地点 △ 現認位置
- c 停車地点

番 号	反則(違反) 行為の種類	反則金額	反則(違反)事項・罰条欄	
			本文(1-9項)	補足事項(補足欄)
6	通行区分違反 ・(2点)	12976	<input type="checkbox"/> [歩道] 通行 [路側帯] 通行 17・I、119・I (2の2)	(違反態様明記) (例) ・北側歩道を西から東へ通行
			<input type="checkbox"/> [歩道] [横断] 条 [路側帯] [通行] 条 件違反 [一時不停止 通行妨害] 17・II、119・I (2の2)	(妨害態様明記) (例) ・歩行者を [立ち止まらせた。 2歩後退させた。]

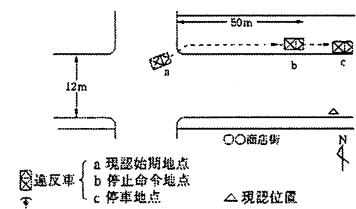
報告書 続 欄

備 考

略図記載
現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載
すること。

(例)
・約○○m走行現認

歩道通行図例

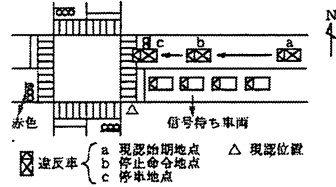


番号	反則(違反)行為の種類	反則金額		反則(違反)事項・罰条欄	
		用 機	大 車	本 文 (11-15)項 (17-19)項	補 足 事 項 (補足欄)
6	通行区分違反 [2点]	12	976	<input type="checkbox"/> 右側通行 17-IV.119-I (2の2)	<p>〔違反態様及び妨害態様明記〕 (例)</p> <ol style="list-style-type: none"> 中央線に沿って信号待ちの普通貨物自動車約○台の右側、中央線の右側を通行 道路の中央線の右側を通行 〔追越しのための右側部分のみ出し通行禁止違反の場合〕 規制時間-終日 追越しのため右側部分にのみ出し通行 <p>〔対向車妨害態様〕 対向の普通乗用(トヨタクラウン)の通行を妨害した。</p>

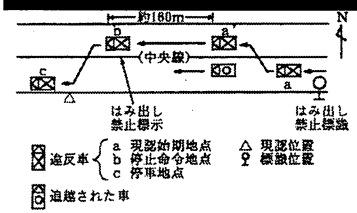
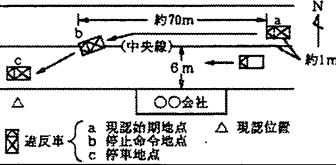
略図記載
現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。

図例

1. 信号待ち車両の右側通行の場合



2. 右側通行の場合

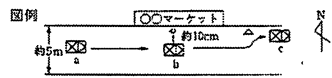


番 号	反則(違反) 行為の種類	反則金額		反 則 (違反) 事項・罰条欄	
		適用 欄	額 欄	本 文 (1)~(8)項	補 足 事 項 (補足欄)
6	通行区分違反 (2点)		12976	<input type="checkbox"/> 安全地帯進入 17-VI、119-I (2の2)	〔妨害態様明記〕 (例) ・乗客を2歩後退させた。
				<input type="checkbox"/> 進行不供用部分進入 17-VI、4-I、119-I (2 の2)、令1の2	〔違反態様明記〕 (例) ・道路標示による不供用部分 に進入約〇m通行
				<input type="checkbox"/> 自転車道通行 17-III、119-I (2の2)	
7	歩行者側方 安全間隔 不保持等 (2点)		9765	<input type="checkbox"/> 歩行者の側方を安全間 隔を保たず徐行しない で通過 18-II、119-I (2の2)	〔妨害態様明記〕 (例) ・歩行者を 立ち止まらせた。 とびのかせた。

報告書・統欄

備考

略図記載
 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載
 すること。
 (例)
 ・約〇〇m通行



⊗ 違反車 { a 現認初期地点
 b 停止命令地点
 c 停車地点
 ○ 歩行者
 △ 現認位置

番 号	反則(違反) 行為の種類	反則金額		反則(違反)事項・罰条欄	
		大 額 罰 金	二 万 圓 以 下	本 文 (第 ① 項) ①-④項	補 足 事 項 (補 足 欄)
8	通行帯違反 (1点)	7	6	<input type="checkbox"/> 法定通行帯外通行 20・I 本文、4・I、120・ I(3)、令1の2	【違反態様明記】 (例) ・道越し等の場合ではない。
				<input type="checkbox"/> 三以上通行帯道路で最 右側通行帯通行 20・I ただし書、4・I、 120・I(3)、令1の2、令9	(過失犯120・II)
				<input type="checkbox"/> 指定通行帯外通行 (第 ② 項 の 通 行 帯) 20・II、4・I、 120・I(3)、令1の2	【違反態様、規制時間及び規 制車種明記】 (例) ・指定通行帯の通行が可能で あるのにバス専用レーンを 通行 ・規制時間 ～午前7時から午前9時 ・規制車種 ～バス、二輪自動車
				<input type="checkbox"/> 直近右側以外の通行帯 道越し通行 20・III、120・I(5)	【被道越し車明記】 (例) ・前車～普通乗用
					(過失犯120・II)

報告書・続欄

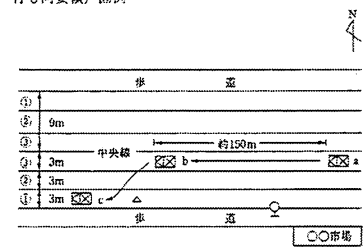
備考

略図記載
現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。

(例)

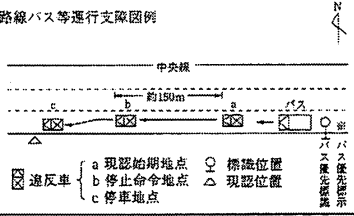
・約〇〇m 通行

指定通行帯外通行(三以上通行帯道路で最右側通行帯通行も同要領) 図例

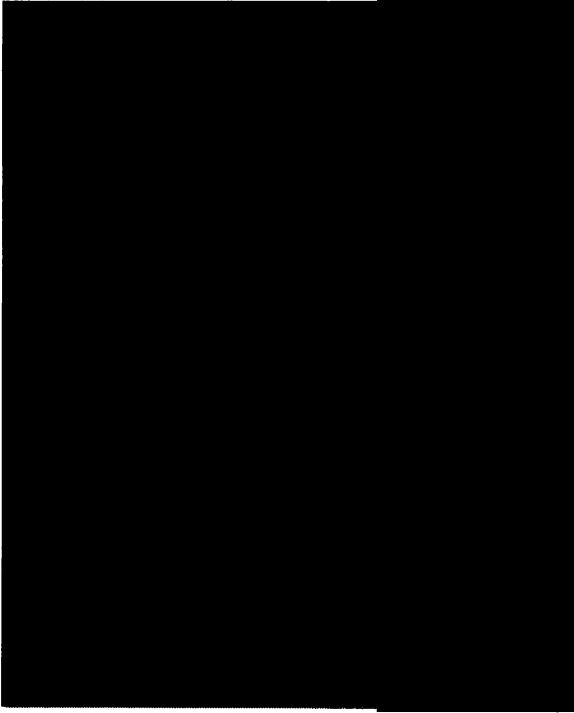


☒ 違反車 { a 現認始期地点 ○ 標識位置
 b 停止命令地点 △ 現認位置
 c 停車地点

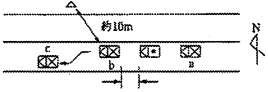
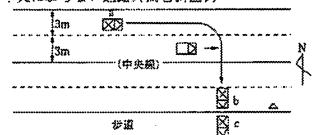
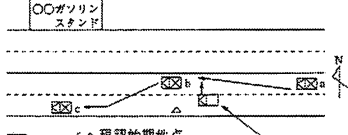
番 号	反則(違反) 行為の種類	反則金額		反則(違反)事項・罰条標		
		通 用 標 記	大 管 線 標 記	本 文 (11~19) 項	補 足 事 項 (補 足 欄)	
9	路線バス等優 先通行帯違反 [1点]	⑥	7	6	<input type="checkbox"/> 交通混雑時に路線バス 等優先通行帯通行 20の2・I、4・I、120・I (3)、令1の2	【違反態様明記】 (例) ・交通混雑のためその通行帯 から出ることができなくな るのに通行 (過失犯120・II)
					<input type="checkbox"/> 路線バス等優先通行帯 通行中路線バス等の運 行支障 20の2・I、4・I、120・I (3)、令1の2	【違反態様明記】 (例) ・路線バス等優先通行帯外に 出ない。 (過失犯120・II)
10	軌道敷内違反 [1点]	6	4	4	<input type="checkbox"/> 軌道敷内通行 21・I、121・I(5)	【違反態様明記】 (例) ・車道通行が可能であるのに 北行軌道敷内を通行
					<input type="checkbox"/> 軌道敷内通行中路面電 車の通行妨害 21・II、121・I(5)	【妨害態様明記】 (例) ・路面電車の直前を通行妨害
					<input type="checkbox"/> 軌道敷内通行中路面電 車の運行支障 21・III、121・I(5)	【違反態様明記】 (例) ・軌道敷外に出ない 必要な距離を保たない 通行

報告書・続欄	備考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。 (例) ・路線バスの直前を約〇〇m通行 路線バス等運行支障図例</p>  <p>中央線</p> <p>約150m</p> <p>バス</p> <p>△ 現認位置</p> <p>○ 標識位置</p> <p>△ 現認位置</p> <p>△ 停車地点</p> <p>○ 現認始期地点</p> <p>○ 標識位置</p> <p>△ 現認位置</p> <p>△ 停車地点</p> <p>バス優先表示</p>	
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。 (例) ・約〇〇m通行 ・道路工事、道路損壊等は無かった。</p>	
<p>(例) ・目測時速約〇km/hで約〇〇m通行</p>	

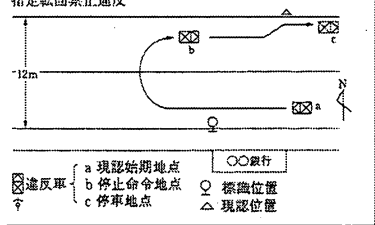
番号	反則(違反)行為の種類	反則金額			反則(違反)事項・罰条欄		
		普通自動車	大型自動車	二輪自動車	本文(①-⑤項)	補足事項(補足欄)	
11	(15未満) [1点]	②	③	④	⑤	<input type="checkbox"/> 法定速度違反 (km/h km/h km/h) 超過のところ km/h) 22・I、118・I(1)、 令11	[路經名明記] (例) 国道1号 [けん引中の普通自動車の場合] 車両をけん引中の普通自動車
12	(15以上 20未満) [1点]	②	③	④	⑤	<input type="checkbox"/> 法定速度違反 (トローバス) (km/h km/h km/h) 超過のところ km/h) 22・II、118・I(1)、 軌14、無軌道規46	[けん引車種、被けん引車種 及び令12・I違反の場合は、 各車両の総重量明記] (例) 1. 普通乗用(総重量1,300 kg)を大型特殊(総重量 11,500kg)でけん引 2. リヤカーを原付自転車 でけん引 法定最高速度(高速本線車 道) 1号～大型乗用自動車、普通 自動車、大型自動二輪 車、普通自動二輪車 (100km/h) 2号～上記以外の自動車 (80km/h)
13	速 度 (20以上 25未満) [2点]	②	③	④	⑤	<input type="checkbox"/> 法定速度違反 (踏切電車) (km/h km/h km/h) 超過のところ km/h) 22・II、118・I(1)、 軌14、軌道規53	1号～大型乗用自動車、普通 自動車、大型自動二輪 車、普通自動二輪車 (100km/h) 2号～上記以外の自動車 (80km/h)
13 の 2	速 度 (25以上 30未満) [3点]	②	③	④	⑤	<input type="checkbox"/> 法定速度(特例)違反 (km/h km/h km/h) 超過のところ km/h) 22・I、118・I(1)、 令12 I() II	2号～上記以外の自動車 (80km/h)
13 の 3	(30以上 35未満) <input type="checkbox"/> 高速 <input type="checkbox"/> 自専道 [3点]	②	③	④	⑤	<input type="checkbox"/> 高速国道本線車道法定 最高速度違反 (km/h km/h km/h) 超過のところ km/h) 22・I、118・I(1)、 令27・I()	[警察署長の交通規制の場合] 補足欄下の「 <input type="checkbox"/> 警察署長の 交通規制5・I、令3の 2」の□を○で囲む。
13 の 4	(35以上 40未満) <input type="checkbox"/> 高速 <input type="checkbox"/> 自専道 [3点]	②	③	④	⑤	<input type="checkbox"/> 指定速度違反 (km/h km/h km/h) 超過のところ km/h) 22・I、4・I、118・I(1)、 令1の2	(過失犯118・II)

報告書・統撰	備考
略図記載 現場付近及び衝突の状況（独走、追越し等進行状況を付記）並びに特記すべき事項を記載すること。	

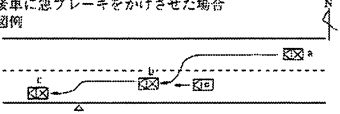
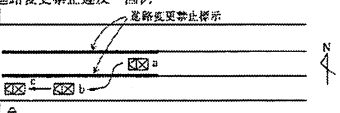
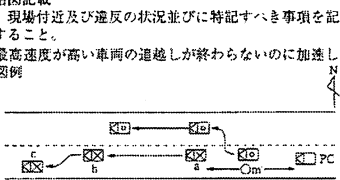
番 号	反則(違反) 行為の種類	反則金額			反 則 (違反) 事項・罰条欄		
		用 車 種 別	大 型 原 動 機 車 種 別	原 動 機 種 別	本 文 (11-19項)	補 足 事 項 (補足欄)	
13 の 5	急ブレーキ 禁止違反 (2点)		9	7	6	5	<input type="checkbox"/> 急ブレーキ禁止違反 24.119・I (1)の3 [違反態様明記] (例) 1. 急に停止させた。 2. 急激に減速した。
14	道路外出右左 折方法違反 (1点)		6	4	4	3	<input type="checkbox"/> 左側端に寄らない 徐行しない 道路外に出るための左折 25・I、121・I(5) <input type="checkbox"/> 中央に寄らない 徐行しない 道路外に出るための右折 25・II、121・I(5) <input type="checkbox"/> 一方通行路で 右側端に寄らない 徐行しない 道路外に出るための右折 25・II、121・I(5) [違反態様明記] (例) ・中央によらない右折
15	道路外出右左 折合図車妨害 (1点)		7	6	6	5	<input type="checkbox"/> 道路外に出るための左 折合図車進路変更妨害 25・III、120・I(2) [妨害態様明記] (例) ・減速せず進路を譲らなかつた。
							<input type="checkbox"/> 道路外に出るための右 折合図 {自動車} 進路 {原付車} 変更妨害 25・III、120・I(2) [妨害態様明記] (例) ・右折合図自動車の直前を横 切り 急ブレーキをかけた。 停止させた。

報告書・統制	備考
<p>図例</p>  <p> ⊗ a 急制動現認地点 ⊗ 後車急停止位置 ⊕ 違反車 ⊗ b 違反車急停止位置 △ 現認位置 ⊕ c 誘導停止地点 </p>	
<p>略図記載</p> <p>現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <p>中央によらない道路外出右折図例</p>  <p> ⊗ a 現認始期地点 ○ ガソリンスタンド ⊕ 違反車 ⊗ b 停止命令地点 △ 現認位置 ⊕ c 停車地点 </p>	
<p>略図記載</p> <p>現場付近及び違反車の速度、合図車の距離等違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <p>道路外出右折合図車妨害図例</p>  <p> ○ ガソリンスタンド ⊗ a 現認始期地点 右車線変更車両 ⊕ 違反車 ⊗ b 停止命令地点 △ 現認位置 ⊕ c 停車地点 </p>	

番 号	反則(違反) 行為の種類	反則金額			反 則 (違反) 事項・罰条欄	
		特 例	大 等	二 原 則	本 文 (①-③項)	補 足 事 項 (補足欄)
16	法定横断等 禁止違反 (2点)	9	7	65	<input type="checkbox"/> 道路外施設等に入 り するた めの 左折 禁止 違反 25の2・I、119・I (2の2) <input type="checkbox"/> 法定 横断 後退 禁止違反 25の2・I、119・I (2の2)	(違反態様明記) (例) 歩行者 対向車 右方車 左方車 後続車 と接触のおそれ があった。
17	指定横断等 禁止違反 (1点)	7	6	65	<input type="checkbox"/> 指定禁止場所 (横断 後退) 25の2・II、4・I、120・I (4)、令1の2	(規制時間明記) (例) 規制時間 午前〇時から午後〇時まで (過失犯120・II)
18	車間距離不 保持 (1点)	7	6	65	<input type="checkbox"/> 前車との距離不保持 26、120・I (2)	(違反態様明記) (例) ・時速約〇kmで前車 (普通乗用、時速約〇km) に追従接近し、車間距離 は約〇mで約〇m走行
18 2	高速自動車 国道等車間 距離不保持 (2点)	12	9	76	<input type="checkbox"/> 高速自動車国道等で 前車との距離不保持 26、119・I (1の4)	(違反態様明記) (例) { 高速自動車国道 } { 自動車専用道路 } で時速約〇kmで前車 (普通乗用、時速約〇km) に追従接近し、車間距離 は約〇mで約〇m走行

報告書・続欄	備考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況、被妨害車の位置と速度、被妨害の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p>	
<p>指定転回禁止違反</p>  <p>大阪府道路交通規則第2条の6により路線バスは除く</p>	
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。 (例) 約〇〇m通行</p>	

番号	反則(違反)行為の種類	反則金額			反則(違反)事項・罰条欄		
		通用	大	原	本文(①-⑤項)	補足事項(補足欄)	
19	進路変更禁止違反 [1点]	7	6	6	5	<input type="checkbox"/> 後車があるときの進路変更禁止違反 26の2・II、120・I(2)	【違反態様明記】 (例) 後車に急ブレーキをかけた。 後車に急ハンドル操作をとらせた。
						<input type="checkbox"/> 指定通行帯進路変更禁止違反 26の2・III、4・I、120・I(3)、令1の2	【違反態様明記】 (例) 左側通行帯に進路を変更 (右側)
20	追いつかれた車両の義務違反 [1点]	7	6	6	5	<input type="checkbox"/> 最高速度が「高い」「同じ」「低い」車両の追越しが終わらないうちに速度を増した 27・I、120・I(2)	【違反態様明記】 (例) 後車(普通乗用)が右側方から追越しをはじめているのに急に加速した。
						<input type="checkbox"/> 最高速度が「高い」「同じ」「低い」車両に対し進路を譲らないうちに速度を増した 27・II、120・I(2)	(過失犯120・II)

報告書・続権	備 考
<p>後車に急ブレーキをかけた場合 図例</p>  <p> a 現認始期地点 b 後車急ブレーキ地点 c 違反車 △ 現認位置 △ 停止命令地点 △ 停車地点 </p>	
<p>進路変更禁止違反 図例 道路変更禁止標示</p>  <p> a 現認始期地点 b 違反車 △ 現認位置 △ 停止命令地点 △ 停車地点 </p>	<p>大阪府道路交通規則第2条の6により路線バスは除く</p>
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。 最高速度が高い車両の追越しが終わらないのに加速した 図例</p>  <p> a 現認始期地点 b 後車(追いついた車両) c 違反車 △ 現認車(PC) △ 停止命令地点 △ 停車地点 </p>	

番号	反則(違反)行為の種類	適用 罰則 規定	反則金額	反則(違反)事項・罰条欄	
				本文(①-③項)	補足事項(補足欄)
21	追越し違反 [2点]		12976	<input type="checkbox"/> 車両左側追越し 28・I、119・I (2の2)	[被追越し車明記] (例) ・前車(普通乗用)の左側から追越し
				<input type="checkbox"/> 右折しようとする車の右側追越し 28・II、119・I (2の2)	[被追越し車明記] (例) ・右折車(普通乗用)の右側から追越し
				<input type="checkbox"/> 路面電車右側追越し 28・III、119・I (2の2)	[被追越し車明記] (例) ・北進中の路面電車(○○○号)の右側を追越した。
				<input type="checkbox"/> 追越し条件違反 28・IV、119・I (2の2)	[被追越し車及び追越し状況明記] (例) ・前車(普通乗用)を追越すに当たり、対向車(普通貨物)に注意しなかった。
				<input type="checkbox"/> 二重追越し開始 29、119・I (2の2)	[被追越し車明記] (例) ・普通貨物と普通乗用を同時に追越した。 追越そうとした。

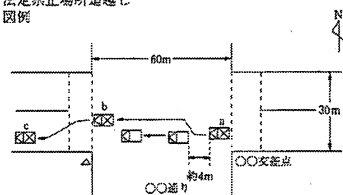
報告書・統括	備考
<p data-bbox="489 763 854 828">略記記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載 すること。</p> <div data-bbox="489 840 854 974" style="background-color: black; width: 100%; height: 60px;"></div>	

報告書・概欄

備考

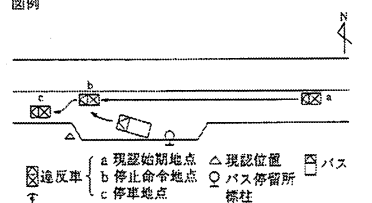
略図記載
現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。

法定禁止場所追越し
図例

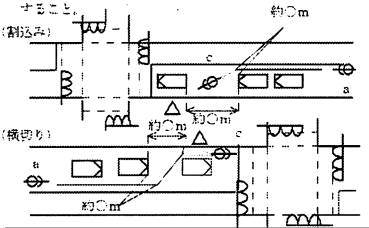
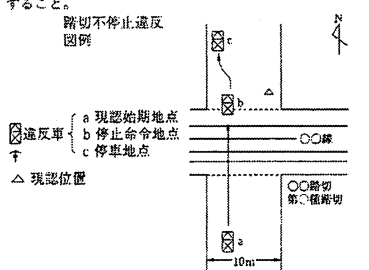


- ☒ 違反車 { a 現認始期地点
b 停止命令地点
c 停車地点
- ☐ 被追越車 (普通乗用)
- △ 現認位置

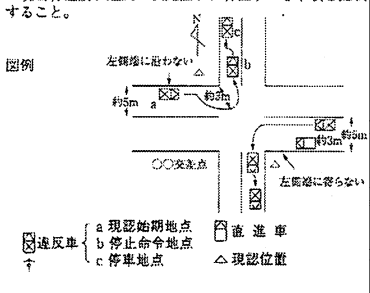
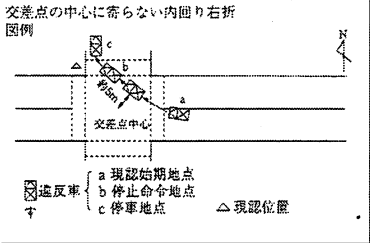
番号	反則(違反)行為の種類	反則金額			反則(違反)事項・罰条欄	
		適用 罰則	大 増 額	原 則 額	本 文 (①-④項)	補 足 事 項 (補足欄)
22	路面電車後方 不 停 止 〔2点〕	9	7	65	<input type="checkbox"/> 路面電車 { 後方不停止 { 左側を徐行しない 31.119・I (2の2)	【違反態様明記】 (例) ・乗客の乗降が終わっていない。 ・降車客が電車の左側を横断中 ・降車客が電車の左側を横断しようとしていた。 ・安全地帯がある場所で徐行しなかった。 ・乗降客がなく路面電車の左側に電車から1.5メートルの余地がある場所で徐行しなかった。
23	乗合自動車発 進 妨 害 〔1点〕	7	6	65	<input type="checkbox"/> 乗合自動車発進時の進 路変更妨害 31の2.120・I(2)	【妨害態様明記】 (例) 1. 減速せず進路を譲らな かった。 2. 乗合自動車の直前を横切 り { 急ブレーキをかけ { せた。 { 停止させた。

報告書・続欄	備考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <p>(例) ・路面電車から約1.2mの地点を目前時速約〇km/hで通過</p>	
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <p>乗合自動車発進妨害 図例</p>  <p> a 現認開始地点 △ 現認位置 b 停止命令地点 ○ バス停留所 c 停車地点 標柱 </p>	

番号	反則(違反)行為の種類	反則金額			反則(違反)事項・罰条	
		普通自動車	軽自動車	原付	本文(1項)	補足事項(補足欄)
24	割込み等 [1点]	7	6	5	<input type="checkbox"/> 法規により 命令により 危険防止のため 停止中 徐行中 の車両等の 前方に 割込み 横切り 32.120・1(2) <input type="checkbox"/> 法規により 命令により 危険防止のため 停止中 徐行中 の車両等に 続いて 停止中 徐行中 の車 両等の前方に 割込み 横切り 32.120・1(2)	(違反態様明記) (例) ・普通貨物の前方に割込み ・普通乗用の前方を横切り
25	踏切不停止等 [2点]	12	9	7	<input type="checkbox"/> 踏切 一時不停止 通過に際し安全 不確認 33・I、119・I(2)	(違反態様明記) (例) ・南から北に向かい停止せず 通過 (停止線が設けられている場合) <input type="checkbox"/> 停止線設置 4・1、令1の2 (過失犯119・II)
26	しゃ断踏切 立入り [2点]	15	12	9	<input type="checkbox"/> {しゃ断途中} {しゃ断後} 踏切立 {警報中} 入り 33・II、119・I(2)	(違反態様明記) (例) ・踏切の手前で 警報し しゃ断機が 閉じ はじめたのに一時停 止 したが せずに 通行 (過失犯119・II)

報告書・様式	備考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p>  <p>(側面図)</p> <p>(横断面図)</p>	
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <p>踏切不停止違反 図例</p>  <p> a 現認始期地点 b 停止命令地点 c 停車地点 △ 現認位置 </p> <p>○踏切 ○横断切</p> <p>10m</p>	

番号	反則(違反)行為の種類	反則金額	反則(違反)事項・罰条欄	
			本文(①-⑧項)	補足事項(補足欄)
27	交差点右左折方法違反 (1点)	6443	<input type="checkbox"/> [左側端に寄らない 左側端に沿わない] 左折 34・I、121・I(5)	[違反態様明記] (例) ・左車道端に寄らない左折
			<input type="checkbox"/> 徐行しない左折 34・I、121・I(5)	[違反態様明記] (例) ・時速約〇kmの速度で左折
			<input type="checkbox"/> 徐行しない右折 34・II、121・I(5)	[違反態様明記] (例) ・時速約〇kmの速度で右折 (小回りを指定した多通行帯 道路の場合) <input type="checkbox"/> 小回り指定の交差点 34・Vただし書、4・I、 令1の2
			<input type="checkbox"/> [道路の中央に寄らない 交差点の中心に寄らない内回り] 右折 34・II、121・I(5)	[違反態様明記] (例) 1. 中央線の左側約〇mを通 行右折 2. 交差点中心の内側約〇m の地点を右折 (小回りを指定した多通行帯 道路での右折方法違反の場合) <input type="checkbox"/> 小回り指定の交差点 34・Vただし書、4・I、令1の2
			<input type="checkbox"/> 外回り右折 34・II、121・I(5)	[違反態様明記] (例) ・交差点中心の外側約〇mの 地点を右折 (小回りを指定した多通行帯 道路の場合) <input type="checkbox"/> 小回り指定の交差点 34・Vただし書、4・I、令1の2

報告書・統標	備考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <p>図例</p>  <p>○交差点</p> <p>直進車</p> <p>△現認位置</p> <p>交差点の中心に寄らない内回り右折 図例</p>  <p>△現認位置</p>	

番号	反則(違反)行為の種類	反則金額	反則(違反)事項・罰条据	
			本文(第①項)	補足事項(補足欄)
27	交差点右左折方法違反 [1点]	6443	<input type="checkbox"/> 指定部分以外を通行し ての右折 34・Ⅰ、4・Ⅰ、121・Ⅰ (5)、令1の2	【違反態様明記】 (例) ・指定された部分の内側約○ mの地点を右折 Ⅰ項～左折 Ⅱ項～右折 (小回りを指定した多通行帯 道路の場合) <input type="checkbox"/> 小回り指定の交差点 34・Vただし書、4・Ⅰ、 令1の2
			<input type="checkbox"/> 一方通行路の右側端 外回り 徐行し に寄らない 右折 ない 34・Ⅳ、121・Ⅰ(5)	【違反態様明記】 (例) 1. 右車道端から約○mの地 点 2. 交差点中心の外側約○m の地点 3. 時速約○kmの速度 (小回りを指定した多通行帯 道路での右折方法違反の場合) <input type="checkbox"/> 小回り指定の交差点 34・Vただし書、4・Ⅰ、 令1の2
			<input type="checkbox"/> 一方通行路指定部分以 外を通行しての右折 34・Ⅳ、4・Ⅰ、121・Ⅰ(5)、 令1の2	【違反態様明記】 (例) ・指定された部分の内側約○ mの地点を右折

報告書・統欄	備考
略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。	

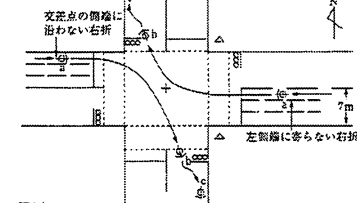
番号	反則(違反)行為の種類	反則金額			反則(違反)事項・罰条例		
		適用額	大額	二原付	本文(罰則)	補足事項(補足欄)	
27	交差点右左折方法違反 [1点]	6	4	4	3	<input type="checkbox"/> (左側端に寄らない 交差点の側端に沿わない 徐行しない (原付) 指定 34・V、4・I、 令1の2、 法定 34・V、 121・1(6)	<input type="checkbox"/> 右折 【違反態様明記】 (例) ・二段階右折方法に従わずに 右折
28	交差点右左折等合図車妨害 [1点]	7	6	6	5	<input type="checkbox"/> 右折 <input type="checkbox"/> 左折 合図車両の進路変更妨害 34・VI、120・1(2)	<input type="checkbox"/> 妨害態様明記 (例) ・減速せず進路を譲らなかつた。
						<input type="checkbox"/> 指定通行帯に入るため <input type="checkbox"/> 左 <input type="checkbox"/> 右 に進路変更合図 車両の進路変更妨害 35・II、34・IV、120・1(2)	

報告書・統構

備考

略図記載
現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。

記載例

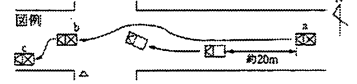


図例

- a 現認始期地点
- b 停止命令地点
- c 停車地点
- △ 現認地点
- + 交差点の中心

略図記載
現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。

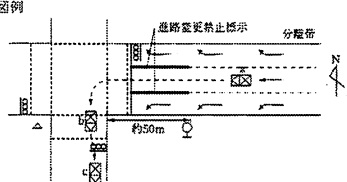
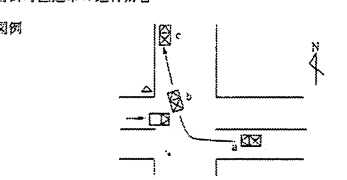
右折合図車進路変更妨害



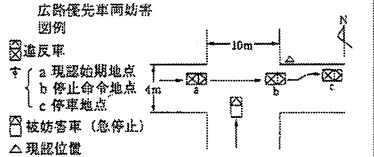
図例

- ⊗ 違反車
- a 現認始期地点
- b 停止命令地点
- c 停車地点
- 右折合図車
- △ 現認地点

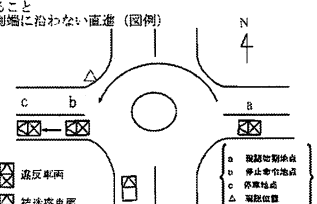
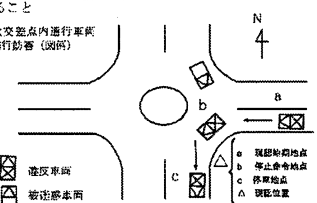
番号	行為の種類	違反金額	違反点数	備考
29	指定通行区分違反 [1点]	7665	7665	
30	交差先車妨害 [1点]	7665	7665	
違反(違反) 罰則(違反) 事項・罰金額	違反金額			
	本文(1)項			
<p> <input type="checkbox"/> 進行方向別指定通行区(違反) 事項(罰金) 補足事項(補足欄) <input type="checkbox"/> 進行方向別指定通行区(違反) 事項(罰金) 補足事項(補足欄) 別に従わない、通行帯通行(例) 35-1-4-1.120-1(3) 令102 1. 右折時 左折 車通行帯 を通行 2. 左折時 右折 車通行帯 を通行 3. 右折時 左折 車通行帯 を通行 (違反) 事項(罰金) 補足事項(補足欄) </p>				
<p> <input type="checkbox"/> 車両の交差点における 左方車両の進行妨害(例) 左方普通乗用の直前を機切り 停止させた。 停止させた。 急ブレーキをかけた。 左方にハンプルを切らせた。 [妨害態様明記] </p>				
<p> <input type="checkbox"/> 踏面電車の交差点にお ける左方踏面電車の進 行妨害(例) 踏面電車の進 行を機切り 停止させた。 急ブレーキをかけた。 左方にハンプルを切らせた。 [妨害態様明記] </p>				
<p> <input type="checkbox"/> 右折の際、直進車 の 進行妨害(例) 普通乗物の直前を機切り 停止させた。 急ブレーキをかけた。 左方にハンプルを切らせた。 [妨害態様明記] </p>				
<p> <input type="checkbox"/> 37.120-1(2) 進行妨害(例) 普通乗物の直前を機切り 停止させた。 急ブレーキをかけた。 左方にハンプルを切らせた。 [妨害態様明記] </p>				

報告書・結構	備考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <p>図例</p>  <p> ⊗ 違反車 { a 現認始期地点 b 停止命令地点 c 停車地点 } △ 現認位置 ○ 進行方向別通行区分標識（オーバーヘッド方式） ↓ 進行方向別通行区分標示 </p>	<p>大阪府道路交通規則第2条の6により路線バスは除く</p>
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <p>右折時直進車の進行妨害</p> <p>図例</p>  <p> ⊗ 違反車 { a 現認始期地点 b 停止命令地点 c 停車地点 } △ 現認位置 □ 直進車停車位置 </p>	

番号	反則(違反)行為の種類	反則金額		反則(違反)事項・罰条欄			
		適用 額	補正 額	本文(①-④項)	補足事項(補足欄)		
31	優先道路通行車妨害等 [2点]	9	7	<input type="checkbox"/> 交差点における 〔優先道路〕通行車両 の進行妨害 36-II、119-I (2の2)	【妨害態様明記】 (例) ・普通乗用の直前を横切り ・急ブレーキをかけた。 停止させた。 左右にハンドルを切らせた。		
				<input type="checkbox"/> 交差点における 〔優先道路〕に入る場 合に発行しない 36-III、119-I (2の2)			
32	交差点安全進行義務違反 [2点]	12	9	7	6	<input type="checkbox"/> 交差点安全進行義務違反 36-IV、119-I (2の2)	【違反態様明記】 (例) 1. 対向右折車に注意しなかつた。 2. 交差点直近道路横断中の歩行者に注意しなかつた。

報告書・統欄	備考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <p>広路優先車両妨害 図例</p>  <p> <input checked="" type="checkbox"/> 違反車 a 現認始期地点 b 停止命令地点 c 停車地点 <input checked="" type="checkbox"/> 被妨害車（急停止） △ 現認位置 </p>	
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p>	

番号	反則(違反)行為の種類	適用欄	反則金額			反則(違反)事項・罰条欄		
			大型	普通	原付	本文(①~④項)	補足事項(補足欄)	
33	環状交差点左折等方法違反 [1点]		6	4	4	3	<p>左側端に着かない側端に沿わない指定部分以外を通行しての <input type="checkbox"/> 徐行しない <input type="checkbox"/> 左折 <input type="checkbox"/> 右折 35の2・I、4・I、121・I(5)、令1の2</p> <p>左側端に着かない側端に沿わない指定部分以外を通行しての <input type="checkbox"/> 徐行しない <input type="checkbox"/> 直進 <input type="checkbox"/> 左折 <input type="checkbox"/> 右折 35の2・II、4・I、121・I(5)、令1の2</p>	<p>違反態様明記(例) 左回りして側端に沿わずに通行した</p>
34	環状交差点通行車妨害等 [2点]		9	7	6	5	<p><input type="checkbox"/>環状交差点における環状交差点内通行車両の進行妨害 37の2・I、4・I、119・I(2の2)、令1の2</p> <p><input type="checkbox"/>環状交差点に入る場合に徐行しない 37の2・II、4・I、119・I(2の2)、令1の2</p>	<p>違反態様明記(例) ・ 普通乗用の直前に進入し急ブレーキをかけた後停止させた ・ 左回りして右回りの普通乗用の進路を妨害し急ブレーキをかけた後停止させた</p>
35	環状交差点安全進行義務違反 [2点]		12	9	7	6	<p><input type="checkbox"/>環状交差点安全進行義務違反 37の2・III、4・I、119・I(2の2)、令1の2</p>	<p>違反態様明記(例) 1. 環状交差点に入ろうとする普通乗用に注意しなかった 2. 環状交差点内を通行中の普通乗用に注意しなかった 3. 環状交差点直近道路を横断中の歩行者に注意しなかった</p>

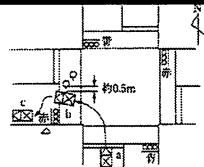
報告書・続欄	備考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること 側端に沿わない直進 (図例)</p>  <p>違反車両 被追跡車両</p> <p>a 視認困難地点 b 停止帯付地点 c 停車地点 A 視認位置</p>	
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること 環状交差点内進行車両の進行妨害 (図例)</p>  <p>違反車両 被追跡車両</p> <p>a 視認困難地点 b 停止帯付地点 c 停車地点 A 視認位置</p>	
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること</p>	

番号	反則(違反)行為の種類	適用 罰則 規定	反則金額	反則(違反)事項・罰条	
				本文(①-⑥項)	補足事項(補足欄)
36	横断歩行者等 妨害等 (2点)	①12976		<input type="checkbox"/> 横断歩道等接近時の安全速度違反 38・I、119・I(2)	(過失犯119・II) <input type="checkbox"/> 横断歩道等 <input type="checkbox"/> 歩行者等
				<input type="checkbox"/> 進路前方横断歩道等を歩行者等横断中 {一時不停止 通行妨害 38・I、119・I(2)}	【一時不停止】 (違反態様及び妨害態様明記) (例) 1 自転車の運転者に {急ブレーキをかけた。 停止させた。 左右にハンドルを切らせた。 2 歩行者〇名を立ち止ませた。 3 {歩行者}の前方通過 自転車運転者 { (単路で停止線が設けられている場合) <input type="checkbox"/> 停止線設置 4・I、令1の2 { 過失犯119・II <input type="checkbox"/> 横断歩道等 <input type="checkbox"/> 歩行者等
				<input type="checkbox"/> 進路前方横断歩道等を横断しようとする歩行者等あるとき {一時不停止 通行妨害 38・I、119・I(2)}	【通行妨害】 (妨害態様明記) (例) 1 自転車の運転者に {急ブレーキをかけた。 停止させた。 左右にハンドルを切らせた。 2 歩行者を {立ち止ませた。 〇歩後退させた。 { (単路で停止線が設けられている場合) <input type="checkbox"/> 停止線設置 4・I、令1の2

略図記載
現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。

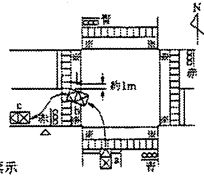
図例1 歩行者

- ☒ 違反車
- ↑ a 現認始期地点
- b 停止命令地点
- c 停車地点
- 歩行者
- △ 現認位置



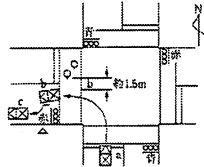
図例2 自転車

- ☒ 違反車
- ↑ a 現認始期地点
- b 停止命令地点
- c 停車地点
- ↑ 被妨害自転車
- △ 現認位置
- ※ 自転車横断帯道路標示



進路前方横断歩道等を横断しようとする歩行者等あるとき一時不停止

- ☒ 違反車
- ↑ a 現認始期地点
- b 停止命令地点
- c 停車地点
- 歩行者
- △ 現認位置

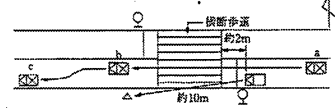


番号	反則(違反)行為の種類	適用範囲	反則金額	反則(違反)事項・罰条欄	
				本文 (第1項)	補足事項 (補足欄)
36	横断歩行者等妨害等 [2点]	⑤	12976		(過失犯119・II) <input type="checkbox"/> 横断歩道等 <input type="checkbox"/> 歩行者等
				<input type="checkbox"/> 横断歩道等 横断歩道等手前直前 停止車両等の側方通過 一時不停止 38・II、119・I(2)	(停止中の車両明記) (例) ・停止中～普通乗用 過失犯119・II <input type="checkbox"/> 横断歩道等停止線 <input type="checkbox"/> 停止車両
				<input type="checkbox"/> 横断歩道等における前方車両等の側方通過前方進出 38・III、119・I(2)	(前車明記) (例) ・前車～普通乗用 過失犯119・II <input type="checkbox"/> 横断歩道等 <input type="checkbox"/> 前方車両
				<input type="checkbox"/> 横断歩道等手前における前方車両等の側方通過前方進出 38・III、119・I(2)	(違反態様及び前車明記) (例) ・横断歩道手前の側端から手前に○m ・前車～普通乗用 過失犯119・II <input type="checkbox"/> 横断歩道等 <input type="checkbox"/> 前方車両
				<input type="checkbox"/> 横断歩道のない 交差点 交差点直近 における横断歩行者の通行妨害 38の2、119・I(2の2)	(妨害態様明記) (例) ・交差点内を歩行者(○名)が横断中 一時停止しない で歩行者の前方○mのところを南から北へ進行し歩行者を立ち止まらせた。 2歩後退させた。

報告書・続欄

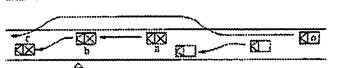
備考

横断歩道等手前直前停止車両等の側方通過一時不停止
図例



違反車 { a 現認時期地点 停止中 標識位置
 b 停止命令地点 の音楽
 c 停車地点 △ 現認位置

番号	反則(違反)行為の種類	適用 罰則 規定	反則金額 原 則	反 則 (違反) 事項・罰条欄			
				本 文 (第 ① 項)	補 足 事 項 (補足欄)		
37	緊急車妨害等 [1点]	7	6	6	5	<input type="checkbox"/> 交差点 交差点付近 において緊急自動車 が接近してきたのに 交差点を避けない 左側に寄らない 一方通行路で右側へ 寄らない 一時停止しない 40・I、120・I(2)	[緊急自動車の種別明記] (例) ・警察用緊急自動車 ・血液運搬用自動車 [違反態様明記] (例) ・交差点内で停止 ・左側に寄るべきなのに右側 に寄った。 ・一方通行路で左側に寄るこ とが妨害となる場合で右側 に寄るべきなのに左側に寄 った。
						<input type="checkbox"/> 単路において緊急自動 車が接近してきたのに 左側に寄らない 一方通行路で右側へ 寄らない 40・II、120・I(2)	
						<input type="checkbox"/> 交差点 交差点付近 において消防用車両が接近 してきたのに 一時停止しない 交差点を避けない 41の2・I、120・I(2)	
						<input type="checkbox"/> 単路における消防用車 両の進行妨害 41の2・II、120・I(2)	[妨害態様明記] (例) ・進路を譲らない。

報告書・続欄	備考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。 (例) ・左(右)車道端から○mのところをそのまま進行 緊急自動車妨害(左側に寄らない)</p> <p>図例</p>  <p> ○ 違反車 ○ 緊急自動車(パトカー) □ 停車車両 △ 現認位置 + { a 現認始期地点 b 停止命令地点 c 停車地点 </p>	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 100%;"></div>

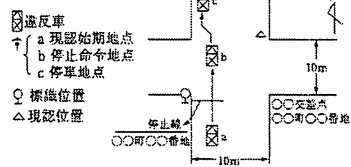
番 号	反則(違反) 行為の種類	過 失 反 則 金 額	選 用 大 道 二 原 則 通 補 付	反 則 (違反) 事項・罰条額			
				本 文 (第1項) (第1~第9項)	補 足 事 項 (補足欄)		
38	徐行場所違反 [2点]	9	7	6	5	<input type="checkbox"/> 指定場所で徐行しない 42.4・I.119・I(2), 令1 の2	[違反態様明記] (例) ・徐行せず南から北へ進行 (警察署長の交通規制の場 合は、補足欄下「 <input type="checkbox"/> 警察 署長の交通規則5・I、令 3の2」の□を○で囲む。 (過失犯119・II)
						<input type="checkbox"/> 見とおしのきかない 交差点に入ろう 交差点内部分を通行 しよう とするとき 徐行しない 42(1), 119・I(2)	[違反態様明記] (例) ・徐行せず南から北へ進行
						<input type="checkbox"/> まがりかど付近 上り坂の頂上付近 勾配の急な下り坂 で徐行しない 42(2), 119・I(2)	(過失犯119・II) [法定制限場所]
39	指定場所一時 不 停 止 等 [2点]	9	7	6	5	<input type="checkbox"/> 指定場所一時不停止 43.4・I.119・I(2), 令1 の2	[違反態様明記] (例) ・南から北に向かい一時停止 せず通行 (過失犯119・II)
						<input type="checkbox"/> 交差道路通行車両等の 進行妨害 43.119・I(2)	[妨害態様明記] (例) ・普通乗用の直前を横切り 急ブレーキをかけた。 停止させた。

報告書・統括

備考

略図記載
現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。
(例)
・時速○kmで進行

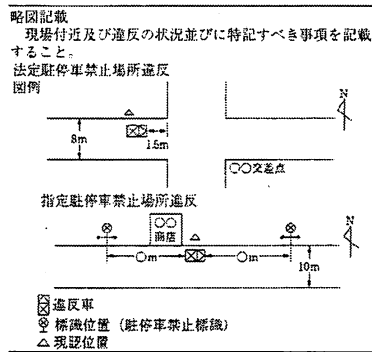
略図記載
現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。



番 号	反則(違反) 行為の種類	反則金額				反則(違反)事項・罰条	
		用 欄	大 罰 額	罰 額	二 次 罰 額	本 文 (① ~ ②) 項	補足事項 (補足欄)
40	放置駐車違反 (駐車禁止 場所等(高齢 運転者等専用 場所等以外)) [3点]	③	25	18	10	10	<input type="checkbox"/> 禁止場所放置 (〔時 分間〕 119の2-I(1)) <input type="checkbox"/> 法定 44 () <input type="checkbox"/> 指定 44、4-I、令1の2 注： 1. (〔時 分間〕)に現認 又は認知した時間を記入 する。 2. 法定違反の場合は、 違反場所によって適用 法条の号を異にするの で、罰条の()に適 用する号を記入すると ともに補足欄の余白部 分の□を○で囲み違反 場所を明記する。 【法定違反】 (法定駐車禁止場所明記) (例) ・交差点の側端から○m 法定駐車禁止場所 1号~交差点、横断歩道 自転車横断帯、踏切 軌道敷内、板の頂上 付近、勾配の急な坂 トンネル 2号~交差点の側端又は道 路のまがりかどから 5m以内 3号~横断歩道、自転車横 断帯の「前・後」側端 から5m以内 4号~安全地帯左側及び安 全地帯右側部分(前 ・後)側端から10m 以内 5号~停留所・場の標示 柱・板から10m 以内 6号~踏切(前・後)側端か ら10m以内 【指定違反】 (規制時間及び規制車種明記) (例) ・規制時間~午前○時から 午後○時まで ・規制車種~自動車(自動 二輪を除く) (警察署長の交通規制の場 合は、()警察署長の交 通規制5-I、令3の2 の□を○で囲む。 (過失犯119の2-I)

報告書・統標

備考



番 号	反則(違反) 行為の種類	反則金額				反則(違反)事項・罰条		
		速 用 限	大 重 罰	重 罰 額	二 次 送 付	本 文 (① ~ ②) 項	補足事項 (補足欄)	
40	放置駐車違反 (駐車禁止 場所等(高齢 運転者等専用 場所等以外)) [3点]	②	25	18	10	10	<input type="checkbox"/> 時間制限駐車区間で指 定部分に従わないで、 駐車禁止である交差点 等における放置 (時 分間) 49の3・Ⅲ、4・Ⅰ、44 ()、119の2・Ⅰ(2)、 令1の2、 <input type="checkbox"/> 高齢運転者等専用時間 制限駐車区間で乗車車 以外の車両の駐車禁止 である交差点等におけ る放置 (時 分間) 49の4・Ⅰ、44 ()、 119の2・Ⅰ(1)、令1の2	(規制時間及び強制車種明記) (例) ・44条(指定)の要領による。 [法定駐車禁止場所明記] 法定駐車禁止場所 1号~交差点、横断歩道 自転車横断帯、踏切 軌道敷内、坂の頂上 付近、勾配の急な坂 トンネル 2号~交差点の側溝又は道 路のまがりかどから 5m以内 3号~横断歩道、自転車横 断帯の前・後側端 から5m以内 4号~安全地帯左側及び安 全地帯右側部分(前 ・後側端から10m 以内 5号~停留(所・場)の標示 (柱・板)から10m 以内 6号~踏切前・後側端か ら10m以内 (過失犯119の2・Ⅱ)
						{ 高速自動車国道 } { 自動車専用道路 } 放置 (時 分間) 75の8・Ⅰ、119の2・Ⅰ(2)	(駐車理由明記) (例) 1 携帯電話操作のため 2 故障のため { 休息 } 路側帯 から〇mはみでいた	

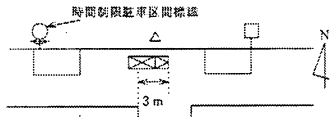
報告書・様式

備考

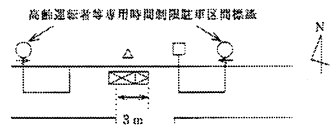
略図記載

現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。

高齢運転者等専用時間制限駐車区間で指定部分に従わないで駐車枠外である交差点等における設置図例



高齢運転者等専用時間制限駐車区間で標章車以外の車両の駐車枠外である交差点等における設置図例



違反車



標識位置 (時間制限駐車区間又は高齢運転者等専用時間制限駐車区間標識)



パーキング・チケット発給機



現況位置

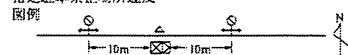
番 号	反則(違反) 行為の種類	反則金額				反則(違反)事項・罰条		
		用 関	大 型	車 種	二 輪	原 付	本文(① ~ ②) 項	補足事項(補足欄)
	[放流の場合]						<input type="checkbox"/> 禁止場所放置 《 時 分間》 119の2・I(1) <input type="checkbox"/> 法定 45・I () <input type="checkbox"/> 指定 45・1、4・1、 令1の2 注： 1. 《 時 分間》に現認 又は認知した時間を記入 する。 2. 法定違反の場合は、 違反場所によって適用 法条の号を異にするの で、罰条の()に適 用する号を記入すると ともに補足欄の余白部 分の□を○で囲み違反 場所を明記する。	【法定違反】 【法定駐車禁止場所明記】 (例) ・火災報知機から0m 法定駐車禁止場所 1号～路外施設 ・入の乗降場所 ・貨物の積卸し場所 ・駐車場所 ・自転車の格納場所 ・自転車の修理場所 の出入口から3m以内 2号～道路工事区域の側端か ら5m以内 3号～消防器具置場 ・消防用水槽 の側端(又は、道路に 接する出入口)から 5m以内 4号～消火栓 ・消防用水槽吸水口 ・消防用水吸管投入孔 から5m以内 5号～火災報知機から1m 以内 【指定違反】 【規制時間及び規制車種明記】 (例) ・44条(指定)の要領による。 【警察署長の交通規制の場 合は、()警察署長の交 通規制5・1、令3の2 の□を○で囲む。
40 の 2	放置駐車違 反(駐車禁 止場所等(高 速運転者等 専用場所等 以外)) [2点]	④	21	21	15	9	9	(過失犯 119の2・II)

報告書・統標

備考

略図記載
現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。

指定駐車禁止場所違反



○○商店

- ☒ 違反車
- 標識位置 (駐車禁止標識)
- △ 現認位置

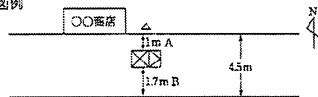
番 号	反則(違反) 行為の種類	反則金額				反則(違反)事項・罰則	
		適用 罰則	重大 反則	普通 反則	軽微 反則	本 文 (① ~ ②) 項	補足事項 (補足欄)
40 の 2	放置の場合 放浪駐車違 反(駐車禁 止場所等(高 齢運転者等 専用場所等 以外)) [2点]	③	21	15	9	9	<input type="checkbox"/> 路側地所設置 (時 分間) 119の2・I(1) <input type="checkbox"/> 法定 45・II <input type="checkbox"/> 指定 45・II、4・I、 令1の2 (違反態様明記) (例) ・駐車車両の右側部分余地○ m [右側余地が指定されている 場合] (例) ・右側余地○m以上のところ ○m (規制時間明記) (例) ・規制時間～午前○時から 午後○時まで [警察署長の交通規制の場 合は、(□警察署長の交 通規制5・I、令3の2) の□を○で囲む。]
							(過失犯119の2・II)

報告書・絵欄

備考

略図記載
現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。

無余地場所駐車違反
図例



※図例の場合、補足欄には「駐車車両の右側部分余地2.7m」と記載すること。余地は $A + B$ である。

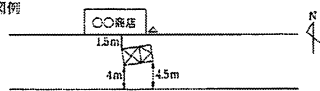
- ☒ 違反車
- △ 現認位置

番 号	反則(違反) 行為の種類	反則金額				反則(違反)事項・罰条	
		用 罰 額	大 重 罰	警 戒 額	二 次 罰 額	本 文 (① ~ ②) 項 ① ~ ②	補足事項 (補足欄)
40 の 2	放置駐車違 反(駐車禁 止場所等(高 齢運転者等 専用場所等 以外)) 【2点】	21	21	15	9	9	[違反路線及び妨害懸示明記] (例) 1. 左側端から0mの地点 ・普通乗用車の右側に 二重駐車 ・歩道上に駐車 ・道路の側縁に対し約45 度の角度で斜め駐車 ・駐車禁止路側帯上に 駐車 ・歩行者用路側帯上に駐 車 2. 左側端から0mのと ころに駐車し、大型貨物(大 阪〇〇〇〇号)の通行を 約〇分間妨げた。

報告書：続欄

備考

略図記載
現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載
すること。
左側端に沿わない駐車違反
図例



☒ 違反車
△ 現認位置

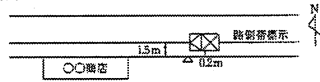
番 号	反則(違反) 行為の種類	反則金額				反則(違反)事項・罰条	
		用 罰 額	大 罰 額	普 罰 額	原 罰 額	本 文 (① ~ ②) 項	補足事項 (補尾欄)
	[放置の場合]					<input type="checkbox"/> 路側帯設置場所で [法定方法に従わない] 交通妨害 放置 (時 分間) 47・Ⅲ、4・I、119の2・ I(2)、令1の2、令14の6	(違反態様明記) (例) 1. 路側帯に入らない。 2. 路側帯縦帯に平行しない 3. 左側余地0m 4. 左側に0.75mをこえる 余地がとれるとき路側帯 の右側端に沿わない。 5. 路側帯の左側端に沿わ ない。
40 の 2	放置駐車違 反(駐車禁 止場所等(高 齢運転者等 専用場所等 以外)) [2点]	21	21	15	9	9	

報告書・様式欄

備考

略図記載
現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載
すること。

路側帯設置場所で法定方法に従わない駐車違反
図例



- 違反車
- 現認位置

番 号	反則(違反) 行為の種類	反則金額				反則(違反)事項・罰条		
		用 罰 額	大 重 罰	普 通 罰	原 則 額	本 文 (① ~ ②) 項 ① ~ ②	補足事項 (補足欄)	
	[放置の場合]					<input type="checkbox"/> 指定方法に従わない放置 〔時 分間〕 48、4・1、119の2・I (1)、令1の2	【違反態様明記】 (例) 直角 } と指定のところ 斜角 } 直角 } 駐車しない 斜角 } 【警察署長の交通規制の場 合は、 <input type="checkbox"/> 警察署長の交通 規則5・1、令3の2の <input type="checkbox"/> を○で囲む。 (過失犯119の2・II)	
40 の 2	放置駐車違 反(駐車禁 止場所等(高 齢運転者等 専用場所等 以外)) [2点]	21	21	15	9	9	<input type="checkbox"/> 時間制限駐車区間で指定 部分 } に従わない放置 方法 } 〔時 分間〕 49の3・II、4・1、119 の2・I(1)、令1の2 <input type="checkbox"/> 高齢運転者等専用時間 制限駐車区間で乗車 以外の車両の駐車禁外 における放置 〔時 分間〕 49の4、4・1、119の2・ I(1)、令1の2 (過失犯119の2・II)	【規制時間及び規制車種明記】 (例) ・44条(指定)の要領による。 【違反態様明記】 (例) 直角 } と指定のところ 平行 } 駐車禁内 直角 } 駐車しない 平行 } 駐車禁内

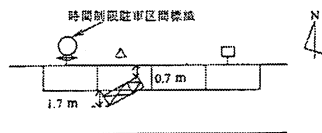
報告書・統規

備考

略図記載
現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。

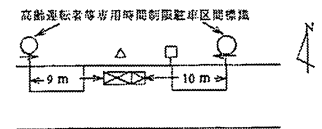
高齢運転者専用時間制限駐車区間以外の時間制限駐車区間で指定方法に異なる設置

図例



高齢運転者専用時間制限駐車区間で標章率以外の車両の駐車枠外における設置

図例



一方通行



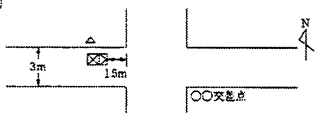
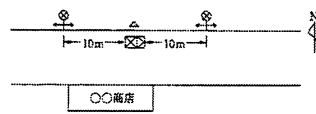

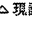

標識位置 (時間制限駐車区間及び高齢運転者専用時間制限駐車区間標識)



パーキング・チケット発給機

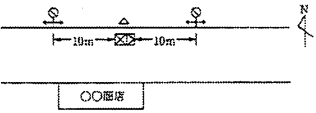


現在位置

報告書、続編	備考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <p>法定駐停車禁止場所違反</p> <p>図例</p>  <p>指定駐停車禁止場所違反</p>  <p>  違反車  標識位置 (駐停車禁止標識)  現認位置 </p>	

番 号	反則(違反) 行為の種類	反則金額			反則(違反)事項・罰条		
		遠 用 罰 額	大 型 通 車	二 輪 車	原 付 車	本 文 (① ~ ②) 項 ① ~ ②	補足事項 (補足欄)
	(非放置の場合) ※放置は55頁					<input type="checkbox"/> 時間制限駐車区間で指 定部分に従わなくて、 駐車枠外である交差点 等における駐車 《 時 分間 》 49の3・Ⅲ、4・Ⅰ、44 ()、119の3・Ⅰ(1)、 令1の2 <input type="checkbox"/> 高齢運転者等専用時間 制限駐車区間で標章車 以外の車両の駐車枠外 である交差点等におけ る駐車 《 時 分間 》 49の4・Ⅰ、44()、 119の3・Ⅰ(1)、令1の2	〔規制時間及び規制車種明記〕 (例) ・44条(指定)の要領による。 〔法定駐車禁止場所明記〕 ・44条法定駐車禁止場所 の例による。
40 の 3	駐車違反 (駐車禁止場所等(高 齢運転者等 専用場所等 以外)) (2点)	15	12	7	7	<input type="checkbox"/> { 高速自動車国道 } { 自動車専用道路 } <input type="checkbox"/> { 駐 } 車 { 停 } 車 《 時 分間 》 75の8・1、119の3・Ⅰ(4)	〔駐車理由明記〕 (例) 1 携帯電話操作のため 2 故障のため { 路肩 } { 路側帯 } { 路側帯 } から0mはみでていた

番 号	反則(違反) 行為の種類	反則金額			反則(違反)事項・罰条		
		適用 罰則	大 罰 額	二 次 罰 額	本 文 (① ~ ②) 項 ① ~ ②	補足事項 (補足欄)	
40 の 4	(非放置の場合) ※放置は57頁 駐停車違反 (駐車禁止 場所等(高 齢運転者等 専用場所等 以外)) [1点]	③	12	10	6	6	<input type="checkbox"/> 禁止場所駐車 (時 分間) 119の3・I(1) <input type="checkbox"/> 法定 45・I() <input type="checkbox"/> 指定 45・I、4・I、 令1の2 注: 1. (時 分間)に現認 又は認知した時間を記入 する。 2. 法定違反の場合は、 違反場所によって適用 法条の号を異にするの で、罰条の()に適 用する号を記入すると ともに補足欄の空白部 分の□を○で囲み違反 場所を明記する。 【法定違反】 【法定駐車禁止場所明記】 (例) ・火災報知器から○m 法定駐車禁止場所 1号~路外施設 ・人の乗降場所 ・貨物の積卸し場所 ・駐車場 ・自動車の格納場所 ・自動車の修理場所 の出入口から3m以内 2号~道路工事区域の側端か ら5m以内 3号~、消防器具置場 ・消防用水槽 の側端(又は、道路に 接する出入口)から 5m以内 4号~、消火栓 ・消防用水槽吸水口 ・消防用水取管投入孔 から5m以内 5号~火災報知機から1m 以内 【指定違反】 【規制時間及び規制車種明記】 (例) ・44条(指定)の要領による。 【警察署長の交通規制の場 合は、 <input type="checkbox"/> 警察署長の交 通規制5・I、令3の2 の□を○で囲む。】 (過失犯119の3・II)

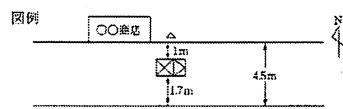
報告書・統標	備考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <p>指定駐車禁止場所違反 図例</p>  <p>○照店 △ 違反車 S 標識位置 (駐車禁止標識) △ 現認位置</p>	

番 号	反則(違反) 行為の種類	反則金額			反則(違反)事項・罰条	
		大 罰 額	普 通 額	原 則 額	本 文 (① ~ ②) 項	補足事項 (補足欄)
40 の 4	(非放置の場合) ※放置は59頁 駐停車違反 (駐車禁止 場所等(高 齢運転者等 専用場所等 以外)) [1点]	⑫	10	6	6	<input type="checkbox"/> 無余余地所駐車 (時 分間) 119の3・I(1) <input type="checkbox"/> 法定 45・II <input type="checkbox"/> 指定 45・II、4・I、 令1の2 [違反態様明記] (例) ・ 駐車車両の右側部分余地○ m [右側余地が指定されている 場合] (例) ・ 右側余地○m以上のところ ○m [規制時間明記] (例) ・ 規制時間～午前○時から 午後○時まで [警察署長の交通規制の場 合は、 <input type="checkbox"/> 警察署長の交 通規制5・I、令3の2] の <input type="checkbox"/> を○で囲む。
						(過失犯119の3・II)

報告書・統欄

備考

略図記載
現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。
無余地場所駐車違反

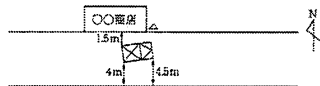


△ 違反車
△ 現認位置

番 号	反則(違反) 行為の種類	反則金額			反則(違反)事項・罰条		
		通 用 罰 則	大 罰 則	普 通 罰 則	本 文 (① ~ ②) 項 ① ~ ②	補足事項 (補足欄)	
40 の 4	(非放置の場合) ※放置は61-63頁	12	10	6	6	<input type="checkbox"/> 左側端に沿わない <input type="checkbox"/> 交通妨害 停車 (時 分間) 47・I、119の3・I(4)	[違反態様及び妨害態様明記] (例) ・道路中央で停止し、普通乗 用車(大坂〇〇〇号)他 〇台の車の通行を妨げた。
	<input type="checkbox"/> 左側端に沿わない <input type="checkbox"/> 交通妨害 駐車 (時 分間) 47・II、119の3・I(4)					[違反態様及び妨害態様明記] (例) 1. 左側端から〇mの地点 ・普通乗用車の右側に二 重駐車 ・歩道上に駐車 ・道路の側端に対し約45 度の角度で斜め駐車 ・駐車禁止路側帯上に 駐車 ・歩行者用路側帯上に駐 車 2. 左側端から〇mのところ に駐車し、大型貨物(大 坂〇〇〇号)の通行を 約〇分間妨げた。	
	<input type="checkbox"/> 路側帯設置場所で <input type="checkbox"/> 法定方法に従わない <input type="checkbox"/> 交通妨害 <input type="checkbox"/> 駐 車 <input type="checkbox"/> 停 車 (時 分間) 47・III、4・I、119の3・ I(4)、令14の6、令1の2					[違反態様明記] (例) 1 路側帯に入らない。 2 路側帯標示に平行しない 3 左側余地〇m 4 左側に0.75mを超える 余地がとれるとき路側帯 の右側端に沿わない。 5 路側帯の左側端に沿わ ない。	

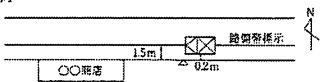
略図記載
 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。

左側路に沿わない駐車違反
 図例



☒ 違反車
 ▲ 現認位置

路側帯設置場所で法定方法に従わない駐車違反
 図例



☒ 違反車
 ▲ 現認位置

番 号	反則(違反) 行為の種類	反則金額			反則(違反)事項・罰条	
		通 用 罰 額	大 罰 額	二 次 罰 額	本 文 (① ~ ②) 項 ① ~ ③	補足事項 (補足欄)
	[非放置の場合] ※放置は65頁 駐停車違反 (駐車禁止 場所等(高 齢運転者等 専用場所等 以外)) [1点]				<input type="checkbox"/> 指定方法に従わない 駐 車 (時 分間) 48、4・I、119の3・I(1)、 令1の2	[違反態様明記] (例) 直角 } と指定のところ 斜角 } 直角 } 駐 斜角 } 車しない [警察署長の交通規制の場 合は、 <input type="checkbox"/> 警察署長の交 通規制5・I、令3の2] の□を○で囲む。 (過失犯119の3・II)
40 の 4	[パーキングメー ターの場 合] 駐停車違反 (駐車禁止 場所等(高 齢運転者等 専用場所等 以外)) [1点]	12	10	6	<input type="checkbox"/> 時間制限駐車区間で時 間超過 (時 分間超過 (時 分間のところ 時 分間)) 49の3・II、4・I、119の 3・I(1)、令1の2	[規制時間及び規制車種明記] (例) ・44条(指定)の要領による。 [違反態様明記] (例) ・パーキング・メーター車両 感知時刻 時 分 ・パーキング・チケット発給 時刻 時 分 (過失犯119の3・II)
	[1点]				<input type="checkbox"/> 時間制限駐車区間で指定 部分 } に従わない駐車 方法 } (時 分間) 49の3・III、4・I、119の 3・I(1)、令1の2	[規制時間及び規制車種明記] (例) ・44条(指定)の要領による。 [違反態様明記] (例) 直角 } と指定のところ 平行 } 駐車枠内 } 直角 } に駐車しない 平行 } 駐車枠内 } (過失犯119の3・II)

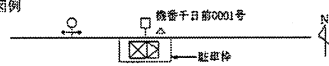
報告書・統括

備考

略図記載
現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。

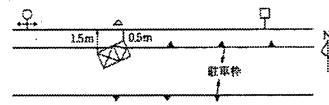
時間制限駐車区間で時間超過違反

図例



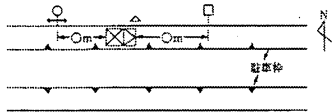
- ☒ 違反車
- パーキング・メーター
- 標識位置 (時間制限駐車区間)
- △ 現認位置

図例

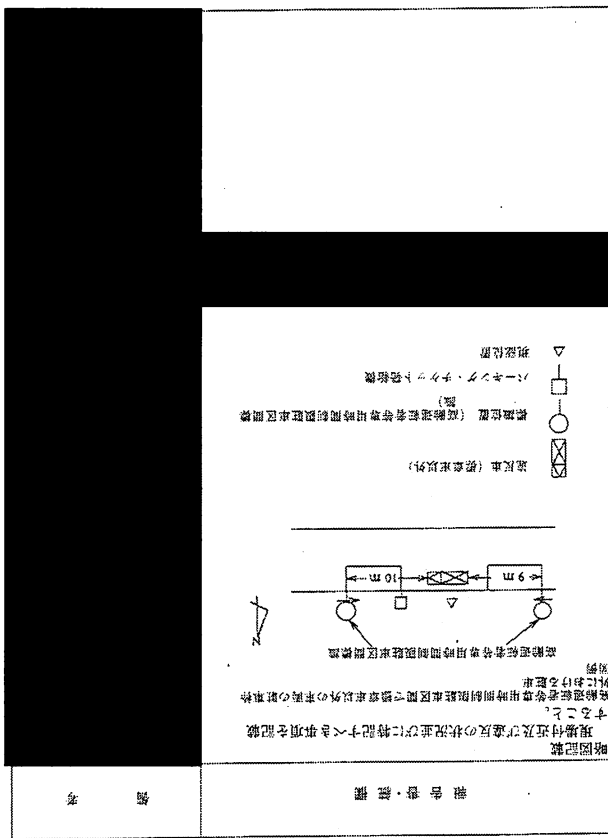


- ☒ 違反車
- パーキング・チケット発給設備
- 標識位置 (時間制限駐車区間)
- △ 現認位置

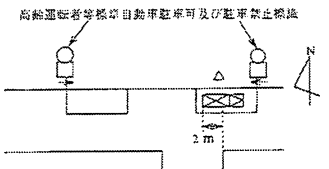
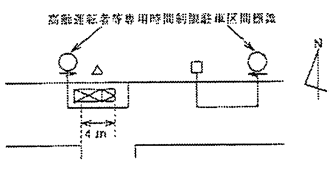



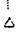

番 号	反則(違反) 行為の種類	反則金額			反則(違反)事項・罰則		
		用 罰 額	大 額 額	普 通 額	原 付	本文(①~②)項	補足事項(補足欄)
40 の 4	(パーキングメーター の場合) 駐停車違反 (駐車禁止 場所等(高 齢運転者等 専用場所等 以外)) [1点]	12	10	6	6	<input type="checkbox"/> 時間制限駐車区間で駐車 したが、パーキング・メ ーターを直ちに作動させ ない 〔時 分間〕 49の3・IV、4・I、119の 3・I(3)、令1の2、令14の 7・I	(規制時間及び規制車種明記) (例) ・44条(指定)の要領による。 〔駐車開始時刻明記〕 (例) ・パーキング・メーター車両 感知時刻 時 分 (過失犯 119の3・II)
						<input type="checkbox"/> 時間制限駐車区間で駐車 したが、パーキング・チ ケットの発給を直ちに受 けない 〔時 分間〕 49の3・IV、4・I、119の 3・I(3)、令1の2、令14の 7・II	(規制時間及び規制車種明記) (例) ・44条(指定)の要領による。 パーキングチケットの発 給を受けていない。 (過失犯 119の3・II)
						<input type="checkbox"/> 時間制限駐車区間で駐車 し、パーキング・チケッ トの発給を直ちに受けた が、前面の見やすい箇所 に掲示しない 〔時 分間〕 49の3・IV、4・I、119の 3・I(3)、令1の2、令14の 7・II (1) (2)	(規制時間及び規制車種明記) (例) ・44条(指定)の要領による。 〔不掲示確認時刻明記〕 (例) 不掲示確認時刻 時 分 〔違反態様明記〕 (例) ・全く掲示していない。 ・前面ガラスの内側に掲示し ていない。 ・発給時刻等が前方から見や すいように掲示していない。 (過失犯 119の3・II)
						<input type="checkbox"/> 時間制限駐車区間で警察 署長の指定した駐車終了 時刻を超過した駐車 〔時 分間超過 時 分 のところ 時 分まで〕 49の5 各段、4・I、119の 3・I(1)、令1の2	(規制時間及び規制車種明記) (例) ・44条(指定)の要領による。 (過失犯 119の3・II)

報告書・続欄	備考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <p>図例</p>  <p> <input checked="" type="checkbox"/> 違反車 <input type="checkbox"/> パーキング・チケット発給設備 <input type="checkbox"/> 横断位置 (時間制限駐車区間) <input type="checkbox"/> 現認位置 </p>	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 100%;"></div>

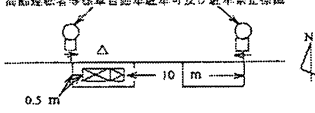
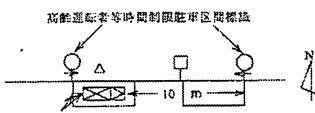


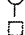

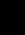
番 号	反則(違反) 行為の種類	反則金額			反則(違反)事項・罰条		
		適用 期間	大 型	二 部 箱 付	本 文 (① ~ ②) 項 ① ~ ④	補足事項 (補足欄)	
40 の 4	(高齢者専用駐車 の場合) ※放縦は65頁 駐停車違反 (駐車禁止 場所等(高 齢運転者等 専用場所等 以外)) (1点)	②	12	10	6	6	<input type="checkbox"/> 高齢運転者専用時間 制限駐車区間で標章事 以外の車両の駐車枠外 における駐車 《 時 分間 》 49の4、4・1、119の3 I(1)、令1の2 [規制時間明記] (例) ・規制時間～午前〇時から 午後〇時



番 号	反則(違反) 行為の種類	反則金額				反則(違反)事項・罰則			
		用 罰	大 罰	重 罰	原 則	本 文 (① ~ ②) 項 ③ ~ ④	補足事項 (補足欄)		
40 の 5	【高齢者枠内 放置の場合】 放置駐車違 反(駐停車 禁止場所等 (高齢運転 者等専用場 所等)) 【3点】	③	27	27	20	12	12	<input type="checkbox"/> 禁止場所放置 (時 分間) 119の2・1(1) <input type="checkbox"/> 法定 44()、45の2・1 <input type="checkbox"/> 指定 44、4・1、45の2 1、令1の2 注： 1. 《時 分間》に現認 又は認知した時間を記入 する。 2. 法定違反の場合は、 違反場所によって適用 法条の号を記入するの で、罰条の()に適 用する号を記入すると ともに補足欄の余白部 分の□を○で囲み違反 場所を明記する。 <input type="checkbox"/> 高齢運転者等専用時間 制限駐車区間で標準車 以外の車両の法定駐 車禁止場所である駐車 枠内における放置 (時 分間) 49の4・1、44()、 119の2・1(1)、令1の2 <input type="checkbox"/> 警察署長の交通規制の場 合は、 <input type="checkbox"/> 警察署長の交 通規制5・1、令3の2 の□を○で囲む。 (過失犯119の2・II)	【法定違反】 (法定駐停車禁止場所明記) (例) ・交差点の側端から○m 法定駐停車禁止場所 1号~交差点、横断歩道 自転車横断帯、踏切 軌道敷内、坂の頂上 付近、勾配の急な坂 トンネル 2号~交差点の側端又は道 路のまがりかどから 5m以内 3号~横断歩道、自転車横 断帯の【前・後】側端 から5m以内 4号~安全地帯左側及び安 全地帯左側部分【前 ・後】側端から10m 以内 5号~停留【所・場】の標示 【柱・板】から10m 以内 6号~踏切【前・後】側端 から10m以内 【指定違反】 (高齢運転者等専用場所等の 規制時間明記) (例) ・規制時間~午前○時から ~午後○時まで ・規制車種~自動車 <input type="checkbox"/> 警察署長の交通規制の場 合は、 <input type="checkbox"/> 警察署長の交 通規制5・1、令3の2 の□を○で囲む。

報告書・様式	備考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <p>高齢運転者等専用場所等で標章車以外の車両の法定駐車禁止場所である駐車枠内における取置 図例</p>  <p>高齢運転者等専用時間制限駐車区間で標章車以外の車両の法定駐車禁止場所である駐車枠内における取置 図例</p>  <p>  違反車両（標章車以外）  標識位置（高齢運転者等専用自動車駐車可標識）  標識位置（高齢運転者等専用時間制限駐車区間標識）  パーキング・チケット発給設備  現認位置 </p>	

番 号	反則(違反) 行為の種類	反則金額				反則(違反)事項・罰条	
		適用	重大	普通	二原	本文(①~②)項	補足事項(補足欄)
40 の 6	[高齢者特内 放置の場合] 放置駐車違 反(駐車禁 止場所等(高 齢運転者等 専用場所 等)) [2点]	2	2	3	17	11	11
							<input type="checkbox"/> 禁止場所放置 (時分間) 119の2・I(1) <input type="checkbox"/> 法定 45・I()、45の2 ・I <input type="checkbox"/> 指定 45・I、4・I、45 の2・I、令1の2 注： 1. 《時分間》に現認 又は認知した時間を記 入する。 2. 法定違反の場合は、 違反場所によって適用 法条の号を異にするの で、罰条の()に適 用する号を記入するこ とにも補足欄の余白部 分の□を○で読み違反 場所を明記する。 <input type="checkbox"/> 高齢運転者等専用時間 制限駐車区間で標識車 以外の車両の駐車特内 における放置 (時分間) 49の4、4・I、119 の2・I(1)、令1の2 <input type="checkbox"/> 警察署長の交通規制の場 合は、[]警察署長の交 通規制5・I、令3の2 の□を○で読む。 (過失犯119の2・II)

報告書・統概	備 考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <p>高齢運転者専用場所等で標章車以外の車両の駐車枠内における取扱い</p> <p>高齢運転者等標章自動車駐車可及び駐車禁止標識 図例</p>  <p>高齢運転者等専用時間制限駐車区間で標章車以外の車両の駐車枠内における取扱い</p> <p>図例</p>  <p>  違反車両（標章車以外）  標識位置（高齢運転者等標章自動車駐車可標識）  標識位置（高齢運転者等専用時間制限駐車区間標識）  パーキング・チケット発給設備  現況位置 </p>	

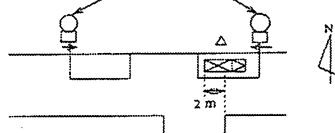
番 号	反則(違反) 行為の種類	反則金額			反則(違反)事項・罰条	
		適用 罰則	普通 罰金	原 則	本 文 (① ~ ②) 項	補足事項 (補足欄)
40 の 7	高齢者持内 非放置の場合 ※放置は83頁 駐停車違反 (駐停車禁 止場所等(高 齢運転者等 専用場所 等)) 【2点】	⑬	17 14	9 9	<input type="checkbox"/> 禁止場所 <input type="checkbox"/> 駐 <input type="checkbox"/> 停 (時 分間) 119の3・1(1) <input type="checkbox"/> 法定 44(), 45の2・1 <input type="checkbox"/> 指定 44、4・1 45の2・1、令1の2 注： 1. 《時 分間》に現認 又は、認知した時間を記 2. 法定違反の場合は、 違反場所によって適用 法条の号を異にするの で、前条の()に適 用する号を記入すると ともに補足欄の余白部 分の□を○で囲み違反 場所を明記する。 <input type="checkbox"/> 高齢運転者等専用時間 制限駐車区間で標章車 以外の車両の法定駐 車禁止場所である駐車 場内における駐車 (時 分間) 49の4、4・1、44()、 119の3・1(1)、令1の2	【法定違反】 【法定駐停車禁止場所明記】 (例) ・交差点の端から0m 法定駐停車禁止場所 1号～交差点、横断歩道 自転車横断帯、踏切 軌道敷内、板の頂上 付近、勾配の急な坂 トンネル 2号～交差点の端又は道 路のまがりかどから 5m以内 3号～横断歩道、自転車横 断帯の「前・後」側 端から10m以内 4号～安全地帯左側及び安 全地帯左側部分「前 ・後」側端から10m 以内 5号～停留所・場内の標示 「往・板」から10m 以内 6号～踏切「前・後」側端か ら10m以内 【指定違反】 【高齢運転者等専用場所等の 規制時間明記】 (例) ・ 規制時間～午前〇時から 午後〇時まで ・ 規制車種～自動車(自動 二輪を除く) 【警察署長の交通規制の場 合は、 <input type="checkbox"/> 警察署長の交 通規制5・1、令3の2 の□を○で囲む。 (過失犯119の3・II)

略図記載
現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。

高齢運転者専用場所等で標章車以外の車両の法定駐車禁止場所である駐車枠内における駐車

図例

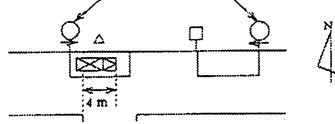
高齢運転者等標章自動車駐車可及び駐車禁止標識








高齢運転者専用時間制限駐車区間で標章車以外の車両の法定駐車禁止場所である駐車枠内における駐車

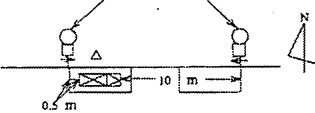
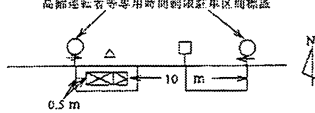
図例

高齢運転者専用時間制限駐車区間標識



-  違反車両（標章車以外）
-  標識位置（高齢運転者等標章自動車可標識）
-  標識位置（高齢運転者専用時間制限駐車区間標識）
-  パーキング・チケット発給設備
-  現認位置


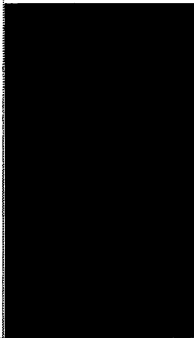
番 号	反則(違反) 行為の種類	反則金額			反則(違反)事項・罰条		
		適用 罰則	大 額	二 次	原 則	本文(①~②)項 補足事項(補足欄)	
40 の 8	高齢者枠内 非放置の場合 ※放置は85頁 駐車違反 (駐車禁止場 所等(高齢 運転者等専 用場所等)) (1点)	④	14	12	8	8	<input type="checkbox"/> 禁止場所駐車 (時 分間) 119の3・I(1) <input type="checkbox"/> 法定 45・I()、 45の2・I <input type="checkbox"/> 指定 45・I、4・I、45 の2・I、令1の2 注： 1. 《時 分間》に現認 又は意知した時間を記入 する。 2. 法定違反の場合は、 違反場所によって適用 法条の号を異にするの で、罰条の()に適 用する号を記入すると ともに補足欄の余白部 分の□を○で囲み違反 場所を明記する。 <input type="checkbox"/> 高齢運転者等専用時間 制限駐車区間で標章車 以外の車両の駐車枠内 における駐車 (時 分間) 49の4、4・I、119 の3・I(1)、令1の2 【法定違反】 【法定駐車禁止場所明記】 (例) ・火災報知機から○m 法定駐車禁止場所 1号~路外施設 ・人の乗降場所 ・貨物の積卸し場所 ・駐車場所 ・自動車の格納場所 ・自動車の修理場所 の出入口から3m以内 2号~道路工事区域の端部か ら5m以内 3号~・消防器具置場 ・消防用水槽 の側面(又は、道路に 接する出入口)から5 m以内 4号~・消火栓 ・消防用水槽吸水口 ・消防用水取管投入孔 から5m以内 5号~火災報知機から1m 以内 【指定違反】 【高齢運転者等専用場所等の 規制時間明記】 (例) ・44条(指定)の要領による。 【警察署長の交通規制の場 合は、 <input type="checkbox"/> 警察署長の交通 規制5・I、令3の2)の <input type="checkbox"/> を○で囲む。 (過失犯119の3・II)

報告書・様式	備考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <p>高齢運転者等専用場所等における標章車以外の車両の駐車枠内における駐車 図例 高齢運転者等標章自動車駐車可及び駐車禁止標章</p>  <p>高齢運転者等専用時間制限駐車区域で標章車以外の車両の駐車枠内における駐車 図例 高齢運転者等専用時間制限駐車区域標章</p>  <p> <input type="checkbox"/> 違反車両（標章車以外） <input type="checkbox"/> 標章位置（高齢運転者等標章自動車駐車可標章） <input type="checkbox"/> 標章位置（高齢運転者等専用時間制限駐車区域標章） <input type="checkbox"/> パーキング・チケット発給設備 <input type="checkbox"/> 現況位置 </p>	

番号	反則(違反)行為の種類	反則金額		反則(違反)事項・罰条欄			
		適用 種別	金額 (円)	本文(1項)	補足事項(補足欄)		
41	交差点等 進入禁止 違反 [1点]	7	6	6	5	<input type="checkbox"/> 交差点車両等の通行妨害となるおそれがあるのに交差点進入 50・I、120・I(5)	[妨害態様明記] (例) 1. 交差道路の直進車を 停止させた 徐行う回させた 2. 交差点内停止中に交差道路車両が発進開始した。
						<input type="checkbox"/> 横断歩道 自転車横断帯 踏切 で停止することとなるおそれがあるのに進入 50・II、120・I(5)	[進路前方車両等の状況明記] (例) 交通渋滞のため前車が 横断歩道 自転車横断帯 踏切 の前方側端付近に停止中
						<input type="checkbox"/> 道路標示区画部分で停止することとなるおそれがあるのに進入 50・II、4・I、120・I(5)、 令1の2	[進路前方車両等の状況明記] (例) 交通渋滞のため前車が道路標示区画区分の前方側端付近に停止中
42	無灯火 [1点]	7	6	6	5	<input type="checkbox"/> 自動車の前照灯無灯火 52・I、120・I(5)、令18・ I(1)、車4103、保32・I	[違反態様及び走行区間明記] (例) 約〇m走行
						<input type="checkbox"/> 自動車 ミニカー 二種原 前照灯無灯火 52・I、120・I(5)、令18・ I(1)、車446、保62・I	
						<input type="checkbox"/> 原付の前照灯無灯火 52・I、120・I(5)、令18・ I(2)、車446、保62・I	
						<input type="checkbox"/> トロリーバスの前照灯 無灯火 52・I、120・I(5)、令18・ I(3)、軌14、無軌建規41	
						<input type="checkbox"/> 自動車の夜間以外の前 照灯無灯火 トンネル 渡橋 その他 52・I、120・I(5)、令19、 令18・I(1)、車4103、 保32・I	

報告書・統標	備考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <p>図例</p> <p>△ 現場地点 <input checked="" type="checkbox"/> 違反車 <input checked="" type="checkbox"/> 被妨害車 <input checked="" type="checkbox"/> 渋滞中の車両</p> <p>②の信号（青）で交差点に進入開始地点 a 渋滞中の車両の後方（交差点内）に停車した地点 1. ②の信号（青）で発進した地点 2. 違反車に妨害され停止した地点</p> <p>(過失犯120-II) <input type="checkbox"/> 進入禁止</p>	

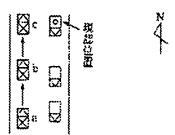
番 号	反則(違反) 行為の種類	違反金額	反則(違反)事項・罰条欄	
			本文(①-③項)	補足事項(補足欄)
42	無 灯 火 [1点]	7665	<input type="checkbox"/> 自動車(ミニカー)の 夜間以外の前照灯無灯火 トンネル 濃霧 その他 52・I、120・I(5)、令19、 令18・I(1)、車44(6)、 保62・I <input type="checkbox"/> 原付の夜間以外の前照 灯無灯火 トンネル 濃霧 その他 52・I、120・I(5)、令19、 令18・I(2)、車44(6)、 保62・I <input type="checkbox"/> トロリーバスの夜間以 外の前照灯無灯火 トンネル 濃霧 その他 52・I、120・I(5)、令19、 令18・I(3)、軌14、 無軌建規41 <input type="checkbox"/> 自動車の 車幅灯 保34・I 番号灯 保36・I 尾灯 保37・I 無灯火 室内照明灯 保50、 保細告233 ・I(3) 52・I、120・I(5)、 令18・I(1)、車41(3)	
			<input type="checkbox"/> 自動車(ミニカー)の 尾灯無灯火 52・I、120・I(5)、 令18・I(1)、車44(6)、 保62の3・I	

報告書・統標	備考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載 すること。</p> 	

番号	反則(違反)行為の種類	反則金額	反則(違反)事項・罰条欄			
			本文(第1-3項)	補足事項(補足欄)		
42	無灯火 [1点]	7665	<input type="checkbox"/> 原付の尾灯無灯火 52・I、120・I(5)、 令18・I(2)、車446b、 保62の3・I			
			<input type="checkbox"/> トロリーバスの 尾灯 無軌道規42・I 室内照明灯 無軌道規55(1) 52・I、120・I(5)、 令18・I(3)、軌14		無灯火	
			<input type="checkbox"/> 路面電車標識 白色灯 赤色灯 52・I、120・I(5)、 令18・I(4)、軌14、 軌運規88 (1) (2)			無灯火
			<input type="checkbox"/> 夜間〔停車〕時 駐車 駐車灯等無灯火 52・I、120・I(5)、 令18・II			
<input type="checkbox"/> 自動車の夜間以外 車輪灯 保34・I 番号灯 保36・I 尾灯 保37・I 室内照明灯 保50、 保細告233 ・I(3) トンネル 濃霧 その他 52・I、120・I(5)、令19、 令18・I(1)、車41B3	無灯火					
<input type="checkbox"/> 自動車〔ミニカー〕の 二輪原 夜間以外尾灯無灯火 トンネル 濃霧 その他 52・I、120・I(5)、令19、 令18・I(1)、車446b、 保62の3・I		無灯火				

報告書・統標	備 考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p>	

番号	反則(違反)行為の種類	反則金額	反則(違反)事項・罰条欄	
			本文(第一項)	補足事項(補足欄)
42	無灯火 [1点]	7665	<input type="checkbox"/> 解付の夜間以外尾灯無灯火 トンネル 濃霧 その他 52・I、120・I(5)、令19、 令18・I(2)、準4(4)6、 條62の3・I <input type="checkbox"/> トロリーバスの夜間以外 尾灯 無灯火 無灯火 無灯火 トンネル 濃霧 その他 52・I、120・I(5)、 令19、令18・I(3)、軌14 <input type="checkbox"/> 路面電車標識の夜間以外 白色灯 赤色灯 トンネル 濃霧 その他 52・I、120・I(5)、令19、 令18・I(4)、軌14、 軌運規88(1)、 (2) <input type="checkbox"/> 夜間以外、停車時駐車 灯等無灯火 トンネル 濃霧 その他 52・I、120・I(5)、 令19、令18・II	(過失犯120・II) <input type="checkbox"/> 灯火
43	減光等義務違反 [1点]	7665	<input type="checkbox"/> 灯火不操作 行き違い 直後進行 52・II、120・I(8)、(1)、 (2)、 令20(3)、 (4) <input type="checkbox"/> 夜間以外の灯火不操作 トンネル 濃霧 その他 52・II、120・I(8)、令19、 (1)、 令20(2)、 (3)、 (4)	(違反態様明記) (例) ・対向車(普通乗用)が○m まで接近し、減光している のに減光しない。 灯火操作 1号～自動車 2号～二輪車付 3号～原付 4号～トロリーバス

報告書 - 続 欄	備 考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p>	
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。 灯火不操作 図例</p>  <p> <input checked="" type="checkbox"/> 違反車 予 { a 現認始期地点 b 停止命令地点 c 停車地点 <input type="checkbox"/> バトカー </p>	<p>(過失犯120-II) □灯火</p>

番号	反則(違反)行為の種類	適用欄	反則金額			反則(違反)事項・罰条欄	
			大 規 額	中 額	原 行	本文(①~⑨) (⑩~⑯)	補足事項(補足欄)
44	合図不従行 [1点]	㊟	7	6	6	5	<p>左折 右折 額回 徐行 停止 後進 同一方向の進路変更 合図不従行 53・I、120・I(8)、 令21</p> <p>□ 環状交差点における 出るとき 徐行 停止 後進 合図不従行 53・II、4・I、120・ I(8)、令1の2、令21</p> <p>違反態様明記 (例) 1 無合図 2 合図不継続</p> <p>[過失犯120・II] □合図</p>
45	合図制限違反 [1点]	㊟	7	6	6	5	<p>左折 右折 額回 徐行 停止 後進 同一方向の進路変更 終了後合図継続 53・IV、120・I(8)</p> <p>左折 右折 額回 徐行 停止 後進 同一方向の進路変更 をしないのに</p> <p>左折 右折 額回 徐行 停止 後進 同一方向の進路変更 合図をした 53・IV、120・I(8)</p> <p>□ 環状交差点における 出た後 徐行終了後 停止終了後 後進終了後 合図継続 53・IV、4・I、120・ I(8)、令1の2</p> <p>違反態様明記 (例) 左折合図継続</p> <p>[過失犯120・II] □合図</p>

報告書・設備

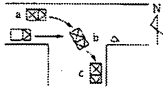
備考

略図記載
現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。

右折合図不履行

図例

- ⊠ 違反車
- ⊡ a 現認始期地点
- ⊢ b 停止命令地点
- ⊣ c 停車地点
- ⊤ 急停止した車
- ⊥ 現認位置

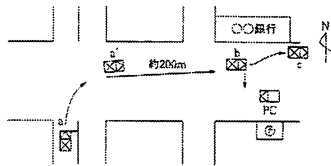


略図記載
現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。

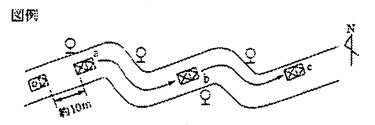
右折合図継続

図例

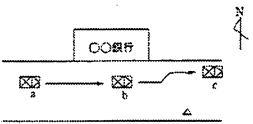
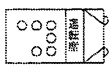


- ⊠ 違反車
- ⊡ a 現認始期地点
- ⊢ a' 右折終了進行地点 (合図継続)
- ⊣ b 停止命令地点
- ⊤ c 停車地点
- ⊥ 現認位置



番 号	反則(違反) 行為の種類	反則金額		反則(違反)事項・罰条欄	
		用 大 額 罰 金	原 則 罰 金	本 文 (<u>1</u> ・ <u>2</u> ・ <u>3</u> 項)	補 足 事 項 (補 足 欄)
45	合図制限違反 [1点]	7	665	<input checked="" type="checkbox"/> 環状交差点において 出ない 停止しない 後進しない の 出るときの 後行 後止 後退 合図をした 53・IV、4・I、120・I (8)、令1の2	(過失犯120・II) <input type="checkbox"/> 合図
46	警音器吹鳴 義務違反 [1点]	7	665	<input type="checkbox"/> 見とおしのかかない指 交 差 点 定「まがりかど」で 上り坂の頂上 警音器を鳴らさない 54・I(1)、4・I、120・I (8)、令1の2	(違反態様明記) (例) ・まがりかどで警音器を鳴らさ せるのに鳴らさなかった。
				<input type="checkbox"/> 指定区間内における見 とおしのかかない 交 差 点 定「まがりかど」で 上り坂の頂上 警音器を鳴らさない 54・I(2)、4・I、120・I (8)、令1の2	
47	警音器使用 制限違反 [点数なし]	3	333	<input type="checkbox"/> 警音器吹鳴 54・II、121・I(6)	(違反態様明記) (例) ・発進を促すため、3回吹鳴 した。

報告書・統欄	備考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p>	
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。 見とおしのきかない指定まがりかどで警告音を鳴らさない。</p> <p>図例</p>  <p> a 現認始期地点 b バトカーと現認位置 c 違反車 d 停止命令地点 e 停車地点 f 標識位置 </p>	
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況（改竄状況）並びに特記すべき事項を記載すること。</p>	

番号	反則(違反)行為の種類	反則金額				反則(違反)事項・罰条	
		適用	反則金額	反則金額	反則金額	本文(1項)	補足事項(補足欄)
48	乗車積載方法違反 (1点)	7	6	6	5	<input type="checkbox"/> 設備外乗車 55-I、120-I(10)	(乗車場所) (例) 貨物自動車の荷台に4人乗せた。看守を要する貨物の積載はなかった。
						<input type="checkbox"/> 設備外積載 55-I、120-I(0)	(積載場所明記) (例) 1. ステップ 2. 運転台の階梯
						<input type="checkbox"/> 運転者の視野を妨害 ハンドル操作を妨害 ブレーキ操作を妨害 チェンジレバー操作を妨害 方向指示器操作を妨害 <input type="checkbox"/> 後写鏡の効用を妨害 車両の安定を阻害 外部からの方向指示器 車両番号標 確認 制動灯 妨害 尾灯 後部反射器 する乗車積載 55-II、120-I(0)	(積載場所明記) (例) 1. 助手席側窓にカーテンを積載 2. 助手席に棚(テレビ)を積載
49	積載物重量制限超過(大重量)	30	25	20	15	<input type="checkbox"/> 積載物重量制限超過 (kg kg kg) 超過のところ 57-I、118-I(2)、令2(2)	(積載物明記) (例) ・砂利 ・碎石 ・鉄材 ・木材 ・金曜
50	積載物重量制限超過(大重量以上)	40	30	25	20	<input type="checkbox"/> 積載物重量制限超過 (kg kg kg) (原付) 超過のところ	
51	積載物重量制限超過(普通等)	35	30	25	20	<input type="checkbox"/> 積載物重量制限超過 (kg kg kg) 超過のところ 57-I、118-I(2)、令2(2)	

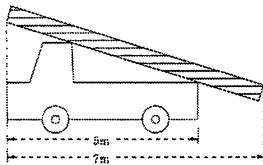
報告書・統欄	備考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <p>設備外車違反 原例</p>  <p>△違反車 { a 視認始期地点 b 停止命令地点 c 停車地点</p>  <p>△視認位置</p>	
<p>略図記載</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>助手席窓</p>  <p>カーテン 前部</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>助手席窓</p>  <p>テレビ 前部</p> </div> </div>	
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p>	

番 号	反則(違反) 行為の種類	適用 期限	反則金額	反 則 (違反) 事項・罰条欄	
				本 文 (①-③項)	補 足 事 項 (補足欄)
52	積載物大きさ 制限超過 (1点)	9	765	<input type="checkbox"/> 積載物大きさ制限超過 (長さ m超過 幅 m超過 高さ m超過 57-I、119-I (3の2)、 令223)	(積載物明記) (例) ・鉄材、木材
				<input type="checkbox"/> 積載物大きさ制限超過 (原付) (長さ m超過 幅 m超過 高さ m超過 57-I、119-I (3の2)、 令223)	

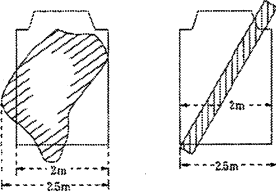
略図記載
現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載
すること。

図例

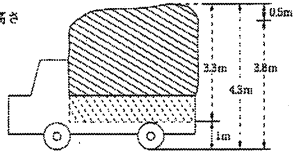
1. 長さ



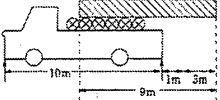
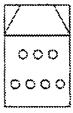
2. 幅



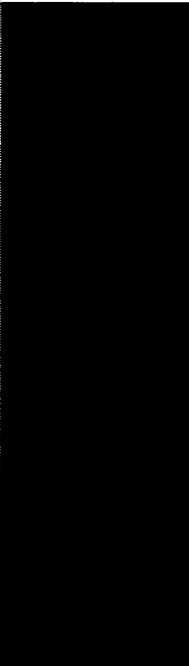
3. 高さ



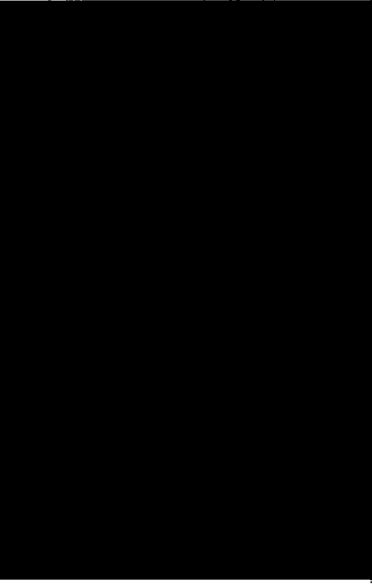
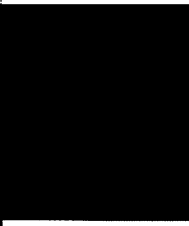
番 号	反則(違反) 行為の種類	適用 大改正原 則違反種別	反則金額	反 則 (違反) 事項・罰条欄	
				本 文 (第①-④項)	補 足 事 項 (補足欄)
53	積 載 方 法 制 限 超 過 [1点]	⑨	9765	<input type="checkbox"/> 積載方法制限超過 (例) 車体の前後左右からのみ出し制限超過 m 57・I、119・I (3の2)、 令22(4) <input type="checkbox"/> 積載方法制限超過 (自二) [乗車] 積載の前後左右からのみ出し制限超過 m 57・I、119・I (3の2)、 令22(4) <input type="checkbox"/> 積載方法制限超過 (原付) 積載装置の前後左右からのみ出し制限超過 m 57・I、119・I (3の2)、 令23(4)	(積載物明記) (例) ・木材、鉄材、木箱、家具
54	定員外乗車 [1点]	⑦	7665	<input type="checkbox"/> 定員外乗車(人超過 人のところ 人) 57・I、120・I (10の2)、 令22(1) 注：(())の超過人員等 は、12歳未満の場合 は3人を2人として換 算のうえ記載する。 <input type="checkbox"/> 定員外乗車(人超過 人のところ 人) (原付) 57・I、120・I (10の2)、 令23(1)	(乗車人員と年齢別を明記) (例) 12歳以上○人 12歳未満○人 後部座席○人 を乗車させ ていた。 座席後部に乗車 ステップに乗車

報 告 書 ・ 統 構	備 考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <p>積載方法制限超過図例</p> <p>図例</p> 	
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> 	

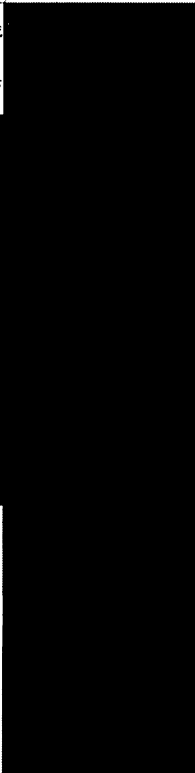
番号	反則(違反)行為の種類	反則金額			反則(違反)事項・罰条欄		
		普通自動車	大型自動車	原付車	本文(①-⑥項)	補足事項(補足欄)	
55	制限外許可条件違反 [1点]	6	4	4	3	<input type="checkbox"/> 制限外(乗車)積載許可条件違反 58・121・I(6)、24・I(1)(2)(3)	【違反態様明記】 (例) ・赤色の灯火をつけない。 条件 1号 昼間の赤色の布夜間の赤色の灯火又は反射器 2号 許可証の掲示 3号 その他危険防止のため必要と認める事項
56	牽引違反 [1点]	7	6	6	6	<input type="checkbox"/> 牽引制限違反 59・I・120・I(6)	【違反態様明記】 (例) ・牽引装置がないのに、牽引される装置のない普通乗用車を牽引
						<input type="checkbox"/> 故障自動車の車輪あげ牽引方法違反 59・I・120・I(6)、令25(1)	【違反態様明記】 (例) 1. 載せた部分を堅ろうなロープで固縛していない。 2. ハンドル固定不備
						<input type="checkbox"/> 故障自動車(台)の車輪をあげない場合の牽引方法違反 59・I・120・I(6)、令25(2) 注：()内にけん引台数明記。	【違反態様明記】 (例) ・被牽引車両1台の場合 1. ロープで確実につながない。 2. 車間5mをこえた(○m) 3. 白色布不備(つけていない) 4. 免許を受けたものを乗車させていない。
						<input type="checkbox"/> 牽引制限違反 59・II・120・I(6)	【被牽引車両又は長さ明記】 (例) ・普通貨物○台を牽引
57	原付牽引違反 [1点]				3	<input type="checkbox"/> 原付牽引制限違反 60・121・I(7)、公規12	【違反態様明記】 (例) ・原付車を牽引

報告書・経緯	備考
略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。	
略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。 連結部分の状況略図記載（必要により写真添付）する。	
略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。	

番号	反則(違反)行為の種類	反則金額 適用 大罰二原 細罰原付	反則(違反)事項・罰条欄	
			本文 (1)~(9)項	補足事項(補足欄)
58	整備不良 (制動装置等) (注:運転下 命者につ いては、適 切符は適 用しな い) (2点)	12976	<input type="checkbox"/> ハンドル整備不良車運 転 62.119-I(5), 車41(3), 保10-() 保11-I (別表221P参照)	【違反態様明記】 (例) ・かじ取り時に前輪タイヤが 車わく フエンダ に接触する。 (過失犯119-II) <input type="checkbox"/> 車両整備
			<input type="checkbox"/> ブレーキ整備不良車運 転 62.119-I(5), 車41(4), 保12-I 保13 (別表222P参照)	【違反態様明記】 (例) ・きき方が甘い。
			<input type="checkbox"/> ブレーキ整備不良車運 転 ミニカー 二種原 原付 62.119-I(5), 車44(3), 保61-I 保61-II (別表243P参照)	
			<input type="checkbox"/> ブレーキ整備不良車運 転 (トロリーバス) 62.119-I(5), 執14, 無軌 達規39()	(過失犯119-II) <input type="checkbox"/> 車両整備

報告書・統 欄	備 考
<p>略図記載 現場付近及び途反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> 	

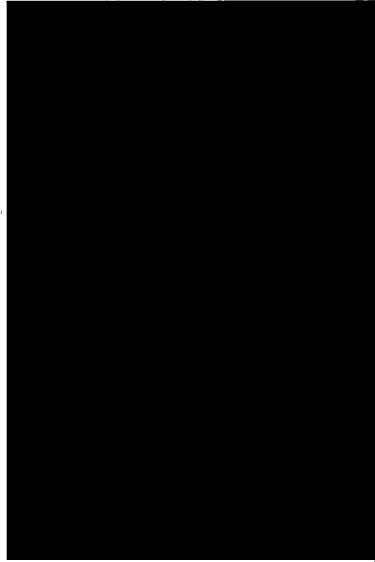
番号	反則(違反)行為の種類	反則金額	反則(違反)事項・罰条欄	
			本文(①-④項)	補足事項(補足欄)
58	整備不良 (制動装置等) (注:運転下 命着につ いては、適 切符は適 用しない) [2点]	12976	<input type="checkbox"/> 走行装置整備不良車運 転 62.119・I(5), 車41(2), 保9・I II III (別表221P参照)	[違反態様明記] (例) ・タイヤき裂 ・タイヤ接地部にすべり止め がない。 (過失犯119・II) <input type="checkbox"/> 車両整備
			<input type="checkbox"/> 消音器等装置整備不良 車運転 62.119・I(5), 車41(1), (別表236P参照)	[違反態様明記] (例) ・〇〇デジベルのところ 測定結果〇〇デジベル ・備えていない ・調整されていない ・破損
			<input type="checkbox"/> 消音器等装置整備不良 車運転 ミニカー 二種原 付 62.119・I(5), 車44(8), (別表246P参照)	(過失犯119・II) <input type="checkbox"/> 車両整備

報告書・続欄	備考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。 (例) き裂タイヤは左後輪で長さ7cm、幅2cmにチューブがはみ出していた。</p>	

番 号	反則(違反) 行為の種類	反則金額 用 大 目 二 点 細 目 通 算 付	反 則 (違反) 事項・罰条欄	
			本 文 (第①項) (第②項)	補 足 事 項 (補足欄)
59	整備不良 (尾灯等) (注：運転下 命者につ いては、 切符は適 用しな い。) (1点)	9765	<input type="checkbox"/> 速度抑制装置整備不良 車運転 62.119・I(6)、 車41(1)、 保8、 IV V (別表227P参照)	[違反態様明記] (例) ・備えていない。 ・調整されていない。
			<input type="checkbox"/> 座席整備不良車運転 62.119・I(5)、 車41(9)、保21	[違反態様明記] (例) ・運転者席視野不良

(過失犯119・II)
車両整備

(過失犯119・II)
車両整備

報告書・結論	備考
<p data-bbox="487 763 859 819">略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> 	

番号	反則(違反)行為の種類	反則金額	反則(違反)事項・罰条欄	
			本文(①-⑨項)	補足事項(補足欄)
59	整備不良 (尾灯等) (注:運転下 命者につ いては、 切符は適 用しな い) (1点)	9765	<input type="checkbox"/> 窓ガラス整備不良車運 転 62.119-I(5) 車4100, II 保29-保細告195-III(2) IV(6) 保細告195-V(6) (別表221P参照)	(違反態様明記) (例) 保29-III 前面ガラス 右側面ガラス 左側面ガラス を 着色ガラス等している 保29-IV 前面ガラス 右側面ガラス 左側面ガラス に 着色フィルムをちよう付 塗料を塗装 裝飾板を装着



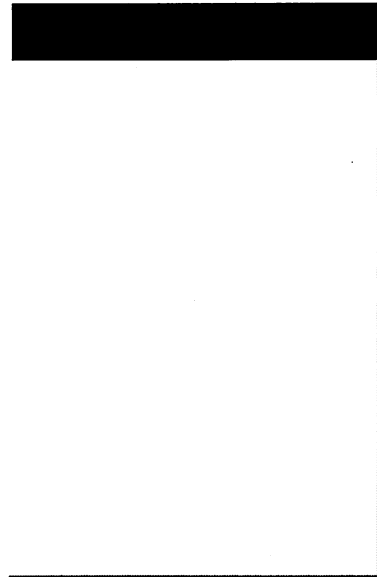
(過失犯119-II)
車両整備

報告書・検標	備考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 150px; margin: 10px 0;"></div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【着色ガラスの具体例】</p> <p>着色ガラスの具体例として</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 窓ガラスの製造時に色を加えたガラス ○ 合わせガラスの中間皮膜に色付きの樹脂を入れたガラス（いわゆる「シェードガラス」と言われるもの。） ○ 既存の窓ガラスを研磨するなどし可視光線が透過しないガラス等が挙げられます。 </div>	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 100%;"></div>

番号	反則(違反)行為の種類	反則金額	反則(違反)事項・罰条欄	
			本文(①～⑤項)	補足事項(補足欄)
59	整備不良 (尾灯等) (注:運転下 命者につ いては、通 切符は通 用しな い) [1点]	9765	<input type="checkbox"/> 前照灯整備不良車運転 62.119・I(5), 車4103, I II III IV V VI 保32・ (別表228P参照)	[違反態様明記] (例) ・備えていない。 ・取付位置不良 ・調整されていない。 ・破損 ・白色のところ○色の灯火を 点灯(灯火の色を記載) (過失犯119・II) <input type="checkbox"/> 車両整備
			<input type="checkbox"/> 前照灯整備不良車運転 ミニカー 二種原 原付 62.119・I(5), 車446, I II III 保62・ (別表244P参照)	[違反態様明記] (例) ・備えていない。 ・取付位置不良 ・調整されていない。 ・破損 ・白色又は淡黄色のところ○ 色の灯火を点灯(灯火の色 を記載) (過失犯119・II) <input type="checkbox"/> 車両整備
			<input type="checkbox"/> 前照灯整備不良車運転 (トロリーバス) 62.119・I(5),軌14,無軌 建規41()	[違反態様明記] (例) ・備えていない。 ・調整されていない。 ・破損 ・白色のところ○色の灯火を 点灯(灯火の色を記載) (過失犯119・II) <input type="checkbox"/> 車両整備
			<input type="checkbox"/> 車輪灯整備不良車運転 62.119・I(5), 車4103, I II III 保34・ (別表229P参照)	[違反態様明記] (例) ・備えていない。 ・取付位置不良 ・調整されていない。 ・破損 ・白色又は橙色のところ○色 の灯火を点灯(灯火の色を 記載) (過失犯119・II) <input type="checkbox"/> 車両整備

報告書・統括	備考
略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。	

番 号	反則(違反) 行為の種類	反則金額 用大原二原 種額通種符	反 則 (違反) 事項・罰条關	
			本 文 (①-⑤項)	補 足 事 項 (補足欄)
59	整備不良 (尾灯等) (注:運転下 命者につ いては、 切符は適 用しな い) [1点]	9765	<input type="checkbox"/> 側方灯等整備不良車運 転 62.119-I(6)、 車4103、 I II 保35の2、III IV V (別表229P参照)	(違反態様明記) (例) ・備えていない。 ・取付位置不良 ・調整されていない。 ・破損 ・黄色のところ○色の灯火を 点灯 (灯火の色を記載) (過失犯119-II) <input type="checkbox"/> 車両整備
			<input type="checkbox"/> 尾灯整備不良車運転 62.119-I(5)、 車4103、 保37、I II III (別表231P参照)	(違反態様明記) (例) ・備えていない。 ・取付位置不良 ・調整されていない。 ・破損 ・赤色のところ○色の灯火を 点灯 (灯火の色を記載)
			<input type="checkbox"/> 尾灯整備不良車運転 ミニカー 二種原 原付 62.119-I(5)、 車446)、 I II 保62の3、III (別表244P参照)	(過失犯119-II) <input type="checkbox"/> 車両整備
			<input type="checkbox"/> 尾灯(制動灯)整備不良車 運転 (トローバス) 62.119-I(5)、軌14、 無軌運規42、I II	(違反態様明記) (例) ・備えていない。 ・調整されていない。 ・破損 ・赤色のところ○色の灯火を 点灯 (灯火の色を記載) (過失犯119-II) <input type="checkbox"/> 車両整備

報告書・統 権	備 考
略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載 すること。	
	
	

番号	反則(違反)行為の種類	適用 罰則 規定	反則金額	反則(違反)事項・罰条欄	
				本文(①-⑤項)	補足事項(補足欄)
59	整備不良 (尾灯等) (注:運転下 命者につ いては、適 切符は適 用しな い) [1点]	9765		<input type="checkbox"/> 制動灯整備不良車運転 62.119-I(5)、 車418a、 保39-I II III (別表233P参照)	【違反態様明記】 (例) ・備えていない。 ・取付位置不良 ・調整されていない。 ・破損 ・赤色のところ○色の灯火を 点灯(灯火の色を記載)
				<input type="checkbox"/> 制動灯整備不良車運転 ミニカー 二種原 車・付 62.119-I(5)、 車44(6)、 保62の4-I II III (別表244P参照)	(過失犯119-II) <input type="checkbox"/> 車両整備
				<input type="checkbox"/> 後退灯整備不良車運転 62.119-I(5)、 車418a、 保40-I II III (別表234P参照)	【違反態様明記】 (例) ・備えていない。 ・取付位置不良 ・調整されていない。 ・破損 ・白色のところ○色の灯火を 点灯(灯火の色を記載) (過失犯119-II) <input type="checkbox"/> 車両整備
				<input type="checkbox"/> 後退灯整備不良車運転 (トローバス) 62.119-I(5)、執14、無執 達規41の2-I()	【違反態様明記】 (例) ・備えていない。 ・調整されていない。 ・破損 ・白色のところ○色の灯火を 点灯(灯火の色を記載) (過失犯119-II) <input type="checkbox"/> 車両整備

報告書・統横	備考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <div style="background-color: black; height: 20px; width: 100%;"></div> <div style="background-color: black; height: 20px; width: 100%;"></div>	




番号	反則(違反)行為の種類	反則金額 罰金 罰鍰 罰金 罰鍰 罰金 罰鍰	反則(違反)事項・罰条欄	
			本文(①~⑨項)	補足事項(補足欄)
59	整備不良 (尾灯等) (注:運転下 命者につ いては、 印符は適 用しな い) [1点]	9765	<input type="checkbox"/> 方向指示器整備不良車 運転 62.119-1(5)、 車41(15)、 保41-Ⅰ Ⅱ Ⅲ (別表234P参照)	【違反態様明記】 (例) ・備えていない。 ・取付位置不良 ・調整されていない。 ・破損 ・橙色のところ○色の灯火を 点灯(灯火の色を記載)
			<input type="checkbox"/> 方向指示器整備不良車 運転 ミニカー 二種原 原付 62.119-1(5)、 車44(9)、 保63の2-Ⅰ Ⅱ Ⅲ (別表245P参照)	(過失犯119・Ⅱ) <input type="checkbox"/> 車両整備
			<input type="checkbox"/> 方向指示器整備不良車 運転 (トローリーバス) 62.119-1(5)、軌14、 無軌差規47	【違反態様明記】 (例) ・備えていない。 ・調整されていない。 ・破損 ・橙色のところ○色の灯火を 点灯(灯火の色を記載)
			<input type="checkbox"/> 灯光の色等の制限違反 車運転 62.119-1(5)、 車41(13)、保42 (別表236P参照)	【違反態様明記】 (例) ・赤色の灯火を備えている。 ・点滅する赤色の灯火を備え ている。 ・光度が増減する赤色の灯火 を備えている。

報告書・続欄	備考
略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載 すること。	

番号	反則(違反)行為の種類	反則金額	反則(違反)事項・罰条欄	
			本文(1項)	補足事項(補足欄)
59	整備不良 (尾灯等) (注:運転下 命者につ いては、適 切符は適 用しな い。) 【1点】	9765	<input type="checkbox"/> 窓ふき器整備不良車運 転 62.119-I(5)、 車41(16)、 保45-I II (別表226P参照)	【違反態様明記】 (例) ・備えていない。 ・全く動かない。
			<input type="checkbox"/> 窓ふき器整備不良車運 転(トローリーバス) 62.119-I(5)、軌14、 無軌建規46	(過失犯119-II) <input type="checkbox"/> 車両整備
			<input type="checkbox"/> 速度計整備不良車運転 62.119-I(5)、 車41(17)、保46-I (別表227P参照)	【違反態様明記】 (例) ・指示針が全く動かない。
			<input type="checkbox"/> 速度計整備不良車運転 (ミニカー 二種原 原付) 62.119-I(5)、 車44(11)、保65の2 (別表247P参照)	
			<input type="checkbox"/> 速度計整備不良車運転 (トローリーバス) 62.119-I(5)、軌14、 無軌建規45	(過失犯119-II) <input type="checkbox"/> 車両整備
			<input type="checkbox"/> 車両標識 【白色灯】 【赤色灯】 整備不良路面電車運転 62.119-I(5)、軌14、 軌運規88(1) (2)	【違反態様明記】 (例) ・備えていない。 ・破損 (過失犯119-II) <input type="checkbox"/> 車両整備

報告書・経緯	備考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 20px; margin-top: 5px;"></div>	

番号	反則(違反)行為の種類	反則金額	反則(違反)事項・罰条欄	
			本文(①~④項)	補足事項(補足欄)
59	整備不良 (尾灯等) (注:運転下 命者につ いては、 切符は適 用しな い) (1点)	9765	<input type="checkbox"/> 車わく車体整備不良車 運転 62.119-I(5)、 車41(7)、保18-I() (別表221P参照)	【違反態様明記】 (例) ・タイヤが突出している。 ・スピナーが鋭い突起を有 する。 ・後写鏡が鋭い突起を有する。 (過失犯119-II) <input type="checkbox"/> 車両整備
			<input type="checkbox"/> 着込防止 装置整備 不良車運転 62.119-I(5)、 車41(7)、 保18の2、 I II III IV (別表223~225P参照)	【違反態様明記】 (例) ・備えていない。 ・取付位置不良 ・破損 (過失犯119-II) <input type="checkbox"/> 車両整備
			<input type="checkbox"/> 後部反射器整備不良車 運転 62.119-I(5)、車41(3)、 保36-I II III (別表232P参照)	【違反態様明記】 (例) ・備えていない。 ・取付位置不良 ・破損
			<input type="checkbox"/> 後部反射器整備不良車 運転 ミニカー 二種原 原付 62.119-I(5)、車44(6)、 保63-I II III (別表245P参照)	
			<input type="checkbox"/> 大型後部反射器整備不 良車運転 62.119-I(5)、 車41(13)、 保38の2、 I II III (別表233P参照)	(過失犯119-II) <input type="checkbox"/> 車両整備

報告書・統 攷	備 考
略因記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。 	
略因記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。 	

番 号	反則(違反) 行為の種類	適用 期間	反則金額 大昔三原 期罰金付	反 則 (違反) 事項・罰条欄			
				本 文 (①-③項)	補 足 事 項 (補足欄)		
59	整備不良 (尾灯等) 下 (注: 運転につ いては、適 切符は適 用しな い) [1点]	9	7	6	5	<input type="checkbox"/> 後写鏡整備不良車運転 62.119・I(5)、 車41(16)、 I 保44・ II III IV (別表226P参照)	【違反態様明記】 (例) ・備えていない。 ・取付位置不良 ・破損
						<input type="checkbox"/> 後写鏡整備不良車運転 ミニカー 二種原 原付 62.119・I(5)、 車44(10)、 I 保64の2・ II III IV (別表246P参照)	(過失犯119・II) <input type="checkbox"/> 車両整備
						<input type="checkbox"/> 直前障害物確認整備 不良車運転 62.119・I(5)、 車41(16)、 V 備えていない 保44・ VI 破損・取付位 置保細告224 VI(1)	【違反態様明記】 (例) ・備えていない。 ・破損 (過失犯119・II) <input type="checkbox"/> 車両整備
						<input type="checkbox"/> 警告器整備不良車運転 62.119・I(5)、 車41(14)、 I 保43・ II III IV (別表223P参照)	【違反態様明記】 (例) ・備えていない。 ・調整されていない。 ・鳴らない。 (過失犯119・II) <input type="checkbox"/> 車両整備

報告書・誌謝

備考

略図記載
現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載
すること。



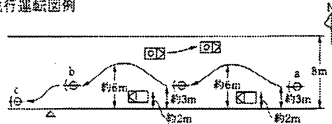
番号	反則(違反)行為の種類	反則金額	反則(違反)事項・罰条欄	
			本文(①~⑨頁)	補足事項(補足欄)
59	整備不良 (尾灯等) (注:運転下 命者につ いては、 切符は適 用しな い) (1点)	9765	<input type="checkbox"/> 音響器整備不良車運転 ミニカー 二種原 原付 62.119-I(5), 車44(7), 保64-I II III IV (別表245P参照)	[違反態様明記] (例) ・備えていない。 ・調整されていない。 ・鳴らない。 (過失犯119-II) <input type="checkbox"/> 車両整備
			<input type="checkbox"/> ばい煙等発散防止装置 整備不良車運転 62.119-I(5), 車41(12), 保31-I II III IV V VI VII (別表239P参照)	[違反態様明記] (例) ・備えていない。 ・排気管の破損 ・調整されていない。
			<input type="checkbox"/> ばい煙等発散防止装置 整備不良車運転 ミニカー 二種原 原付 62.119-I(5), 車44(5), 保61の2-I II III IV V (別表243P参照)	(過失犯119-II) <input type="checkbox"/> 車両整備

報告書・統欄	備考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-top: 5px;"></div>	

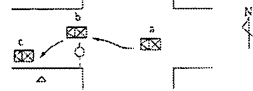
番号	反則(違反)行為の種類	適用 罰則 規定	反則金額	反則(違反)事項・罰条欄		
				本文 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100)	補足事項(補足欄)	
59	整備不良 (尾灯等) (注: 運転下 命者につ いては、 切符は適 用しな い。) (1点)	97		<input type="checkbox"/> 緩衝装置整備不良車運 転 62.119-I(5), 車41(5)保14 (別表221P参照)	(違反態様明記) (例) <ul style="list-style-type: none"> ・コイルばねを全部除去して いる。 ・コイルばねの端部が離脱し ている。 ・ジャッキアップ時にコイル ばねの 取付部に著しいたががある。 端部が離脱する。 ・板ばねを逆に取り付けてい る。 ・コイルばね(板ばね)の一 部を切断しており [車底部に路面 タイヤにフェング との接触痕がある。] ・コイルばねを締付具で締め 付けており [車底部に路面 タイヤにフェング との接触痕がある。] ・板ばねの一部を抜き取っ ており [車底部に路面 タイヤにフェング との接触痕がある。] 	(過失犯119・II) <input type="checkbox"/> 車両整備

報告書・経緯	備考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-top: 5px;"></div>	

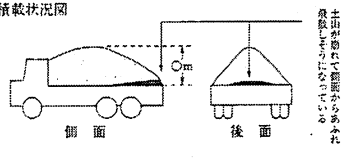
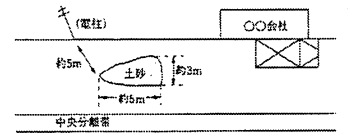
番 号	反則(違反) 行為の種類	反則金額			反 則 (違反) 事項・罰条欄		
		用 意 罰 額	大 意 罰 額	原 則 罰 額	本 文 (①-②項)	補 足 事 項 (補足欄)	
60	運行記録計 不備 (注：運転下 命者につ いては、 切符は適 用しな い) 〔点数なし〕	6	4		<input type="checkbox"/> 運行記録計不良車運転 63の2・I、121・I (9の 2)、車4104、 保48の2・I () II 注：車両総重量が8トン 以上又は最大積載量 が5トン以上の貨物 自動車（これに該当 するけん引自動車 をけん引するけん引 自動車を含む。）に 限られる。	(違反態様明記) (例) ・備えていない。 ・調整されていない。 ・破損	
61	安全運転義務 違反 〔2点〕	12	9	7	6	<input type="checkbox"/> 安全運転義務違反 70.119・I(9) 注：他の各条に定める類 型的な行為以外で、 具体的な危険のある 行為をとらえ禁止す るもので、他に明文 のあるものは、必ず その定めに従って措 置すること。	(違反態様明記) (例) ・ハンドルから両手を離して 運転した。 ・サドルに腹部をのせ両足を あげ水平運転した。 ・並行運転しながら前車を違 い感した。 (過失犯119・II) <input type="checkbox"/> 安全運転
62	泥はね運転 〔点数なし〕	7	6	6	5	<input type="checkbox"/> 泥土 汚水 飛散運転 71(1)、120・I(9) (違反態様明記) (例) ・徐行しない。 ・一時停止しない。	

報告書・様式	備考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <p>○「調整されていない」には、チャート紙（記録用紙）又はデータカードを入れていない場合や、時間調節されていない場合、故障により作動しない場合等が含まれる。</p> <p>（特記事項記載例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録用紙を入れていない。 ・時間調節されていない。 ・故障して全く作動しない。 <p>○調整されていない及び破損の場合は、保48の2・IIに続いて保細告及び保警告の条文を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷平成18年12月31日以前に製造された自動車 保細告229・I(1)、保58、保警告56・I(2)・I ▷上記以外 保細告229・I(1) 	
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <p>（例）・両手を離し、たばこに火をつけながら運転 ・南から北へ約100m走行現認</p> <p>蛇行運転図例</p>  <p> a 現認始期地点 b 被迷惑車両 b 違反車 c 通行車両 c 停車地点 △ 現認位置 </p>	
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <p>（例）通行人の被服に汚水が飛散した。</p>	

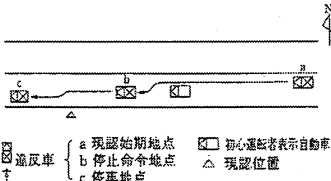
番号	反則(違反)行為の種類	反則金額		反則(違反)事項・罰条欄			
		適用 罰則 額	標準 額	本文(①-⑤項)	補足事項(補足欄)		
63	幼児等通行妨 (2点)	9	7	6	5	<input type="checkbox"/> 監護者が付き添わない [児童] 歩行妨害 71(2),119-I (9)の2) <input type="checkbox"/> 身体障害者用車いす通行妨害 71(2),119-I (9)の2) <input type="checkbox"/> [つえを携えている] [盲導犬を連れて] 目が見えない者通行妨害 71(2),14-I,119-I (9)の2),令8-I,II <input type="checkbox"/> 耳が聞こえない者通行妨害 71(2),14-II,119-I (9)の2),令8-I	(違反態様明記) (例) ・徐行しない。 ・一時停止しない。
						<input type="checkbox"/> 通行に著しい支障がある程度の [肢体不自由] [視覚障害] [聴覚障害] [平衡機能障害] 者通行妨害 71(2),14-II,119-I (9)の2),令8-I-III	I項-つえ II項-盲導犬 (違反態様(上記参照)のほか、障害程度明記)
64	安全地帯徐行違 (2点)	9	7	6	5	<input type="checkbox"/> 乗降のため停車中の通学通園バスの側方通過に際して [徐行しない] [徐行したが安全確認しない] 71 (2)の3),119-I (9)の2),令26の3-I-II	(違反態様明記) (例) ・徐行しない。 ・安全不確認
						<input type="checkbox"/> 歩行者のいる安全地帯の側方で徐行しない 71(3),119-I (9)の2)	(違反態様明記) (例) ・安全地帯の側方を徐行せずに通過

報告書・統 稿	備 考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。 (例) ・児童を立ち止まら(2歩後退せ)せた。 ・幼児が尻餅をついた。</p> <p>児童(幼児)歩行妨害図例</p>  <p> a 現認始期地点 ○ 児童(幼児) b 停止命令地点 △ 現認位置 c 停車地点 </p>	<p>児童(6歳以上13歳未満) 幼児(6歳未満)</p>
<p>(特記事項記載例) ・身体障害者用車いすに乗っている甲川太郎40歳が通行しているのに徐行せずその直前を通過し、車いすを立ち止まらせた。 ・盲導犬を連れ、目が見えない山田文夫40歳が通行しているのに徐行せずその直前を通過し、歩行者をあわてさせた。 ・白色のつえを携えている乙山文字40歳が通行しているのに徐行せずその直前を通過し、歩行者をあわてさせた。</p>	
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。(時速明記) (例) ・路面電車停留所安全地帯の○m側方を時速約○km/hで通過</p>	

番号	反則(違反)行為の種類	反則金額			反則(違反)事項・罰条欄	
		適用 種別	基本 額	増徴 率	本文(①-⑤項)	補足事項(補足欄)
65	転落等防止措置義務違反 [1点]		7665		<input type="checkbox"/> ドアの開放 <input type="checkbox"/> 貨物積載不确实 運搬 71(4),120-1(9)	【違反態様明記】 (例) ・積載貨物転落 ・コンテナ緊締装置を すべて緊締していない。 ・コンテナ緊締装置の前面 2か所を緊締していない。
65 の 2	転落積載物等 危険防止措置 義務違反 [1点]		7665		<input type="checkbox"/> 転落 <input type="checkbox"/> 飛散 積載物の危険 防止の措置違反 71(4)の2),120-1(9)	【違反態様明記】 (例) ・除去しない。 ・危険防止のための誘導をし ない。

報告書・統欄	備考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。 (例)・木材(長さ2mの10cm平方角)約10本が落下。 ・砂利を落下させながら約〇m通行。</p> <p>(例)・木材(長さ2mの10cm平方角)約30本をロープをかけずに積載し、約〇m通行 ・土砂が落下するおそれがある状態で約〇m通行</p> <p>積載状況図</p> 	
<p>略図記載 1. 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <p>図例</p> 	

番号	反則(違反)行為の種類	反則金額			反則(違反)事項・罰条欄		
		適用 補	大 額	二 原 則 補 付	本 文 (第①項)	補 足 事 項 (補足欄)	
66	安全不確認 ドア開放等 〔1点〕	7	6	6	5	<input type="checkbox"/> 安全不確認 { ドア開放 } 71(4)の3、120・I(9) <input type="checkbox"/> 同乗者による安全不認 <input type="checkbox"/> { ドア開放 } の防止措 <input type="checkbox"/> { 降 車 } 置を講じない 71(4)の3、120・I(9)	
67	停止措置義務 違反 〔1点〕	7	6	6	5	<input type="checkbox"/> 車両を避ける場合の措 置違反 71(6)、120・I(9)	〔違反様明記〕 (例) 1. サイドブレーキを完全に 引かない。 2. エンジンを止めていな い。
67 の 2	騒音運転等 〔2点〕	7	6	6	5	<input type="checkbox"/> 騒音運転等 71(5)の3、120・I(9)	〔違反様明記〕 (例) ・急発進 ・急加速 ・空ふかし
67 の 3	初心運転者 の 等保護義務 違反 〔1点〕	7	6	6	6	<input type="checkbox"/> 初心運転者標識 <input type="checkbox"/> 高齢運転者標識 <input type="checkbox"/> 聴覚障害者標識 <input type="checkbox"/> 身体障害者標識 <input type="checkbox"/> 仮免許標識 表示自動車の <input type="checkbox"/> 側方標識 <input type="checkbox"/> 進路直前に進路変更 71(5)の4、120・I(9)	〔違反様明記〕 (例) 1. 表示自動車 (約 km/h) の { 左 } 側方約 m { 右 } 2. 表示自動車 (約 km/h) の進路前方約 m

報告書・様式	備考
略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 100%;"></div>
略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。	
略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 100%;"></div>
略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。 進路直前に進路変更図例 	

番 号	反則(違反) 行為の種類	反則金額		反則(違反)事項・罰条欄	
		適用 罰則 額	適用 罰則 額	本文(第①-④項)	補足事項(補足欄)
67 の 4	携帯電話使用等 (交通の危険) [2点]	120	76	<input type="checkbox"/> 無線通話装置を使用 <input type="checkbox"/> 画像表示用装置の 画像を注視 し、よって交通の危険 を生じた 71(5の5),119-I(9の 3)	[違反態様明記] (例) 道路交通に具体的危険を生 じさせたことを明記 1. 普通乗用車の直前を横切 り急ブレーキをかけた。 2. 対向車線に進出し、対向 車に急ブレーキをかけた。 3. 自転車に急ブレーキをか けさせた。 4. 歩行者を飛び退かせた。
67 の 5	携帯電話使用等 (保持) [1点]	76	68	<input type="checkbox"/> 無線通話装置を使用 71(5の5),120-I(1)	[違反態様明記] (例) 約〇〇m進行
				<input type="checkbox"/> 画像表示用装置を手で 保持して画像を注視 71(5の5),120-I(1)	[違反態様明記] (例) 約〇〇m進行

報告書・証拠	備考
<p>○ 略図記載</p> <p>○ 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <p>[Redacted]</p>	<p>[Redacted]</p>
<p>○ 略図記載</p> <p>○ 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話を右(左)手に保持し右(左)耳にあてていた。 ・交差点を右(左)折 ・右(左)から左(右)に車線変更 ・道路(道路外)から道路外(道路)へ進行 ・前車を右(左)から追い抜き <p>[Redacted]</p>	
<p>○ 略図記載</p> <p>○ 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <p>[Redacted]</p>	

番号	反則(違反)行為の種類	反則金額	反則(違反)事項・罰条欄	
			本文(①-④項)	補足事項(補足欄)
68	公安委員会 遵守事項違反 [点数なし]	7665	<input type="checkbox"/> 運転者の指定遵守事項 不履行 71(6)、120・I(9)、公規13 ()	[違反態様明記] 1. 公規13(4) (けた・スリッパ・つっかけ)を履いて運転 2. 公規13(5) (カーラジオ等高音・イヤホン等を使用してラジオを聞きながら)運転 3. 公規13(6) (勾配区間が長いところ・勾配の急な下り坂)で(ハンドル・ブレーキ・その他の装置)の不検査 4. 公規13(7) 積雪(凍結)のためすべる道路でタイヤチェーンを取付ける等滑り止めの措置を講じないで自動車運転 5. 公規13(8) またがり式座席のある大型(普通)自動二輪車にまたがらずに乗車させて運転 6. 公規13(9) 標識を(取り外して・跳ね上げ見えない状態で・ガムテープを貼り付けた状態で・付け替えた状態で)運転 7. 公規13(10) (自動車登録番号標・車両番号標)に赤外線を(吸収・反射)するための(カバー・テープ)を(取り付け・付着)した車両を運転

報告書・統制

備考

略図記載
現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載
すること。

番号	反則(違反)行為の種類	反則金額		反則(違反)事項・罰条欄	
		普通自動車	大型自動車	本文(①-③項)	補足事項(補足欄)
68の2	消音器不備 [2点]	7	6,65	<input type="checkbox"/> 消音器不備 71の2.120・I(9)、 規9の4の3	[違反態様明記] (例) ・消音器を備えていない。 ・消音器を切断 ・騒音低減機構を除去 ・排気口以外の開口
68の3	大型自動二輪車等乗車方法違反 [2点]	12		<input type="checkbox"/> 高速自動車国道等大型自動二輪車等乗車方法違反(大型二輪免許) 71の4・Ⅲ、119の3・I(6) <input type="checkbox"/> 高速自動車国道等普通自動二輪車乗車方法違反(普通二輪免許) 71の4・Ⅳ、119の3・I(6) <input type="checkbox"/> 大型自動二輪車初心運転者乗車方法違反(大型二輪免許) 71の4・Ⅴ、119の3・I(6) <input type="checkbox"/> 普通自動二輪車初心運転者乗車方法違反(大型二輪免許) 71の4・Ⅴ、119の3・I(6) <input type="checkbox"/> 普通自動二輪車初心運転者乗車方法違反(普通二輪免許) 71の4・Ⅵ、119の3・I(6)	[違反態様明記] (例) 高速自動車国道等自動車専用道路において運転者以外の者を乗車させて大型自動二輪車を運転していた。 一般道路において運転者以外の者を乗車させて大型自動二輪車を運転していた。
68の4	初心運転者の標識表示義務違反 [1点]	6	4	<input type="checkbox"/> 初心運転者標識表示義務違反 71の5・I、121・I(9の3)、規9の6、規9の7 <input type="checkbox"/> 初心運転者標識表示義務違反 71の5・II、121・I(9の3)、規9の6、規9の7 注：71の5・Iは準中型自動車、71の5・IIは普通自動車の場合	[違反態様明記] (例) 1. 前面及び後面に初心運転者標識をつけていない。 2. 前面及び後面の初心運転者標識が見えない。 (過失犯121・II) (<input type="checkbox"/> 表示)

報告書・統標	備考
<p>○ 略図記載 ○ 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p>	
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。 [違反状況] (例) 大型自動二輪車の後部座席に大阪太郎○○歳を乗車させて運転した。</p>	
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p>	

番号	反則(違反)行為の種類	反則金額			反則(違反)事項・罰条欄	
		適用額	大額	原付	本文(①-③項)	補足事項(補足欄)
68 の 5	聴覚障害者標識表示義務違反 [1点]	③		4	<input type="checkbox"/> 聴覚障害者標識表示義務違反 71の6・1、121・I (9の3)、規9の6、規9の7	【違反態様明記】 (例) 1. 前面及び後面に聴覚障害者標識をつけていない。 2. 前面及び後面に聴覚障害者標識が見えない。 (過失犯121・II) <input type="checkbox"/> 表示
69	最低速度違反 [1点]		7	6	<input type="checkbox"/> 高速国道本線車道法定最低速度違反 ((km/h km/h km/h)) 不足のところ 75の4、120・I ②、令27の3 <input type="checkbox"/> 高速国道本線車道指定最低速度違反 ((km/h km/h km/h)) 不足のところ 75の4・4・I、120・I ②、令1の2	
70	本線車道横断等禁止違反 [2点]	②	9	7	<input type="checkbox"/> 本線車道横断 横断 迂回 後退 75の5、119・I (2の2)	

報告書・続編	備考
略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。	
略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。	
略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。	

番号	反則(違反)行為の種類	反則金額			反則(違反)事項・罰条欄	
		基本	増徴	減額	本文(①-④項)	補足事項(補足欄)
71	本線車道 通行妨害 [1点]	7	6	6	<input type="checkbox"/> 本線車道にある自動車 進行妨害 75の6・I、120・I(2) <input type="checkbox"/> 指定本線車道にある自 動車進行妨害 75の6・I、4・I、120・I (2)、令1の2	(妨害態様明記) (例) ・普通乗用車の直前を横切り ・急ブレーキをかけた。 ・停止させた。
72	本線車道 緊急車妨害 [1点]	7	6	6	<input type="checkbox"/> 本線車道 に入る から出る 緊急自動車通行妨害 75の6・II、120・I(2)	(妨害態様明記) (例) ・減速せず進路を譲らなかつた。
73	本線車道 出入方法違反 [1点]	6	4	4	<input type="checkbox"/> 本線車道に入ろうとす るとき加速車線を通行 しない 75の7・I、121・I(5) <input type="checkbox"/> 本線車道から出よう とするとき 出口に接続する車両 減速車線 通行帯 を通行しない 75の7・II、121・I(5)	
73 2	牽引自動車 の本線車道 通行帯違反 [1点]	7	6		<input type="checkbox"/> 指定本線車道通行帯外 通行 75の8の2・II、120・I(3) <input type="checkbox"/> 法定本線車道通行帯外 通行 75の8の2・III、120・I(3) <input type="checkbox"/> 直近右側以外の本線車 道通行帯進出し通行 75の8の2・IV、120・I(3)	(通行距離明記) (例) ・約○km通行 (通行距離明記) (例) ・約○km通行 (被追越し車及び通行距離明 記) (例) ・単車一普通乗用 ・約○km通行 (過失犯120・II)

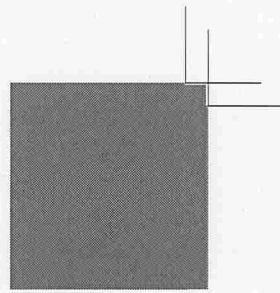
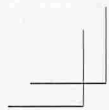
報告書・統欄	備考
略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。	
略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。	

番号	反則(違反)行為の種類	反則金額			反則(違反)事項・罰条欄	
		基本	増徴	減額	本文(①-⑤項)	補足事項(補足欄)
73の3	高速自動車国道等運転者遵守事項違反 [2点]	12	9	7	<input type="checkbox"/> 燃料 <input type="checkbox"/> 冷却水の <input type="checkbox"/> 原動機オイル の量についての点検措置義務違反による本線車道等における運転不能 75の10.119・I(12の3) <input type="checkbox"/> 貨物の積載状態についての点検措置義務違反による高速自動車国道等における積載物の転落飛散 75の10.119・I(12の3)	[停止箇所明記] (例) 1. 本線車道 2. 本線車道に接する加速車線 3. 本線車道に接する減速車線 4. 本線車道に接する登坂車線 (過失犯119・II) <input type="checkbox"/> 燃料等点検等 [転落・飛散箇所明記] (例) 1. 本線車道等 2. 路肩 3. 路側帯 (過失犯119・II) <input type="checkbox"/> 積載状態点検等
73の4	故障車両表示義務違反 [1点]	7	6	6	<input type="checkbox"/> 本線車道等 <input type="checkbox"/> 路肩 <input type="checkbox"/> 路側帯 で運転不能となった場合における停止表示器材の不表示 基準不適合 表示方法不適當 75の11・I、120・I(12の2)。 (令27の規11.規9の17() (令27の規2.規9の18() 注:規9の17は夜間 規9の18は昼間	[停止箇所明記] (例) ・本線車道 ・本線車道に接する加速車線 ・本線車道に接する減速車線 ・本線車道に接する登坂車線
74	仮免許練習標識表示義務違反 [1点]	7	6	6	<input type="checkbox"/> 仮免許練習標識をつけていない仮免許運転 87.Ⅱ.120・146. 規15の3.規16	[違反態様明記] (例) 1. 前面及び後面に標識をつけていない。 2. 前面及び後面の標識が見えない。 (過失犯120・II) <input type="checkbox"/> 表示

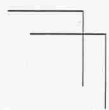
報告書・試験欄	備考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料、冷却水、原動機のオイルの量を点検措置をなかったため、本線車道上で運転不能 ・貨物の積載状況を点検措置をなかったため、本線車道上に梱包（○○個）を転落 	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 100%;"></div>
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p>	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 100%;"></div>
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p>	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 100%;"></div>

番号	反則(違反)行為の種類	反則金額			反則(違反)事項・罰条欄		
		大	中	小	本文(①-⑤項)	補足事項(補足欄)	
75	免許条件違反 [2点]	9	7	6	5	<input type="checkbox"/> 運転免許条件違反 91.119・I(15)	[違反態様明記] (例) 1. 眼鏡不使用(免許証記載の条件を明記) 2. 義肢不使用 3. 限定車種外運転(小型二輪のところ普通自動二輪車運転) 4. 限定車種外運転(中型車は中型8トンに限るのところ、8トン以上の中型車を運転) 5. 補聴器不使用 6. 特定後写鏡不使用 7. 聴覚障害者標識を表示していない
						<input type="checkbox"/> 国際運転免許証等の臨時適性検査に基づく措置命令違反 107の4・Ⅲ.119・I(5)	[違反態様明記] (例) 1. 眼鏡等不使用[免許証記載の条件(小乗車、原付車を除く。)を明記] 2. 義肢不使用[条件内容(左・右)、命令を受けた年月日を明記]
76	免許証不携帯 (点数なし)	3	3	3	3	<input type="checkbox"/> 免許証不携帯 95・I.121・I(40) <input type="checkbox"/> 国際運転免許証等不携帯 107の3.121・I(40)	[違反態様明記] (例) ・西から東に向かって進行 (過失犯121・II)

報告書・疑難	備考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。 (例) 「普通二輪は小型二輪に服る。」が付されているのに250ccの普通自動二輪車を運転していた。 注：運転免許証に関する調査報告書を添付すること。</p>	
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p>	



II 非反則行為

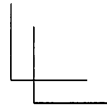
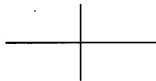


II. 非反則行為

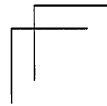
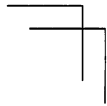
番号	違反行為	違反事項・罰条欄	
		本文(①~④)	補足事項(⑤補足欄)
1	警察官現場指示違反 [2点]	<input type="checkbox"/> 警察官の現場指示に従わない 4・I、119・I(1) <input type="checkbox"/> 警察官の現場指示に従わない(歩行者) 4・I、121・I(1)	[指示の理由および内容明記] (例) ・災害発生につき通行禁止を指示したが従わない。
2	警察官混雑緩和の措置命令違反 [1点]	<input type="checkbox"/> 警察官の混雑緩和措置に従わない 6・II、120・I(1)	[措置の理由及び内容明記] (例) ・車両停滞につき「 <u>迂回</u> 」「 <u>後退</u> 」を指示したが従わない。
3	警察官通行禁止制違反 [2点]	<input type="checkbox"/> 警察官の指示する通行の禁止場所通行 6・IV、119・I(1) <input type="checkbox"/> 警察官の指示する通行の禁止場所通行(歩行者) 6・IV、121・I(1)	[措置をとった理由明記] (例) ・火災発生 ・道路損壊 ・交通事故発生

報告書・統欄	備考
略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。	
略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。 (例) 南行車約500mの停止	
略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。	


番号	違反行為	違反事項・罰条欄	
		本文(①-③)	補足事項(④補足欄)
4	信号無視 (赤色等) [点数なし]	<input type="checkbox"/> 信号機信号 <small>[赤色 黄色 人形赤色 人形青色点滅]</small> 無視(歩行者) 7.4・I、121・I(1)、令2・I	[違反態様明記] (例) ・南から北へ通行
		<input type="checkbox"/> 信号機(歩行者・自転車専用)信号 <small>[人形赤色 人形青色点滅]</small> 無視(歩行者) 7.4・I、121・I(1)、令2・IV	
		<input type="checkbox"/> 手信号 <small>[赤色相当 黄色相当]</small> 無視(歩行者) 7.6・I、121・I(1)、令4・I、 令2・I	[手信号又は灯火信号をした理由 及び内容明記] (例) ・緊急自動車接近につき青色信号 を手信号で進行しないように指 示したが従わない。
		<input type="checkbox"/> 灯火信号 <small>[赤色相当 黄色相当]</small> 無視(歩行者) 7.6・I、121・I(1)、令5・I、 令2・I	
		<input type="checkbox"/> 信号機信号と異なる手信号 無視(歩行者) 7.6・I、121・I(1)、令4・I、 令2・I	
		<input type="checkbox"/> 信号機信号と異なる灯火信 号無視(歩行者) 7.6・I、121・I(1)、令5・I、 令2・I	



報告書・統制	備考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。 (例) 対面の北行信号赤色を無視して歩道から車道へ約2m進入したので制止したが、これに従わずに進行した。</p>	




番号	違反行為	違反事項・罰条欄	
		本文(①~⑨)	補足事項(⑩補足欄)
5	通行禁止違反 【点数なし】	<input type="checkbox"/> 通行禁止場所通行(歩行者) 8・1・4・1、121・1(1)、令1の2	【規制時間及び通行距離明記】 (例) ・規制時間～午前〇時〇分から 午後〇時〇分まで ・約〇〇m通行 【警察署長の交通規制の場合 は、補足欄下「 <input type="checkbox"/> 警察署長の 交通規制5・1、令3の2」の <input type="checkbox"/> を〇で囲む。】
6	警察官等 歩行者の 通行方法 指示違反 【点数なし】	<input type="checkbox"/> 警察官等の右側通行指示に 従わない(歩行者) 15.10・1、121・1(4) <input type="checkbox"/> 警察官等の【歩道】通行 指示に従わない(歩行者) 15.10・11、121・1(4) <input type="checkbox"/> 警察官等の横断歩道通行指 示に従わない(歩行者) 15.12・1、121・1(4) <input type="checkbox"/> 警察官等の斜横断禁止指示 に従わない(歩行者) 15.12・11、121・1(4) <input type="checkbox"/> 警察官等の車両等の 【直前】 【直後】横断禁止指示 【直前直後】 に従わない(歩行者) 15.13・1、121・1(4) <input type="checkbox"/> 警察官等の指定場所横断禁 止指示に従わない(歩行者) 15.13・11、4・1、121・1(4)、 令1の2	

報告書・統欄	備考
略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。	
略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。	

番号	違反行為	違反事項・罰条欄	
		本文(①~③)	補足事項(④補足欄)
7	放置車両確認 標章破損・汚 損・取り除き 【点数なし】	<input type="checkbox"/> 放置車両確認標章 【破損 汚損 取り除き 51の4-I・II、121-I(9)、規7 の7 <input type="checkbox"/> 高速自動車国道 自動車専用道路 付けられた放置車両 【破損 汚損 確認標章 取り除き 75の8-III、51の4-I・II、121- 149)、規7の7	【標章取付け年月日時明記】 (例) 標章取付け 年 月 日 午前 時 分 【標章取付け場所明記】 (例) 標章取付け場所 市 町 番地先路上
7 2	車輪止め標章 の破損・汚損・ 取り除き 【点数なし】	<input type="checkbox"/> 車輪止め標章 【破損 汚損 取り除き 51の2-V・X、121-I(9)、規7 の6	

報告書・統撰	備考
略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。	
	


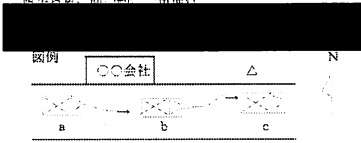
番号	違反行為	違反事項・罰条欄	
		本文(①~④)	補足事項(⑤補足欄)
8	乗車積載方法 違反 [点数なし]	<input type="checkbox"/> 設備外同乗 55・Ⅲ・I、121・I(6) <input type="checkbox"/> 運転者の 視野 ハンドル操作 ブレーキ操作 チェンジレバー操作 方向指示器操作 を妨害する同乗 55・Ⅲ・I、121・I(6)	[同乗場所明記] (例) ・ステップ ・運転者の前
9	積載物重量 制限超過 [点数なし]	<input type="checkbox"/> 積載物重量制限超過 (自転車) kg kg kg (超過のところ) 57・Ⅱ、121・I(7)、公規11(9)	[積載物明記] (例) ・鉄塊
9 の 2	積載物重量 制限超過 (大型等10倍 以上) [6点]	<input type="checkbox"/> 積載物重量制限超過 57・I、118・I(2)、令22(2) kg kg kg (超過のところ)	[積載物明記] (例) ・砂利 ・砕石 ・鉄材 ・木材 ・金庫
10	積載物大きさ 制限超過 [点数なし]	<input type="checkbox"/> 積載物大きさ制限超過 (自転車) 長さ m 幅 m 超過 高さ m 57・Ⅱ、121・I(7)、公規11(4)	[積載物明記] (例) ・木材 ・木箱

報告書・続編	備考
略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。	
略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。	
略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。 	
略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。 (例) 積載装置の長さ○mのところ、長さ○mの家具を積載し、指定制限を○m超過。	

番号	違反行為 適用期	違反事項・罰条欄	
		本文(①-⑨)	補足事項(⑩補足欄)
11	積載方法制限 超過 【点数なし】	<input type="checkbox"/> 積載方法制限超過(自転車) 57・II、121・I(7)、公規11(5)	
12	車両の 牽引違反 【点数なし】	<input type="checkbox"/> 軽車両の牽引制限違反 60、121・I(7)、公規12	【違反態様明記】 (例) ・自転車を3台牽引
13	普通自転車の 通行区分違反 【点数なし】	<input type="checkbox"/> 普通自転車の自転車道以外 通行 63の3、121・I(5)、規9の2	【通行距離明記】 (例) ・約100m通行
14	警察官等の 自転車通行 方法指示違反 【点数なし】	<input type="checkbox"/> 警察官等の自転車横断帯通 行指示に従わない 63の8、63の6、4・I、121・I (4)、令1の2 <input type="checkbox"/> 警察官等の自転車横断帯通 行指示に従わない(交差点) 63の8、63の7・I、4・I、121・ I(4)、令1の2 <input type="checkbox"/> 警察官等の交差点進入禁止 指示に従わない 63の8、63の7・II、4・I、121・ I(4)、令1の2	

報告書・統欄	備考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載 すること。</p>	



番 号	違 反 行 為	適 用 欄	違 反 事 項 ・ 罰 条 欄	
			本 文 (①～④)	補 足 事 項 (⑤補足欄)
15	無 免 許 ・ 酒 酔 い 等 無 免 許 25 点 酒 酔 い 35 点 酒 気 帯 び 0.25 以 上 25 点 0.25 未 満 13 点	<input type="checkbox"/> 無免許運転 64・I. 117の2の2 (1)	<input type="checkbox"/> 無免許運転 64・I. 117の2の2 (1)	【違反態様明記】 (例) ・(無免許運転の場合) ・公安委員会の運転免許を受けずに普通 自動車を運転 ・(免許車種と異なる車両を運転の場合) ・普通免許で免許外の大形自動車を運転 ・普通仮免許で大形自動車を運転 ・(免許効力停止中に運転の場合) ・免許証の効力を停止 (平成〇年〇月〇 日から平成〇年〇月〇日までの〇日間 されているのに普通自動車を運転 ・(失効免許による運転の場合) ・運転免許の失効を知らずに普通自動 車を運転 (平成〇年〇月〇日失効) ・(二種免許が必要な車両を運転の場合) ・一種免許による営業用車両運転 ・一種免許による普通自動車の代行運転
			<input type="checkbox"/> 酒酔い運転 65・I. 117の2(1) <input type="checkbox"/> 酒気帯び運転 (呼吸0.15mg/l以上) 65・I. 117の2の2 (3)、 令44の3	【現認状況明記】 (例) ・ 蛇行運転 【検知結果明記】 (例) ・ 0.15mg

報告書・統御	備考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。 (例) 西から東に向い約○○m進行</p> 	<p>※ 普通仮免許証で原付単車を運転した場合は免許重種と異なる車両の運転となる。</p>
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。 (例) 西から東に向い約○○m進行</p>  <p>図例</p> <p> ○○会社 △ N a b c </p> <p> ○○ 違反車 a 現認時期地点 △ 現認位置 b 停止命令地点 c 停止地点 </p>	


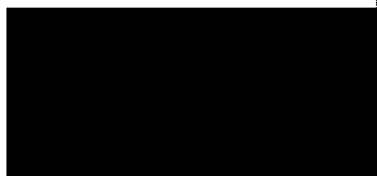
番号	違反行状	適用機	違反事項・罰条探	
			本文(①~③)	補足事項(補補足欄)
16	安全運転義務違反(物損事故を伴う場合) (2点)	(特)	<input type="checkbox"/> 安全運転義務違反 70、119・1(2)	(違反態様明記) (例) ・アクセルペダルとブレーキペダルを踏み間違えた (道路交通状況態様明記) (例) 交通ひんばんな 歩み不良 見直し不良 悪見 前方不注意 交通ひんばんな道路 歩み不良 急発進 右(左)折時 急減速 急加速 急ブレーキ 急ハンドルを切り (チェーン不使用) (スノータイヤ不使用) (タイヤ・トレッド磨耗)
16の2	公安委員会遵守事項違反 (点数なし)		<input type="checkbox"/> 運転者の指定遵守事項不履行 71(6)、120・1(9)、公規13()	(違反態様明記) (例) 1. 公規13(1) 警音器を構えていない 警音器が鳴らない 2. 公規13(2) 右手に手を添って東から西へ自転車を運転
17	警察官等道路通行禁止違反 (2点)		<input type="checkbox"/> 警察官の指示する通行の禁止場所通行 75の3、119・1(12)の2 <input type="checkbox"/> 警察官の指示する ・通行 ・警備警 ・(その他) 通行指示に従わない 75の3、119・1(12)の2 (注：(その他)には、指示の内容を記載する。)	(指図をとった理由明記) (例) ・火災発生 ・道路損壊 ・交通事故発生

報告書・統 揮	備 考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載 すること (例) 時速約○mで西進中、対向車と接触 時速約○mで後退し、後続車に接触</p>	
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載 すること</p>	
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載 すること。</p>	



番 号	違 反 行 為 適用 欄	違 反 事 項 ・ 罰 条 欄	
		本 文 (①~⑧)	補 足 事 項 (⑩補足欄)
18	道路における 禁止行為の 違 反 〔点数なし〕	<input type="checkbox"/> 交通ひんばんな道路における 路上球技 路上ローラー・スケート 路上スキー 76・IV(3),120・I(9) <input type="checkbox"/> 進行中の { 自動車 トロリーバス 路面電車 } に飛び乗る 76・IV(6),120・I(9) <input type="checkbox"/> 進行中の { 自動車 トロリーバス 路面電車 } から飛び降りる 76・IV(6),120・I(9) <input type="checkbox"/> 進行中の { 自動車 トロリーバス 路面電車 } に外からつかまる 76・IV(6),120・I(9)	
18 の 2	無 許 可 道 路 使 用 ⑩ 〔点数なし〕	<input type="checkbox"/> 無許可道路使用 77・I(1),119・I(12の4) <input type="checkbox"/> 無許可道路使用 77・I(2),119・I(12の4) <input type="checkbox"/> 無許可道路使用 77・I(3),119・I(12の4)	[工事又は作業内容を明記] (例) ・土管敷設工事請負人 [工作物名明記] (例) ・広告板設置 [露店、屋台等の別明記] (例) ・靴みがき ・おでん屋営業 ・青果店の店先つき出し営業

報告書・統 概	備 考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <p>(例) 友人の○○○○(歳)を相手にキャッチボールをしていた。 西から東へ進行中の普通貨物自動車(○○○○号)の荷台に飛び乗った。</p> 	
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <p>(例) 午前○時から午後○時まで営業。 陳列台に野菜類を並べていた。 ○駅に通じる歩道上で、多数の通行人が迷惑していた。</p> 	

番 号	違 反 行 為	適用 条	違 反 事 項 ・ 罰 条 欄	
			本 文 (①~⑤)	補 足 事 項 (⑩補足欄)
19	無資格運転① (12点)	①	<input type="checkbox"/> 自衛隊用車で自衛官が運転しているもの以外の大型自動車無資格運転 (大型免許) 85・V.118・I(7),令32の2・I	[違反態様明記] (例) ・年齢～20年5月 ・運転経歴～1年5月
			<input type="checkbox"/> 自衛隊用車で自衛官が運転しているもの以外の中型自動車無資格運転 (大型免許) 85・V.118・I(7),令32の2・II	・年齢～19年2月
			<input type="checkbox"/> 特定中型車無資格運転 (大型免許) 85・V.118・I(7),令32の2・II	・令13・I()に規定する緊急 用務中の緊急自動車(中型) ・年齢～20年5月 ・運転経歴～2年1月 ・平成17年政令第183号附則6・I
			<input type="checkbox"/> 自衛隊用車で自衛官が運転しているもの以外の中型自動車無資格運転 (中型免許) 85・VI.118・I(7),令32の3	・年齢～19年2月
			<input type="checkbox"/> 特定中型車無資格運転 (中型免許) 85・VI.118・I(7),令32の3	・令13・I()に規定する緊急 用務中の緊急自動車(中型) ・年齢～20年5月 ・運転経歴～2年1月 ・平成17年政令第183号附則6・II
			<input type="checkbox"/> 特定普通車無資格運転 (普通免許) 85・VII.118・I(7),令32の4	・令13・I()に規定する緊急 用務中の緊急自動車(普通) ・運転経歴～1年5月
			<input type="checkbox"/> 特定二輪車無資格運転 (大型二輪免許) 85・VIII.118・I(7),令32の5・I 5・I II	・令13・I()に規定する緊急用 務中の緊急自動車 (〔大型自動二輪車〕 〔普通自動二輪車〕) ・運転経歴～1年5月
			<input type="checkbox"/> 特定二輪車無資格運転 (普通二輪免許) 85・IX.118・I(7),令32の5・II	・令13・I()に規定する緊急用 務中の緊急自動車(普通自動二 輪車) ・運転経歴～1年5月 (注：()内には、当該緊急 自動車に係る令13・Iの該当号 数を記入すること。)

報告者・統標	備考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。 (例) 西から東へ約〇〇m進行</p>  	

番号	違反行為	違反事項・罰条欄	
		本文(①~④)	補足事項(⑤補足欄)
20	仮免許運転違反 [12点]	<input type="checkbox"/> 有資格者同乗指導のない仮免許運転 87・II、118・I(8)	[違反態様明記] (例) ・同乗者なし ・同乗者無資格 ・有資格者後部座席に乗車
21	免許証の記載事項変更届出違反 [点数なし]	<input type="checkbox"/> 免許証記載事項変更届出義務違反 94・I、121・I(9)	[変更事項明記] (例) ・本籍 ・住所 ・氏名


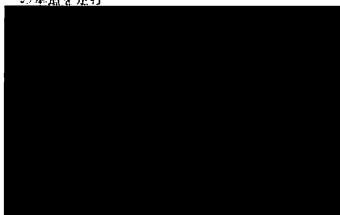
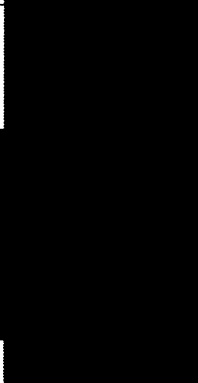
報告書・統括	備考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。 (例) 西から東に向い約〇〇m進行</p> 	
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。 (例) 平成〇年〇月〇日に転居しながら、平成〇年〇月〇日までその届出をしなかった。</p> 	

Ⅲ 自転車の違反

必要書類

- 被疑者供述調書
 - 参考人供述調書（可能な場合に限る。）
 - 現認状況報告書（少年事件・否認事件に限る。）
 - 写真撮影報告書（制動装置不良自転車運転に限る。）
 - ※ 身元確認票
 - ※ 身上照会結果報告書又は身上照会回答書
 - ※ 身柄（車両）引請書
- [※ ～ 運転免許証により身元を確認できた場合を除く。
（免許証住所と現住所が同一の場合に限る。）]

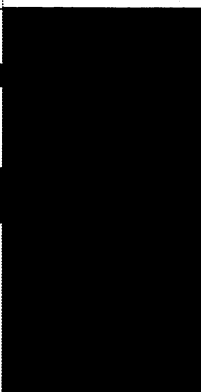

番号	違反行為	違反事項・罰条欄	
		本文(①~②)	補足事項(③補足欄)
1	しゃ断踏切り立入り	③その他 <input type="checkbox"/> {しゃ断途中} <input type="checkbox"/> {しゃ断後} 踏切立入り 33・II、119・I(2) (過失犯119・II)	<input type="checkbox"/> 踏切の手前でしゃ断機が閉じ {始めたの}に通行 {ている間}
2	整備不良車の運転(制動装置不良)	③その他 <input type="checkbox"/> 制動装置不良自転車運転 63の9・I、120・I(8の2)、規9の3 (過失犯120・II)	<input type="checkbox"/> {備えていない {破損}

報告書・統 攷	備 考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。 (例) ・シャ断機が下がり始めているのに踏切内に入 ・シャ断機を押し上げ踏切内に入</p>	
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。 (例) ・後輪のフレーキワイヤを切断 ・目測時速約〇km/hで通行車両の多い片側2車線の車道を走行</p> 	

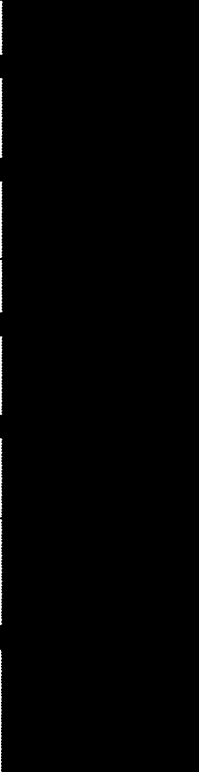
番号	違反行為	違反事項・罰条欄	
		本文(①-④)	補足事項(⑤補足欄)
3 の 1	赤色(車両用) 信号無視	③信号無視(赤色等) □信号機信号(□赤色□黄色)無視(自転車) 7、4・I、119・I(1の2)、 令2・I (過失犯119・II)	□南から北へ通行した。
3 の 2	赤色(信号無視 (人形赤色)) 赤色(歩行者・ 自転車専用) 信号無視 (人形赤色)	④その他 □信号機信号人形赤色無視(自転車) 7、4・I、119・I(1の2)、 令2・I (過失犯119・II) ⑤その他 □信号機(歩行者・自転車専用) 信号人形赤色無視(自転車) 7、4・I、119・I(1の2)、 令2・IV (過失犯119・II)	□南から北へ通行した。
3 の 3	赤色(縦型三灯 式)信号無視 ※自転車専用の 補助表示がある 場合に限る。	⑥その他 □信号機信号(□赤色□黄色)無視(自転車) 7、4・I、119・I(1の2)、 令2・III (過失犯119・II)	□南から北へ通行した。

報告書・統欄	備考
<p>略図記載</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。 <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 停止位置手前約○mで、対面の北行信号赤色を無視して○から○へ進出した。 停止位置で停止するも早期発進 	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 100%;"></div>

番号	違反行為	違反事項・罰条欄	
		本文(①-③)	補足事項(④補足欄)
4	通行禁止違反	<input type="checkbox"/> 通行禁止違反 <input type="checkbox"/> 通行禁止場所通行 8・1、4・1、119・1(1の2)、令1の2 (過失犯119・II)	<input type="checkbox"/> 規制時間 終日 <input type="checkbox"/> 規制車種 車両
		<input type="checkbox"/> 通行禁止違反 <input type="checkbox"/> 一方通行違反 8・1、4・1、119・1(1の2)、令1の2 (過失犯119・II)	<input type="checkbox"/> 規制時間 終日 <input type="checkbox"/> 規制車種 車両

報 告 書 ・ 統 標	備 考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 明確な警告に従わず、通行禁止場所を約〇〇メートル通行 ・ 通行禁止場所を通行中、歩行者を立ち止まらせた。 	
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 明確な警告に従わず、約〇〇メートル逆走 ・ 一方通行を逆走中、普通乗用者にブレーキをかけた。 	


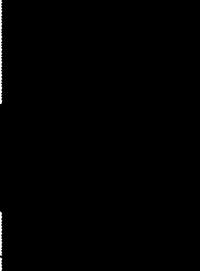
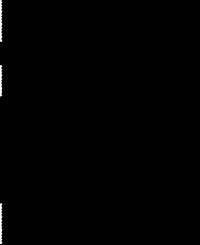
番号	違反行為	違反事項・罰条欄	
		本文(①～③)	補足事項(④補足欄)
5	通行区分違反	④その他 <input type="checkbox"/> 路側帯通行 17・I、119・I(2の2)	<input type="checkbox"/> 右側路側帯を西から東へ通行
		④その他 <input type="checkbox"/> 右側通行 17・IV、119・I(2の2)	<input type="checkbox"/> 道路の中央線の右側を西から東へ通行
		④その他 <input type="checkbox"/> 軽車両の路側帯通行 17の2・II、121・I(5)	<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者を立ち止ませた。 ・歩行中の女性があわてて飛び退いた。

報告書・続欄	備考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明確な警告に従わず、右側路側帯を約〇〇メートル通行 ・右側路側帯を通行中、普通乗用車に急ブレーキをかけた。 	
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明確な警告に従わず、道路右側を約〇〇メートル通行 ・右側通行中、普通乗用車に急ブレーキをかけた。 	
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路左側の駐停車禁止路側帯を通行中、歩行者を立ち止まらせた。 	

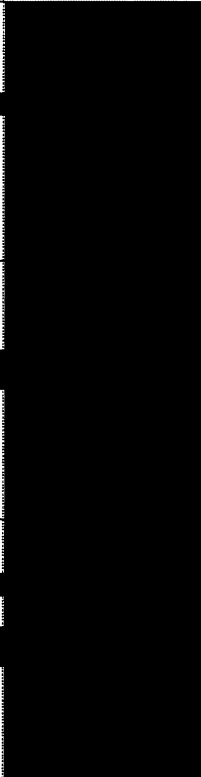
番号	違反行為	違反事項・罰条欄	
		本文 (①-③)	補足事項 (④補足欄)
5	通行区分違反	③その他 <input type="checkbox"/> 歩道通行 17・I、119・I (2の2)	<input type="checkbox"/> { <ul style="list-style-type: none"> ・北側歩道を西から東へ通行 ・南側歩道を通行時に歩行者を飛び退かせた。
		③その他 <input type="checkbox"/> 安全地帯進入 17・VI、119・I (2の2)	<input type="checkbox"/> { <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者を立ち止まらせた。 ・乗客の女性があわてて飛び退いた。

報告書・統欄	備考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明確な警告に従わず、北側歩道を約〇〇m走行 ・目測時速約〇〇km/hで走行し歩行者を飛び退かせた。 	
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明確な警告に従わず、目測時速約〇〇km/hで約〇〇m走行 ・安全地帯進入中、乗客の女性を2歩後退させた。 	

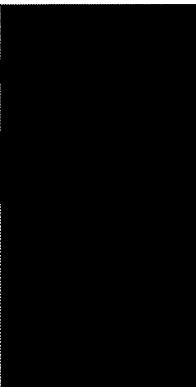

番号	違反行為	違反事項・罰条欄	
		本文(①-③)	補足事項(④補足欄)
6 の 1	交差点優先車 妨(左方車両の 通行妨害)	③その他 <input type="checkbox"/> 車両の交差点における 左方車両 路面電車の 進行妨害 36・I(1)、120・I(2)	<input type="checkbox"/> 左方乗用 路面電車 の直前を横切り 急ブレーキをかけた。 停止させた。
7 の 1	優先道路通行 車妨害	③その他 <input type="checkbox"/> 交差点における 優先道路 広路 通行車両の進行妨害 36・II、119・I(2の2)	<input type="checkbox"/> 普通乗用の直前を横切り 急ブレーキをかけた。 停止させた。 左右にハンドルを切らせた。
7 の 2	優先道路通行 車妨害 (徐行義務違反)	③その他 <input type="checkbox"/> 交差点における 優先道路 広路 に入る場合に徐行しない 36・III、119・I(2の2)	<input type="checkbox"/> 普通乗用の直前を横切り 急ブレーキをかけた。 停止させた。 左右にハンドルを切らせた。

報告書・統 欄	備 考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 直進車（普通乗用）に急ブレーキをかけさせ、横切り時の間隔約5メートル 	
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 目測時速約〇〇km/hで進入し、普通乗用車の進路を妨害した。 	
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 目測時速約〇〇km/hで進入した。 	

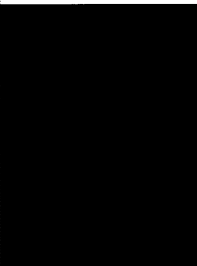
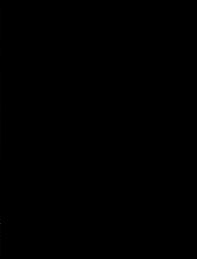
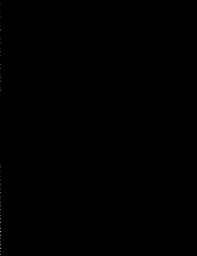
番号	違反行為	違反事項・罰条欄	
		本文(①-③)	補足事項(④補足欄)
6 の 2	交差点優先車 妨害(右折時の 通行妨害)	⑤その他 <input type="checkbox"/> 右折の際 {直進車} {左折車} の進行妨害 37、120・I(2)	<input type="checkbox"/> 普通乗用の直前を横切り {急ブレーキをかけた。 {停止させた。
8 の 1	環状交差点 通行車妨害 (通行妨害)	⑤その他 <input type="checkbox"/> 環状交差点における環状交 差点内通行車両の進路妨害 37の2・I、4・I、119・I (2の2)、令1の2	<input type="checkbox"/> 普通乗用の直前に進入し {急ブレーキをかけた。 {停止させた。
8 の 2	環状交差点 通行車妨害 (徐行義務)	⑤その他 <input type="checkbox"/> 環状交差点に入る場合に徐 行しない。 37の2・II、4・I、119・I (2の2)、令1の2	<input type="checkbox"/> 普通乗用の直前に進入し {急ブレーキをかけた。 {停止させた。

報 告 書 ・ 統 覧	備 考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。 (例) ・直進車(普通乗用)に急ブレーキをかけた。</p>	
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。 (例) ・普通乗用車を停止させた。</p>	
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。 (例) ・明確な警告に従わず、目測時速約〇〇km/hで通行</p>	

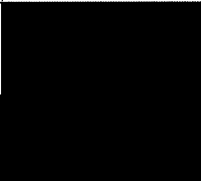
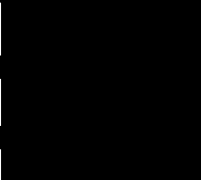
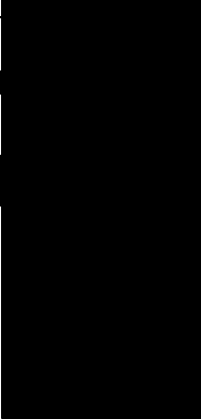
番号	違反行為	違反事項・罰条欄	
		本文 (①-③)	補足事項 (④補足欄)
9 の 1	一時不停止 (指定場所 一時不停止)	<input type="checkbox"/> 指定場所一時不停止 <input type="checkbox"/> 指定場所一時不停止 43. 4・I、119・I (2)、 台1の2 (過失犯119・II)	<input type="checkbox"/> 南から北に向かい一時停止せず 通行
9 の 2	一時不停止 (交差道路通行 車両等の通行 妨害)	<input type="checkbox"/> 指定場所一時不停止 <input type="checkbox"/> 交差道路通行車両等の通行 妨害 43、119・I (2)	<input type="checkbox"/> 普通乗用の直前を横切り { 急ブレーキをかけた。 } { 停止させた。 }

報告書・統欄	備考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <p>(例) ・目測時速約20km/hで左右の安全を確認することなく交差点に進入した。</p>	
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <p>(例) ・停止線手前で停止することなく、目測時速約10km/hの速度で交差点に進入し、普通乗用車に急ブレーキをかけた。</p>	

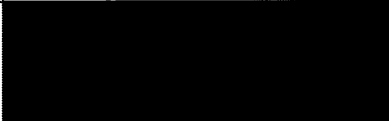
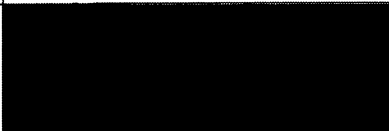
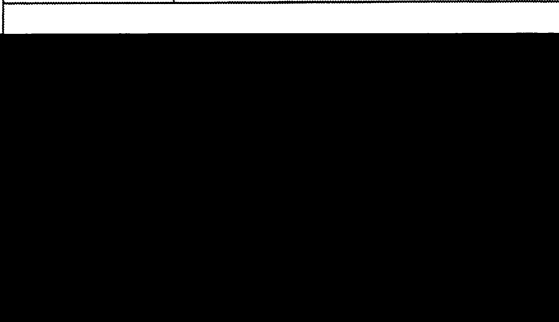
番号	違反行為	違反事項・罰条欄	
		本文(①~④)	補足事項(⑤補足欄)
10	自転車の二人乗り	⑤その他 <input type="checkbox"/> 自転車二人乗り 57. II、121・I (7)、公規 11 (1)	<input type="checkbox"/> 自転車の後部荷台に友人の○○ <input type="checkbox"/> 載を乗車させ、東から西へ 通行
11	携帯電話使用等	⑤その他 <input type="checkbox"/> 運転者の指定遵守事項不 履行 71 (6)、120・I (9)、公規 13 (3)	<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話装置を手で保持し通話 ・画像表示用装置を手で保持して画像を注視しながら南から北に通行
12	酒酔い運転	①無免許・酒酔い等 <input type="checkbox"/> 酒酔い運転 65・I、117の2 (1)	<input type="checkbox"/> 自転車で東から西へ向かい蛇行 運転

報告書・続欄	備考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <p>(例) ・警告を無視して約○○○メートル走行</p>	
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <p>(例) ・警告居残らず、携帯電話を右手に保持し通話しながら通行 ・携帯電話を右手に保持して画像を注視しながら通行し、歩行者を立ち止まらせた</p>	
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</p> <p>(例) ・蛇行運転のため歩行者と衝突寸前など危険であった。</p>	

番号	違反行為	違反事項 罰条額	
		本文 (①-③)	補足事項 (④補足欄)
13	前照灯無灯火	⑤その他 <input type="checkbox"/> 自転車の前照灯無灯火 52・I、120・I (5)、令 18・I (5)、公規10 (1)	<input type="checkbox"/> 約〇〇〇メートル走行
14	歩行者用道路を通行する車両の義務	⑤その他 <input type="checkbox"/> 歩行者用道路徐行違反 9、4・I、119・I (1の2)、 令1の2	<input type="checkbox"/> { <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者を立ち止まらせた。 ・歩行中の女性があわてて飛び退いた。
15 の 1	歩道通行違反 (歩道通行可 標識等設置)	⑤その他 <input type="checkbox"/> 普通自転車で指定歩道通行中 { <ul style="list-style-type: none"> ・徐行しない ・歩行者の通行妨害となるのに一時停止しない 63の4・II、4・I、121・I (5)、令1の2	<input type="checkbox"/> { <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者を立ち止まらせた。 ・歩行者を飛び退かせた。
15 の 2	歩道通行違反 (標識等なし)	⑤その他 <input type="checkbox"/> 普通自転車 { <ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上の者が ・の通行がやむを得ないと認められるとき ・歩道通行中徐行しない ・歩道通行中歩行者の通行妨害となるのに一時停止しない 63の4・II、121・I (5)、 令26	<input type="checkbox"/> { <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者を立ち止まらせた。 ・歩行者を飛び退かせた。

報告書・統 攷	備 考
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。 (例) 街灯は消えており、前方視界は約〇メートル</p>	
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。 (例) 明確な警告に従わず、目測時速約〇〇km/hで約〇〇m走行</p>	
<p>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。 (例) ・明確な警告に従わず、目測時速約〇〇km/hで走行 ・目測時速約〇〇km/hで走行し歩行者を飛び越させた。</p>	

IV 基礎点数告知違反

違反事項	備 考
座席ベルト装着義務違反 71の3・1・II	 (特記事項欄) ・走行距離を記載。
乗車用ヘルメット着用義務違反 71の4・1・II	
幼児用補助装置使用義務違反 71の3・III	(特記事項欄) ・幼児(6歳未満の者)の年齢を記載。
	

V 参考資料 所属コード

1 本部所属

所 属	コード	所 属	コード
交 通 指 導 課		第一方面機動警ら隊	
駐 車 管 理 課		第二方面機動警ら隊	
交 通 機 動 隊		第三方面機動警ら隊	
高速道路交通警察隊		鉄 道 警 察 隊	

2 警察署

警察署	コード	警察署	コード	警察署	コード
大 淀		東 住 吉		柏 原	
曾 根 崎		平 野		枚 方	
天 満		西 成		交 野	
都 島		西 淀 川		寝 屋 川	
福 島		淀 川		四 條 畷	
此 花		東 淀 川		門 真	
東		高 槻		守 口	
南		茨 木		堺	
西		摂 津		北 堺	
港		吹 田		西 堺	
旭		豊 能		南 堺	
城 東		箕 面		高 石	
鶴 見		池 田		泉 大 津	
大阪水上		豊 中		和 泉	
大 正		豊 中 南		岸 和 田	
天 王 寺		羽 曳 野		貝 塚	
浪 速		富 田 林		泉 佐 野	
東 成		枚 岡		泉 南	
生 野		河 内		黒 山	
阿 倍 野		布 施		河内長野	
住 之 江		八 尾		關西空港	
住 吉		松 原			

交通違反の点数と反則金の額

(反則金額の単位は千円)

交通違反の種類	点 数	反則金の額				
		酒気帯 び0.25 未満	大 型 車	普 通	二 輪	原付・ 小特
酒 酔 い 運 転	35					
麻 薬 等 運 転	35					
共 同 危 険 行 為 等 禁 止 違 反	25					
無 免 許 運 転	25					
大 型 自 動 車 等 無 資 格 運 転	12	19				
仮 免 許 運 転 違 反	12	19				
酒 気 帯 び 運 転	0.25 mg 以上 25					
	0.15 mg 以上 0.25 mg 未 満	13				
過 労 運 転	25					
無 車 検 運 行	6	16				
無 保 険 運 行	6	16				
速 度 超 過	5 0 km 以 上	12	19			
	30 km 以上 50 km 未 満	6	16			
	40 km 以上 50 km 未 満	6	16			
	35 km 以上 40 km 未 満	3	15	40	35	30
	30 km 以上 35 km 未 満	3	15	30	25	20
	2 5 km 以上 3 0 km 未 満	3	15	25	18	15
	2 0 km 以上 2 5 km 未 満	2	14	20	15	12
	1 5 km 以上 2 0 km 未 満	1	14	15	12	9
1 5 km 未 満	1	14	12	9	7	
放 置 駐 車 違 反	駐 停 車 禁 止 場 所 等	3		25	18	10
	駐 車 禁 止 場 所 等	2		21	15	9
駐 停 車 違 反	駐 停 車 禁 止 場 所 等	2	14	15	12	7
	駐 車 禁 止 場 所 等	1	14	12	10	6
警 察 官 現 場 指 示 違 反	2	14				
警 察 官 運 行 禁 止 制 限 違 反	2	14				
信 号 無 視	赤 色 等	2	14	12	9	7
	点 滅	2	14	9	7	6
進 行 禁 止 違 反	2	14	9	7	6	5

注：「放臆駐車違反」の反則金額の欄中、「大型車」には、重被けん引車を含む。

交通違反の種類	点 数	酒気帯 び0.25 未満	反則金の額				
			大 型	普 通	二 輪 原付・小特		
歩行者車道路徐行違反	2	14	9	7	6	5	
通行区分違反	2	14	12	9	7	6	
歩行者側方安全間隔不保持等	2	14	9	7	6	5	
急ブレーキ禁止違反	2	14	9	7	6	5	
法定横断等禁止違反	2	14	9	7	6	5	
追越し違反	2	14	12	9	7	6	
路面電車後方不停止	2	14	9	7	6	5	
踏切不停止等	2	14	12	9	7	6	
しゃ断路切立入り	2	14	15	12	9	7	
優先路通行車妨害等	2	14	9	7	6	5	
交差点安全進行義務違反	2	14	12	9	7	6	
横断歩行者等妨害等	2	14	12	9	7	6	
徐行場所違反	2	14	9	7	6	5	
指定場所一時不停止等	2	14	9	7	6	5	
積載物重量制限違反	10割以上	大型	6	16			
	5割以上10割未満	普通等	3	15	35	30	25
		大型	3	15	40		
5割未満	普通等	2	14	30	25	20	
	大型	2	14	30			
整備不良	制動装置等	2	14	12	9	7	6
	尾灯等	1	14	9	7	6	5
安全運転義務違反	2	14	12	9	7	6	
幼児等通行妨害	2	14	9	7	6	5	
安全地帯徐行違反	2	14	9	7	6	5	
携帯電話使用等	交通の危険	2	14	12	9	7	6
	保持	1	14	7	6	6	5
騒音	運転等	2	14	7	6	6	5
消音器不備		2	14	7	6	6	5
大型自動二輪車等典車方法違反		2	14				12
高速自動車国道等指路命令違反		2	14				

交通違反の種類	点 数	酒気帯 び0.25 未満	反則金の額		
			大 型	普 通	二 輪
本線車道横断等禁止違反	2	14	12	9	7
高速自動車国道等運転者遵守事項違反	2	14	12	9	7
免許条件違反	2	14	9	7	6
番号標表示義務違反	2	14			
保管場所法違反	3				
道路使用 長時間駐車	2				
混雑緩和指図命令違反	1	14			
通行許可条件違反	1	14	6	4	4
通行帯違反	1	14	7	6	6
路線バス等優先通行帯違反	1	14	7	6	6
軌道敷内違反	1	14	6	4	4
道路外右左折方法違反	1	14	6	4	4
道路外右左折合圍車妨害	1	14	7	6	6
指定横断等禁止違反	1	14	7	6	6
高速自動車国道等車間距離不保持	2	14	12	9	7
車間距離不保持	1	14	7	6	6
進路変更禁止違反	1	14	7	6	6
追い付かれた車両の義務違反	1	14	7	6	6
乗合自動車発進妨害	1	14	7	6	6
制込み等	1	14	7	6	6
交差点右左折方法違反	1	14	6	4	4
交差点右左折等合圍車妨害	1	14	7	6	6
指定通行区分違反	1	14	7	6	6
交差点優先車妨害	1	14	7	6	6
緊急車妨害等	1	14	7	6	6
交差点等進入禁止違反	1	14	7	6	6
無灯火	1	14	7	6	6
減光等義務違反	1	14	7	6	6
合圍不瞭行	1	14	7	6	6
合圍制限違反	1	14	7	6	6
警音器吹鳴義務違反	1	14	7	6	6

交通違反の種類	点 数	酒気帯 び0.25 未満	反則金の額			
			大 型	普 通	二 輪 原付・小特	
乗車積載方法違反	1	14	7	6	6	5
定員外乗車	1	14	7	6	6	5
積載物大きさ制限超過	1	14	9	7	6	5
積載方法制限超過	1	14	9	7	6	5
制限外許可条件違反	1	14	6	4	4	3
牽引違反	1	14	7	6	6	⑤
原付牽引違反	1	14				3
転落等防止措置義務違反	1	14	7	6	6	5
転落積載物等危険防止措置義務違反	1	14	7	6	6	5
安全不確認ドア開放等	1	14	7	6	6	5
停止措置義務違反	1	14	7	6	6	5
初心運転者等保護義務違反	1	14	7	6	6	⑤
初心運転者標識表示義務違反	1	14	6	4		
聴覚障害者標識表示義務違反	1			4		
乗車用ヘルメット着用義務違反	1	14				
最低速度違反	1	14	7	6	6	
本線車道通行車妨害	1	14	7	6	6	
本線車道緊急車妨害	1	14	7	6	6	
本線車道出入方法違反	1	14	6	4	4	
牽引自動車本線車道通行帯違反	1	14	7	6		
故障車両表示義務違反	1	14	7	6	6	
仮免許練習標識表示義務違反	1	14	7	6		
座席ベルト装着義務違反	1	14				
幼児用補助装置使用義務違反	1	14				
泥はね運転			7	6	6	5
公安委員会遵守事項違反			7	6	6	5
警音器使用制限違反			3	3	3	3
運行記録計不備			6	4		
免許証不携帯			3	3	3	3
環状交差点左折等方法違反	1	14	6	4	4	3
環状交差点通行車妨害等	2	14	9	7	6	5
環状交差点安全進行義務違反	2	14	12	9	7	6

注：⑤印の反則金の額は「小特」のみの金額です。

交通切符等の適用の対象となる車両等の種類

違反車両等		説明
種類	区分	
大型車（※注）	バス	乗車定員が30人以上のもの
	マイクロバス	乗員総重量が11,000g以上で、乗車定員が23人以下のもの
	貨物	次のいずれかの条件を満たすもの： ○ 車両総重量が11,500g以上のもの ○ 最大積載量が9,500g以上のもの
	バス	次のいずれかの条件を満たすもの： ○ 乗車定員が11人以上29人以下のもの ○ 車両総重量が7,500g以上11,000g未満のもの
	貨物	次のいずれかの条件を満たすもの： ○ 車両総重量が7,500g以上11,500g未満のもの ○ 最大積載量が4,500g以上6,500g未満のもの
	乗用車	乗車定員が10人以下のもの ○ 車両総重量が3,500g以上7,500g未満のもの ○ 最大積載量が2,000g以上4,500g未満のもの
大型	カタビラを有する自動車、ロードローラー、グレーダ、スクレーパー等で小型特殊自動車以外のもの	
路面電車	レールにより運転するもの	
普通車	乗用車	乗車定員が10人以下のもの
	貨物三輪	車両総重量が3,500g未満のもの 最大積載量が2,000g未満のもの
	四輪三輪	三輪又は四輪の自動車で、総重量が980kg以下のものうち、長さ3.4m以下、幅1.49m以下、高さ2.0m以下のもの
	ミニカー	総排気量20cc、定格出力0.25kwを超え、総排気量50cc、定格出力0.6kw以下の原動機を有する三輪以上のもので、車両の側面が傾斜を有していないもの、又は軸間距離が0.5mを超えないもの
二輪車	大型	総排気量400ccを超えるもの（例車付を含む。）
	普通	総排気量250ccを超え400cc以下のもの（例車付を含む。）
	小型	総排気量125ccを超え250cc以下のもの（例車付を含む。）
原付車	一種	総排気量50ccを超え125cc以下のもの（例車付を含む。定格出力0.6kwを超え1.0kw以下のもの。）
	二種	カタビラを有する自動車、ロードローラー等で、最高速度が15km/hを超える速度を出すことができない構造であって長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下のもの（ヘッドガード、安全キープ、安全フットレムその他これらに関する装置が備えられている自動車で、当該装置を除いた部分の高さが2.0m以下のもの）については、2.0m以下）
原付車	一種	総排気量が50cc以下のもの（定格出力0.6kw以下のものでミニカー以外のもの）
原付けん引車		けん引されるための構造及び設備を有する軽車両で車両総重量が750gを超えるもの
軽車両その他	自転車	
	その他	人若しくは動物の力により、又は他の車両にけん引され、かつレールによらないで運転する車（そり及び牛車を含む。）であって身体障害者用の車いす及び小児用の車以外のもの

※注 車両等の種類中の「大型車」とは、反則金の区分に係るものである。（道路交通法施行令別表第5の備考の3の1参照）

違反車両等		説明
種類	区分	
原付	小特車	カタビラを有する自動車、ロード・ローラー等で、最高速度が15km/hを超える速度を出すことができない構造であつて長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下のもの（ヘッドガード、安全キャブ、安全フレームその他これに類する装置が備えられている自動車で、当該装置を除いた部分の高さが2.0m以下のものにあつては、2.8m以下）
	一種原	総排気量が50cc以下のもの
重	被牽引車	牽引するための構造、装置を有する大型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車によって牽引されるための構造、装置を有する車両で車両総重量が750kgを超えるもの
軽車両	自転車	自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む）であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの
	荷車	注：電動式の身体障害者用車いすは、 ① 車いすの外形を備え、長さ120cm、幅70cm、高さ109cmを超えないもの ② 鋭利な突起、角等がなく、歩道等を通行することが妥当な形状及び大きさのもの ③ 最高速度が、概ね6km/hを超える性能を有しないもので、いずれかの要件を欠くものは原動機付自転車又は普通自動車と解される。
	その他	

二輪免許の限定免許種別

免許の種類	区分	
	運転できる二輪車	免許証記載の略語
大型二輪免許	すべての二輪車	大 自 二
普通二輪免許	総排気量400cc以下の二輪車	普 自 二
小型限定普通二輪免許	総排気量125cc以下の二輪車	普 自 二

注：免許証の条件欄に「普通二輪は小型二輪に限る」、「普通二輪はAT車に限る」及び「二輪車は排気量0.650ℓ以下のAT車に限る」等の条件が付されている場合があるので注意すること。

審査未済の免許と運転できる自動車

免許証の条件等標 の表示区分	運転できる 自動車	内 容	措置要領等
普通車は自三車、 軽車(360)に限る	○自三車 ○軽車	運転することができる普通自動車が、昭和40年改正法による改正前の道交法の規定による自三車・軽車に限定されている普通免許	○普通車(自三車、軽車を除く。)を運転した場合 条件違反 ○中型自動車 ○大型自動車 を運転した場合 無免許運転
普通車及び旅客車 は自三車、軽車 (360)に限る	○自三車 ○軽車 ○旅客車は、 自三車、 軽車	運転することができる普通自動車が、昭和40年改正法による改正前の道交法の規定による自三車・軽車に限定されている普通第二種免許	○普通車(自三車、軽車を除く。)を運転した場合 ○普通車の旅客車(自三車、軽車を除く。)を運転した場合 条件違反 ○中型自動車 ○大型自動車 を運転した場合 無免許運転
普通車の旅客車は 自三車に限る	○普通車 ○旅客車は、 自三車	運転することができる普通自動車の旅客車が、昭和40年改正法による改正前の道交法の規定による自三車に限定されている普通第二種免許	○普通車の旅客車(自三車を除く。)を運転した場合 条件違反 ○中型自動車 ○大型自動車 を運転した場合 無免許運転
普通車は 軽車(360)に限る	○軽車	運転することができる普通自動車が、昭和40年改正法による改正前の道交法の規定による軽自動車に限定されている普通免許	○普通車(軽車を除く。)を 運転した場合 条件違反 ○中型自動車 ○大型自動車 を運転した 場合 無免許運転
備 考	「運転できる自動車」及び「内容」の欄の ○普通自動車(普通車)とは、乗車定員10人以下、車両総重量8,000kg未満、最大積載量5,000kg未満の自動車(大型自動二輪車等、小型特殊自動車を除く。) ○自三車とは、三輪の普通自動車 ○軽車とは、総排気量360cc以下の三輪、四輪の普通自動車 ○旅客車とは、旅客用自動車 ○昭和40年改正法とは、道路交通法の一部を改正する法律(昭和40年法律第96号)		

条件付免許（自動車の限定）と運転できる自動車

表示区分	経過（限定を付する理由）	運転できる自動車	罰則	法的根拠
大乗車はマイクロバスに限る	普通免許又は普通第二種免許を有する者が、大乗免許（マイクロバス）の試験に合格したもの	大型自動車は、乗車定員11人以上29人以下の乗用車に限る。	法第119条第1項第15号（免許の条件違反）	昭 45.8.12 総理府令28 附則 法第91条
普通車は排気量20リットル以下に限る	(1) 普通免許で「審査（小自動車）未済」となっていた免許証を失効し、免許試験の一部を免除されて新たな免許証を交付されたもの (2) 身体に障害があるもの	普通自動車は、総排気量20リットル以下のもの（自三車・軽車を含む）に限る。	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金	法第91条
普通車は自三車（360）に限る	普通免許で「審査（軽車）未済」又は普通第二種免許で「審査（軽1・2）未済」となっていた免許証を失効し、免許試験の一部を免除されて新たな免許証を交付されたもの	普通自動車は自三車、軽車に限る。 普通第二種免許を有する者の営業用普通自動車は、自三車に限る。		
普通車の旅客車は自三車に限る	普通第二種免許で「審査（軽2）未済」又は「（軽1）合格（軽2）未済」となっていた免許証を失効し、免許試験の一部を免除されて新たな免許証を交付されたもの	営業用普通自動車は、自三車に限る。		
普通車は軽車（360）に限る	(1) 普通免許で「審査（軽車）未済」となっていた免許証を失効し、免許試験の一部を免除されて新たな免許証を交付されたもの (2) 改正法施行前に軽自動車の車検証明書を取得した者が、改正法施行後に普通免許の試験に合格したもの	普通自動車は軽車に限る。		
新乗車はミニカーに限る	改正府令施行前に大乗免許、二種免許、原付免許を取得した者が改正府令施行後6か月以内に「普通免許（ミニカー限定）」に合格したもの	普通自動車はミニカーに限る。		昭 59.9.10 総理府令46 附則 法第91条
大特車はカタビラ車に限る	大型特殊免許の技能試験に活用した車両がカタビラ式のもの	大型特殊自動車はカタビラを有する車両に限る。		法第91条
大特車のうち、車検については未済に限る	「大特車はカタビラ車に限る」と限定された大型特殊免許を有する者が、更に、51条第5項の車検式の車両による技能試験を受けてこれに合格したもの （現在、車検を有する大特車の限定試験はないので、この条件を付された免許証は、更新免許証に換えられることとなる）	大型特殊自動車はカタビラを有する車両はオープン、車検を有する車両は総重量が未済のものに限る。		
大特車は農耕車に限る	大型特殊免許の技能試験に活用した車両が農耕作業用自動車であったもの	大型特殊自動車は、農耕作業用自動車に限る。		

表示区分	経過 (限定を付する理由)	運転できる自動車	罰則	法的根拠
大型車はロード・ローラーに限る	大型特殊免許の技能試験に使用した車両が、ロード・ローラーであったもの 〔現在ロード・ローラーの限定試験はないので、この条件を付された免許証は、更新免許証に限られることとなる〕	大型特殊自動車は、ロード・ローラーに限る。	法第119条第1項第15号(免許の条件違反) 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金	法第91条
大特車は総重量5t未満に限る	大型特殊自動車の技能試験に使用した車両の総重量が、5t未満であったもの 〔現在5t未満の限定試験はないので、この条件を付された免許証は、更新免許証に限られることとなる〕	大型特殊自動車は5t未満のものに限る。		
普通二輪は小型二輪に限る	二輪免許で「審査(自2)未済」となっていた免許証を失効し、免許試験の一部を免除されて新たな免許証を交付されたもの	普通自動二輪車は、総排気量0.125リットル以下のものに限る。		
けん引はカタビラ車に限る	〔大特車はカタビラ車に限る〕と限定された大型特殊免許のみを有する者がけん引免許の試験に合格したもの	けん引する車両は大型特殊自動車のカタビラ式のものに限る。		
けん引は農耕車に限る	〔大特車は農耕車に限る〕と限定された大型特殊免許のみを有する者がけん引免許の試験に合格したもの	けん引する車両は大型特殊自動車のうちの農耕作業用自動車に限る。		
けん引は積載量5t未満の重被けん引車に限る	(1) けん引免許の技能試験に使用した被けん引車の最大積載量が5t未満であったもの(現在は試験を行っていない) (2) けん引免許で「けん引は積載量5t未満の重被けん引車に限る」と限定されていた免許証を失効し、免許試験の一部を免除されて新たな免許証を交付されたもの	重被けん引車は最大積載量が5t未満のものに限る。		
備考	1 大型車 2 普通車 3 ミニカー 4 軽車 5 自三車 6 大特車 7 けん引車、重被けん引車(道路交通法第88条第3項(参照のこと)) 8 普通二輪……普通自動二輪車 9 これらの条件は運転免許証の「免許の条件等」の欄又は裏面の「備考欄」に記載されている。 ※ 他にも限定条件があるので注意すること。			

無登録自動車等の自動車の種類の特定

無登録自動車の場合

1. 反則（違反）車両が無登録の自動車である場合の自動車の種類は、当該自動車の車体の大きさ等を道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条に規定する自動車の種類別基準と比較した結果によって特定する。
2. 前記1によって自動車の種類を特定したときは、当該自動車の大きさ等を乙票の特記事項欄に記載してその理由を明らかにする。
3. 前記1の方法のみによっては、自動車の種類を特定することが困難なものについては、運輸支局、当該自動車の製作会社等に照会して確認し、その結果を捜査報告書により明らかにする。

無登録自動車等の自動車の種類の特定

貨客兼用マイクロバスの場合

マイクロバスとは、乗車定員が11人以上30人未満の大型乗用自動車をいい、いわゆるバス型であることを要しない。この場合の乗車定員については原則として、自動車検査証上の記載によって判断すること。

なお、自動車検査証に乗車定員が2つ記載されており、かつ、その1つが11人未満、もう1つが11人以上の記載がある場合(貨客兼用車の場合)の取扱いについては、次によること。

1. 大型自動車(マイクロバス)として取り扱う場合

例えば、

① 乗車定員 13人 最大積載量 0kg

② 乗車定員 3人 最大積載量 1,000kg

の記載がある自動車を、構造的に①の状態において使用していると認められるとき、すなわち、貨物を積載できる部分にある折たたみ式座席を使用して人が乗車しているときは、大型乗用自動車として取り扱うこと、それ以外のとき、すなわち、その部分に貨物のみを積載しているとき、又はその部分に人の乗車及び貨物の積載がないときは、普通貨物自動車として取り扱うこと。

2. 反則(交通)切符により処理する場合の記載例について
大型自動車(マイクロバス)として取り扱う場合は、貨物を積載できる部分にある折たたみ式座席を使用して乗車していた状況及びその人数を捜査報告書又は道路交通法違反現認・認知報告書の特記事項欄に記載すること。

(記載例 左側折たたみ式座席をおろし、5名乗車)

交通法令上の分類一覧表（併合罪・観念的競合の判断基準）

第1類型	第2類型	第3類型
一定の時間の連続と場所的移動を伴う違反	若干の時間の連続と場所的移動を伴う違反	瞬間的、局所的な違反
<ul style="list-style-type: none"> ・酒酔い ・車線幅寄せ方法違反 ・積載物重量制限超過 ・定員外乗車 ・積載物入きま制限違反 ・軽車両乗車制限違反 ・制限外許可条件違反 ・けん引違反 ・自動車以外の車両のけん引制限違反 ・整備不良 ・運行記録計不備 ・自動車使用期間違反 	<ul style="list-style-type: none"> ・通行許可条件違反 ・歩行者用道路徐行違反 ・通行区分違反 ・通行帯違反 ・踏切バス等優先通行帯違反 ・軌道敷内違反 ・速度違反 ・車両距離不保持 ・追いつかれた車両の義務違反 ・追い越し違反 ・指定通行区分違反 ・徐行帯歩道違反 ・共同歩道歩行禁止違反 ・安全地帯歩行違反 ・初回運転者保護義務違反 ・携帯機器使用等 	<ul style="list-style-type: none"> ・警察官現業指示違反 ・臨時職和積載命令違反 ・警察官通行禁止制限違反 ・信号無視 ・通行禁止違反 ・歩行者側方安全間隔不保持 ・急ブレーキ禁止違反 ・道路外周右左折方法違反 ・道路外周右左折方法違反 ・法定積荷等禁止違反 ・樹電線杆等禁止違反 ・道路変更禁止違反 ・踏切電報機力不停止 ・緊急自動車優先通行 ・積込み等 ・制動不停止等 ・道幅狭小入り ・交差点右左折方法違反 ・交差点右左折方法違反 ・指定通行区分右左折歩道 ・優先歩道通行車好歩道 ・交差点安全進行義務違反 ・積荷歩行者妨害等 ・緊急車両等 ・踏切場所一時不停止
<ul style="list-style-type: none"> ・新免許運転 ・酒気帯び（酒酔い）運転 ・過労運転 ・車掌等運転 ・転倒防止措置義務違反 ・公安委員会遵守事項違反（下駄履き等） ・初回運転者遵守事項違反 ・自動二輪車乗車方法違反 ・大型・普通自動車等積荷重量超過 ・仮免許運転違反 ・仮免許練習走行義務違反 ・免許条件違反 ・免許証下持帰 	<ul style="list-style-type: none"> ・共同歩道歩行禁止違反 ・安全地帯歩行違反 ・初回運転者保護義務違反 ・携帯機器使用等 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急自動車優先通行 ・積込み等 ・制動不停止等 ・道幅狭小入り ・交差点右左折方法違反 ・交差点右左折方法違反 ・指定通行区分右左折歩道 ・優先歩道通行車好歩道 ・交差点安全進行義務違反 ・積荷歩行者妨害等 ・緊急車両等 ・踏切場所一時不停止

	第1類型	第2類型	第3類型
第1類型	観念的競合	併合罪	併合罪
第2類型	併合罪	観念的競合	併合罪
第3類型	併合罪	併合罪	観念的競合

- 併合罪の関係にある場合
 - (例) 免許証不携帯と信号無視の場合
 - 不携帯違反と信号無視違反をそれぞれ個別の反則切符で指徴する。
 - 観念的競合の関係にある場合
 - (例) 免許証不携帯と定員外乗車の場合
 - 1枚の反則切符に2件の違反を記入する。
- ※ 反則切符の枚数及び反則金については、反則金の額の高い方を記入する。
(記数例)
- ◎ 定員外乗車 ◎ 定員外乗車（1人超過1人のところ2人）（原付）
57・1、120・1（10の2）、令23・11
- ◎ 免許証不携帯
- 55・1、121・1（16）
- 補足欄 ◎ 低層建築に敷地をせよから南へ通行

観念的競合一覧表

○印は観念的競合となるものである。

種別	無免許運転 (無資格、国際免許不所持)	免許条件違反 (更新免許の免許条件違反)	免許証不携帯	仮免許運転違反	仮免許練習標識表示義務違反	初心運転者遵守事項違反	酒酔い(酒気帯び)運転	過労等運転	乗車積載方法	積載物重量制限超過	定員外乗車	積載物大きさ制限超過	積載物積載方法制限超過	制限外許可条件	牽引	整備不良車運転	運行記録計不備等	道路運送車両法	自賠保自動車運行法	軽等禁止措置義務違反	公安委員会遵守事項違反
無免許運転 (無資格、国際免許不所持)	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
免許条件違反 (更新免許の免許条件違反)	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
免許証不携帯	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
仮免許運転違反	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
仮免許練習標識表示義務違反	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
初心運転者遵守事項違反	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
酒酔い(酒気帯び)運転	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
過労等運転	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
乗車積載方法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

ジュネーブ条約締約国等一覧表

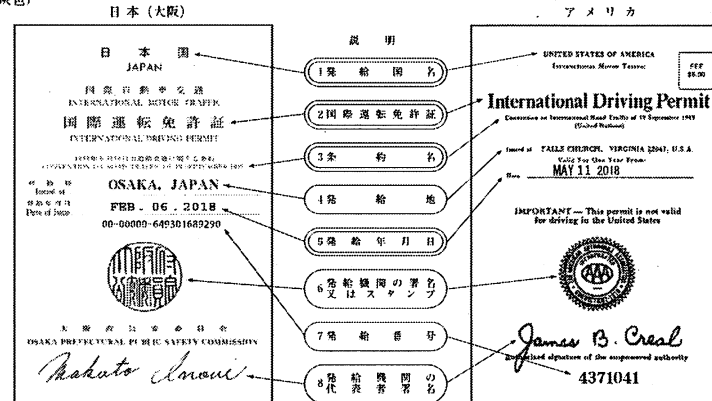
平成30年10月現在

ジュネーブ条約締約国	【あ】	コートジボワール	ドミニカ共和国	ベルギー
	アイスランド	コンゴ	トリニダード・トバゴ	ボツワナ
	アイルランド	コンゴ民主共和国	トルコ	ポーランド
	アメリカ合衆国	【さ】	【な】	ポルトガル
	アラブ首長国連邦	サンマリノ	ナイジェリア	【ま】
	アルジェリア	シエラレオネ	ナミビア	マダガスカル
	アルゼンチン	ジャマイカ	ニジェール	マラウイ
	アルバニア	ジョージア	日本	マリ
	イタリヤ	シリア	ニュージーランド	マルタ
	イタリヤ	シンガポール	ノルウェー	マレーシア
	インド	ジンバブエ	【は】	南アフリカ
	ウガンダ	スウェーデン	ハイチ	モナコ
	英国	スイス	バチカン	モロッコ
	エクアドル	スリランカ	バハマ	モンテネグロ
	エジプト	スロバキア	パラグアイ	【や】
	オーストラリア	スロベニア共和国	パルマutos	ヨルダン
	オーストリア	セネガル	ハンガリー	【ゆ】
	オランダ	セルビア	バングラデシュ	ラオス人民共和国
	【か】	【た】	フィジー	ルクセンブルク
	カナダ	タイ	フィリピン	ルーマニア
	カナダ	大韓民国	フィンランド	ルワンダ
	カンボジア	チェコ共和国	フランス	セント
	キプロス	中央アフリカ共和国	ブルガリア	レバノン
	キューバ	チュニジア	ブルキナファソ	ロシア連邦
	ギリシャ	チリ	ベナン	計96か国
	キルギス	デンマーク	ベネズエラ	
	グアテマラ	トーゴ	バレー	
	行政区域	ジュネーブ条約が引き続き適用され、有効な国際運転免許として取扱いをする地域 香港、マカオ、フランスの海外領土(フランス領ポリネシア等)、アルバ、キュラソー島 セント・マルテン、ケイマン群島、マン島、ガーンジー、ジャージー、ジブラルタル アメリカ合衆国の海外領土(グアム、プエルトリコ等)		

* 上記以外にもジュネーブ条約の適用を受ける国・地域があり、日本で有効な国際運転免許証を発行していることがあるので留意すること。

国際運転免許証の見方（道路交通に関する条約附属書10に定める様式のもの）

表紙（灰色）



- 1 はがき大で手帳式である。
- 2 どこかに必ず上記説明の1、2、3、5の項目（二重ワク部分）があり、これが確認のポイントである。例えば3の日本において有効な条約の最も簡単な識別方法は、1949という条約の年を確認することである。
- 3 有効期間は、発給の日から1年又は上陸（3月以上を経て再上陸した場合は、上陸の起算点は再上陸日となる。）の日から1年のいずれか短い方である。ただし、日本国内で運転することのできる期間は、上陸日（起算日）又は国際運転免許証の発給から1年間のどちらか短い方の期間である。

国際運転免許証の免許の区分と対応する自動車等

条約上の区分	わが国における自動車等の区分で対応するもの
A	大型自動二輪車、普通自動二輪車及び原動機付自転車
B	普通自動車 ただし、乗車定員が9人以下の普通乗用自動車又は許容最大重量（車両重量＋最大積載量が3.5トン以下）の普通貨物自動車に限る。
C	大型貨物自動車及びB以外の普通貨物自動車
D	大型乗用自動車及びB以外の普通乗用自動車
E	重被けん引車をけん引するけん引自動車

(注) 旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で、旅客自動車を運転すること及びけん引自動車によって旅客用車両をけん引して当該けん引自動車を運転することはできない。(法107条の2)。

B～E区分の国際運転免許証では原動機付自転車を運転することはできない。

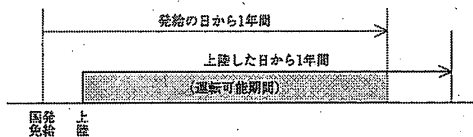
○ 外国の行政庁が発行した外国運転免許証（当該外国で有効な運転免許証）で、本邦において適法に運転できるものは

- ① エストニア共和国 ⑤ ベルギー共和国
- ② スイス連邦 ⑥ モナコ王国
- ③ ドイツ連邦共和国 ⑦ 台湾
- ④ フランス共和国

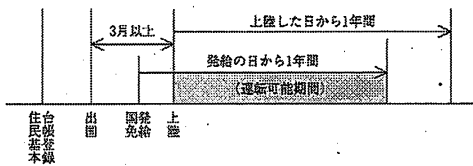
の7つの国と地域が発行した外国運転免許証である（平成30年10月現在）。ただし、日本語による翻訳文で政令で定める者（領事機関、JAF等）が作成したものが添付されている場合で、かつ、本邦に上陸してから1年以内に限る。

国際運転免許証の運転可能期間

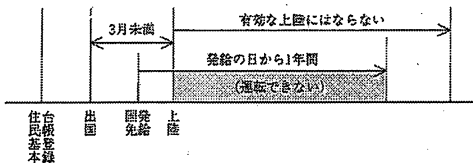
1. 外国に居住している外国人等が国際運転免許証を取得し観光等で日本へ上陸



2. 住民基本台帳に登録されている者等が出国し、3月以上外国に滞在中に、国際運転免許証を取得し再び日本へ上陸した場合



3. 住民基本台帳に登録されている者等が出国し、3月未満で国際運転免許証を取得し再び日本へ上陸した場合



整備不良車の違反形態ごとの保安基準等の適用条・項・号

最終改正：保安基準：平成30年 4月27日国土交通省令 第41号
 保 続 告：平成30年 4月27日国土交通省告示第634号
 保 整 告：平成30年 4月27日国土交通省告示第634号

自動車

●走行装置整備不良車運転

タイヤ亀裂	車41(2)、保9・II、保整備167・IV(2)
タイヤ接地部に溝り止めがない	車41(2)、保9・II、保整備167・IV(2)
H16・12・31以前に製作された自動車	
タイヤ亀裂	車41(2)、保58、保整備5・I(2)イ
タイヤ接地部に溝り止めがない	車41(2)、保58、保整備5・I(2)ロ

●かじ取り装置（ハンドル）整備不良車運転

かじ取り時にフェンダ等と接触する	車41(3)、保11・I、保整備169・I(3)
S48・9・30以前に製作された自動車	
かじ取り時にフェンダ等と接触する	車41(3)、保56、保整備7・I(2)

●後部装置整備不良車運転

ばね等を確実でない	車41(5)、保14	
ニールばねの端部が露出している	車41(5)、保14、保整備173・II(5)	
板ばねを油に取っ付けている	車41(5)、保14、保整備173・II(15)ハ	
ばねの一部を切断している	車41(5)、保14、保整備173・II(15)イ	接触が ある こと
ばねを棒状具で締め付けている	車41(5)、保14、保整備173・II(15)ロ	
板ばねの一部を抜き取っている	車41(5)、保14、保整備173・II(15)イ	

●車体及び車体整備不良車運転

タイヤが突出している	(※1) 車41(7)、保18・I(2)、保整備178・II(1)
スピナーが鋭い突起を有する	(※2) 車41(7)、保18・I(2)、保整備178・IV(6)
後写鏡が鋭い突起を有する	(※3) 車41(7)、保18・I(2)、保整備178・IV(5)
H20・12・31以前に製作された自動車	
タイヤが突出している	車41(7)、保58、保整備15・I(1)ハ
スピナーが鋭い突起を有する	車41(7)、保58、保整備15・I(1)ハ
後写鏡が鋭い突起を有する	車41(7)、保58、保整備15・I(1)ハ

(※1) 保整備178・IIの基準に適合するものとして、保整備178・II(1)に規定
 (※2) 保整備178・IIの基準に適合しないものとして、保整備178・IV(6)に規定
 (※3) 保整備178・IIの基準に適合しないものとして、保整備178・IV(5)に規定

●窓ガラス整備不良車運転

着色フィルム貼付等又は塗料を塗布	車41(12)、保29・IV(6)、保整備192・V(6)
着色ガラス装着等	車41(12)、保29・III、保整備192・III(2)
H元、4・30以前に製作された自動車	
着色フィルム貼付等又は塗料を塗布	車41(12)、保58、保整備26・I(3)ナ
着色ガラス装着等	適用除外

●緊急避難用下り車運転

備えていない	車41(14)、保43・I
備えていない	車41(14)、保43・II、保細告219・II(1)
調査され	音が自動的に断続 (*1) 車41(14)、保43・II、保細告219・I(1)
していない	大きさが自動的に変化(*2) 車41(14)、保43・II、保細告219・I(2)
H15.12.31以前に製作された自動車	
備えていない	車41(14)、保58、保細告48(1)
備えていない	車41(14)、保58、保細告48(2)イ
調査され	音が自動的に断続 (*1) 車41(14)、保58、保細告48(2)ロ
していない	大きさが自動的に変化(*2) 車41(14)、保58、保細告48(2)ハ

(*1)保細告219・Iの基準に適合しないものとして、保細告219・I(1)に規定
(*2)保細告219・Iの基準に適合しないものとして、保細告219・I(1)に規定

●急停止装置整備下り車運転

【旅客運送用車両】・貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量8^t以上の普通自動車

（乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。）

備えていない	車41(7)、保18の2・I
破損	車41(7)、保18の2・I、保細告179・I(1)
取付位置不良	下縁、上縁の高さ 車41(7)、保18の2・II、保細告179・IV(1) 荷台との間隔 車41(7)、保18の2・II、保細告179・IV(2) *タイヤ（*11-1は補助脚）との距離 車41(7)、保18の2・II、保細告179・IV(3)
S55.10.31以前に製作された自動車	
備えていない	車41(7)、保58、保細告16・I(1)
破損	車41(7)、保58、保細告16・I(1)イ
取付位置不良	下縁の高さ 車41(7)、保58、保細告16・I(1)ロ *タイヤ（*11-1は補助脚）との距離 車41(7)、保58、保細告16・I(1)ハ
S48.11.30以前に製作された自動車	
貨物の運送の用に供する車両総重量8 ^t 、備えていない	車41(7)、保58、保細告16・II(1)
以上又は最大積載量5 ^t 以上の自動車	・破損
備えていない	車41(7)、保58、保細告16・I(1)
側破損	車41(7)、保58、保細告16・I(1)イ
取付位置不良	下縁の高さ 車41(7)、保58、保細告16・I(1)ロ *タイヤ（*11-1は補助脚）との距離 車41(7)、保58、保細告16・I(1)ハ
S49.7.31以前に製作された自動車	
貨物の運送の用に供する車両総重量8 ^t 、備えていない	車41(7)、保58、保細告16・II(1)
以上又は最大積載量5 ^t 以上の自動車	・破損
上欄以外	適用除外

【参考】

総重量	自動車の製作年月日		
	～48.11.30	～55.10.31	55.11.1～
5 ^t 以上	両側面に備える 【保細告16・II】	イ 笠ろろ ロ 下縁600mm以下 ハ 車輪（*11-1は補助脚）との間隔 400mm以下 ニ 前後車輪中心より 外側	(1) 下縁450mm以下、上縁650mm以下 (2) 上縁と荷台との間隔550mm以下 (3) 車輪（*11-1は補助脚）との間隔400mm以下 (4) 前後車輪中心点より外側、取付部が平面部より150mm以上内側 (5) 確実な取付 【保細告179・IV】
6 ^t 以上			
5 ^t 未満	適用除外 【保細告16・III】	* 確実な取付 【保細告16・I(1)】	・横管一不形状 ・車輪との間隔400mm以下 ・前後車輪中心点より外側、取付部が平面部より150mm以上内側 ・下縁600mm以下 【保細告179・II、IV、V】

● 突入禁止装置整備不良車運転

備えていない		車41(7)、保18の2・Ⅲ
破損		車41(7)、保18の2・Ⅳ、保細告180・Ⅰ(3)
自動車(二輪自動車、大型特殊及び小型特殊を除く)	取付位置不良	車41(7)、保18の2・Ⅳ、保細告180・Ⅲ(1)
	「下縁の高さ」	車41(7)、保18の2・Ⅳ、保細告180・Ⅲ(2)
	「左右対称」	車41(7)、保18の2・Ⅳ、保細告180・Ⅲ(3)
	「最外縁の距離」	車41(7)、保18の2・Ⅳ、保細告180・Ⅲ(4)
	「車両後端からの距離」	車41(7)、保18の2・Ⅳ、保細告180・Ⅲ(4)イ
	取付位置不良	車41(7)、保18の2・Ⅳ、保細告180・Ⅲ(1)イ
	「最外縁の距離」	車41(7)、保18の2・Ⅳ、保細告180・Ⅲ(1)ロ
取付位置不良	車41(7)、保18の2・Ⅳ、保細告180・Ⅲ(1)イ	
「下縁の高さ」	車41(7)、保18の2・Ⅳ、保細告180・Ⅲ(1)ロ	
「左右対称」	車41(7)、保18の2・Ⅳ、保細告180・Ⅲ(1)ハ	
「車両後端からの距離」	車41(7)、保18の2・Ⅳ、保細告180・Ⅲ(1)ニ	
H27.7.25以前に製作された自動車		
備えていない		車41(7)、保18の2・Ⅲ
破損		車41(7)、保58、保整告17・Ⅸ
貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以上の自動車	取付位置不良	車41(7)、保58、保整告17・Ⅸ
	「下縁の高さ」	車41(7)、保58、保整告17・Ⅸ
	「左右対称」	車41(7)、保58、保整告17・Ⅸ
	「最外縁の距離」	車41(7)、保58、保整告17・Ⅸ
	「車両後端からの距離」	車41(7)、保58、保整告17・Ⅸ
	取付位置不良	車41(7)、保58、保整告17・Ⅸ
	「下縁の高さ」	車41(7)、保58、保整告17・Ⅸ
「左右対称」	車41(7)、保58、保整告17・Ⅸ	
「車両後端からの距離」	車41(7)、保58、保整告17・Ⅸ	
H17.8.31(長さ4.7m以下、幅1.7m以下、かつ、高さ2.0m以下の自動車)にあつては、H19.8.31以前に製作された自動車		
備えていない		車41(7)、保58、保整告17・Ⅰ(1)
破損		車41(7)、保58、保整告17・Ⅰ(1)イ
貨物の運送の用に供する普通自動車(車両総重量3t以上の自動車及び牽引自動車を除く。)(注)	取付位置不良	車41(7)、保58、保整告17・Ⅰ(1)イ
	「長さ」	車41(7)、保58、保整告17・Ⅰ(1)ロ
	「下縁の高さ」	車41(7)、保58、保整告17・Ⅰ(1)ハ
	「左右対称」	車41(7)、保58、保整告17・Ⅰ(1)ニ
	「車両後端からの距離」	車41(7)、保58、保整告17・Ⅰ(1)ニ
	取付位置不良	車41(7)、保58、保整告17・Ⅰ(1)イ
	「長さ」	車41(7)、保58、保整告17・Ⅰ(1)ロ
「下縁の高さ」	車41(7)、保58、保整告17・Ⅰ(1)ハ	
「左右対称」	車41(7)、保58、保整告17・Ⅰ(1)ニ	
「車両後端からの距離」	車41(7)、保58、保整告17・Ⅰ(1)ニ	
備えていない		車41(7)、保58、保整告17・Ⅰ(2)
破損		車41(7)、保58、保整告17・Ⅰ(2)ニ
貨物の運送の用に供する普通自動車(車両総重量3t以上又は最大積載量5t以上の自動車を除く。)(注)	取付位置不良	車41(7)、保58、保整告17・Ⅰ(2)イ
	「長さ」	車41(7)、保58、保整告17・Ⅰ(2)ロ
	「下縁の高さ」	車41(7)、保58、保整告17・Ⅰ(2)ハ
「左右対称」	車41(7)、保58、保整告17・Ⅰ(2)ニ	

(注) 装着義務は「普通自動車」したがって、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、かつ、高さ2.0m以下の自動車で、「普通」の場合は装着義務があり、「小型」の場合は装着義務はない。

H9.9.30以前に製作された自動車		
備えていない		車41(7)、保58、保整告17・Ⅲ・Ⅰ(1)
破損		車41(7)、保58、保整告17・Ⅲ・Ⅰ(1)イ
貨物の運送の用に供する普通自動車(車両総重量3t未満又は最大積載量3t未満の自動車及び牽引自動車を除く。)(注)	取付位置不良	車41(7)、保58、保整告17・Ⅲ・Ⅰ(1)イ
	「長さ」	車41(7)、保58、保整告17・Ⅲ・Ⅰ(1)ロ
	「下縁の高さ」	車41(7)、保58、保整告17・Ⅲ・Ⅰ(1)ハ
	「左右対称」	車41(7)、保58、保整告17・Ⅲ・Ⅰ(1)ニ
	「車両後端からの距離」	車41(7)、保58、保整告17・Ⅲ・Ⅰ(1)ニ
	取付位置不良	車41(7)、保58、保整告17・Ⅲ・Ⅰ(1)イ
	「長さ」	車41(7)、保58、保整告17・Ⅲ・Ⅰ(1)ロ
「下縁の高さ」	車41(7)、保58、保整告17・Ⅲ・Ⅰ(1)ハ	
「左右対称」	車41(7)、保58、保整告17・Ⅲ・Ⅰ(1)ニ	
H4.5.31以前に製作された自動車		
備えていない		車41(7)、保58、保整告17・Ⅲ・Ⅰ(1)
破損		車41(7)、保58、保整告17・Ⅲ・Ⅰ(1)イ
貨物の運送の用に供する普通自動車(車両総重量3t以上又は最大積載量5t以上の)	取付位置不良	車41(7)、保58、保整告17・Ⅲ・Ⅰ(1)イ
	「長さ」	車41(7)、保58、保整告17・Ⅲ・Ⅰ(1)ロ
	「下縁の高さ」	車41(7)、保58、保整告17・Ⅲ・Ⅰ(1)ハ

自動車及び牽引自動車 （車を除く。）	（左右対称） （車両後端からの距離）	車41(7)、保56、保警告17・Ⅲ・Ⅰ(1)ハ 車41(7)、保56、保警告17・Ⅲ・Ⅰ(1)ニ
S 4 3 . 1 1 . 3 0 以前に製作された自動車		
貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量8t、 以上若しくは最大積載量5t以上のもの又はこれらの ものに該当する軽牽引自動車を牽引する牽引自動車を 除く。）		適用除外
貨物の運送の用に供 する車両総重量8t、以 上又は最大積載量5t、 以上の普通自動車（牽 引自動車を除く。）	備えていない 縦傾 取付位置不良（長さ） （下縁の高さ） （左右対称） （車両後端からの距離）	車41(7)、保56、保警告17・Ⅳ・Ⅰ(1) 車41(7)、保56、保警告17・Ⅳ・Ⅰ(1)イ 車41(7)、保56、保警告17・Ⅳ・Ⅰ(1)イ 車41(7)、保56、保警告17・Ⅳ・Ⅰ(1)ロ 車41(7)、保56、保警告17・Ⅳ・Ⅰ(1)ハ 車41(7)、保56、保警告17・Ⅳ・Ⅰ(1)ニ
S 4 3 . 7 . 3 1 以前に製作された自動車……適用除外		

【参考】

普通 貨物	20t	保警告17・Ⅳ・Ⅰ(1)	保警告17・Ⅰ(2)	保警告17・Ⅳ	保補告 180・Ⅲ(2)			
	8t							
	7t							
	3.5t	適用除外	保警告17・Ⅲ・Ⅰ(1)	保警告17・Ⅳ	保補告 180・Ⅲ(1)			
			保警告17・Ⅰ(1)					
小型 貨物	3.5t 超			保警告17・Ⅳ	保補告 180・Ⅲ(2)			
	3.5t 以下			適用除外	保補告 180・Ⅲ(1)			
乗用車 < 2人				適用除外	保補告 180・Ⅲ(1)			
(製作年月日)		43.7.31	48.11.30	4.5.31	9.9.30	17.8.31	19.8.31	27.7.25

● 積降もぐり込み防止装置整備不良車運転

【表を参照する時】・貨物の運送の用に供する車両総重量3.5tを超える自動車

備えていない	車41(7)、保16の2・V
車両総重量3.5tを超 える自動車	（下縁の高さ） 車41(7)、保16の2・Ⅳ、保補告180の2・Ⅴ(1)イ （水平距離） 車41(7)、保16の2・Ⅳ、保補告180の2・Ⅴ(1)ハ
車両総重量3.5tを超 え7.5t以下の自動車	（下縁の高さ） 車41(7)、保16の2・Ⅳ、保補告180の2・Ⅴ(2)イ
H 2 3 . 9 . 3 0 以前に製作された自動車……適用除外	

●後写機整備不良車運転

ハンドル方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の左側面側面窓の又は窓が確認できるものを除く。）を有しないものを除く。

備えていない	車41(16)、保44・I
取付位置不良、破損	車41(16)、保44・II、保整備224・II(4)
H1B、12、31以前に製作された自動車	
備えていない	車41(16)、保44・I
取付位置不良、破損	車41(16)、保58、保整備52・I(1)ニ

ハンドル方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室を有しないもの

備えていない	車41(16)、保44・I
取付位置不良	車41(16)、保44・IV、保整備224・V(3)
破損	車41(16)、保44・III、保整備224・IV(1)

H1B、12、31以前に製作された自動車	
備えていない	車41(16)、保44・I
取付位置不良	車41(16)、保58、保整備52・I(3)イ又は 又は 車41(16)、保58、保整備52・II(4)
破損	車41(16)、保58、保整備52・I(2)ハ 又は 車41(16)、保58、保整備52・II(4)

※保整備224・III(3)の基準に適合しないものとして、保整備224・IV(1)に規定

●後写機（直前読書物確認装置）整備不良車運転

備えていない	車41(16)、保44・V
取付位置不良、破損	車41(16)、保44・VI、保整備224・X(1)
H1B、12、31以前に製作された自動車	
備えていない、取付位置不良、破損	車41(16)、保58、保整備52・I(4)
S50、11、30以前に製作された自動車	
備えていない、取付位置不良、破損	車41(16)、保58、保整備52・IV・I(4)

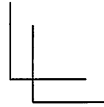
※保整備224・VII(1)の基準に適合しないものとして、保整備224・IXに規定

●おふき器整備不良車運転

備えていない	車41(16)、保45・I
全く動かない	車41(16)、保46・I、保整備225・I
H6、9、31以前に製作された自動車	
備えていない、全く動かない	車41(16)、保58、保整備53・I(1)
S50、3、31以前に製作された自動車	
備えていない、全く動かない	車41(16)、保58、保整備53・III(2)・I(1)
S35、3、31以前に製作された自動車	
備えていない、全く動かない	車41(16)、保58、保整備53・III(1)・I(1)

●速度計整備不良車運転

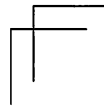
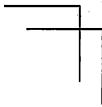
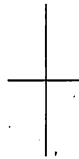
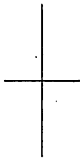
備えていない	車41(17)、保46・I
指示針が全く動かない	車41(17)、保46・I、保整備226・I(1)
H1B、12、31以前に製作された自動車	
備えていない	車41(17)、保58、保整備54・I



指示針が全く動かない 車41(17)、保55、保整備54・I(1)

● 速度抑制装置故障不良車運転

備えていない	車41(1)、保 8・IV
機能を損なう改変が行われている	車41(1)、保 8・V、保整備166・II(3)イ
設定速度の変更又は解除できるもの	車41(1)、保 8・V、保整備166・II(3)ロ
H18.3.3以前に製作された自動車（自動車型式の排ガス規制階別 記号がKD-***、KC-***、KL-***であるものを除く）適用除外	



●前照灯整備不良車運転

走行 用	備えていない	車41(13)、保32・I
	取付位置不良	車41(13)、保32・II、保32(138・II)(6)
	調整されていない(球切れ)	車41(13)、保32・II、保32(138・II)(1)
	行幕破損	車41(13)、保32・II、保32(138・II)(4)
	白色とところどころ色の灯光を点灯	車41(13)、保32・II、保32(138・II)(5)
すれ ぬ か ない 用	備えていない	車41(13)、保32・IV
	取付位置不良	車41(13)、保32・VI、保32(138・VI)(2)
	取付位置不良	車41(13)、保32・VI、保32(138・VI)(3)
	取付位置不良	車41(13)、保32・VI、保32(138・VI)(4)
	調整されていない(球切れ)	車41(13)、保32・VI、保32(138・VI)(5)
走行 用	行幕破損	車41(13)、保32・V、保32(138・V)(1)
	行幕破損	車41(13)、保32・V、保32(138・V)(2)
	白色とところどころ色の灯光を点灯	車41(13)、保32・V、保32(138・V)(3)
	H 1 7 . 1 2 . 3 1 以前に製作された自動車	
	備えていない	車41(13)、保58、保58(29・I)(1)
走行 用	取付位置不良	車41(13)、保58、保58(29・I)(2)ハ
	調整されていない(球切れ)	車41(13)、保58、保58(29・I)(3)イ
	白色又は桔黄色のところどころ色の灯光を点灯	車41(13)、保58、保58(29・I)(3)ハ
	備えていない	車41(13)、保58、保58(29・I)(3)
	取付位置不良	車41(13)、保58、保58(29・I)(4)ロ
すれ ぬ か ない 用	取付位置不良	車41(13)、保58、保58(29・I)(4)ハ
	取付位置不良	車41(13)、保58、保58(29・I)(4)ニ
	取付位置不良	車41(13)、保58、保58(29・I)(4)ホ
	調整されていない(球切れ)	車41(13)、保58、保58(29・I)(5)イ
	白色又は桔黄色のところどころ色の灯光を点灯	車41(13)、保58、保58(29・I)(5)ロ
S 4 8 . 1 1 . 3 0 以前に製作された自動車		
走行 用	備えていない	車41(13)、保58、保58(29・I)(1)
	取付位置不良	車41(13)、保58、保58(29・I)(2)ハ
	調整されていない(球切れ)	車41(13)、保58、保58(29・I)(3)イ
	白色又は桔黄色のところどころ色の灯光を点灯	車41(13)、保58、保58(29・I)(3)ハ
	備えていない	車41(13)、保58、保58(29・I)(3)
すれ ぬ か ない 用	取付位置不良	車41(13)、保58、保58(29・I)(4)ロ
	取付位置不良	車41(13)、保58、保58(29・I)(4)ハ
	取付位置不良	車41(13)、保58、保58(29・I)(4)ホ
	調整されていない(球切れ)	車41(13)、保58、保58(29・I)(5)イ
	白色又は桔黄色のところどころ色の灯光を点灯	車41(13)、保58、保58(29・I)(5)ロ
S 3 8 . 9 . 3 0 以前に製作された自動車		
走行 用	備えていない	車41(13)、保58、保58(29・I)(1)
	取付位置不良	車41(13)、保58、保58(29・I)(2)ハ
	調整されていない(球切れ)	車41(13)、保58、保58(29・I)(3)イ
	白色又は桔黄色のところどころ色の灯光を点灯	車41(13)、保58、保58(29・I)(3)ハ
	備えていない	車41(13)、保58、保58(29・I)(3)
すれ ぬ か ない 用	取付位置不良	車41(13)、保58、保58(29・I)(4)ロ
	取付位置不良	車41(13)、保58、保58(29・I)(4)ハ
	取付位置不良	車41(13)、保58、保58(29・I)(4)ホ
	調整されていない(球切れ)	車41(13)、保58、保58(29・I)(5)イ
	白色又は桔黄色のところどころ色の灯光を点灯	車41(13)、保58、保58(29・I)(5)ロ

● 車端灯整備不良車運転		
備えていない		車41(13)、保34・1
取付位置不良	上縁、下縁の高さ(二輪車等以外)	車41(13)、保34・Ⅲ、保細告201・Ⅲ(2)
	照明部の中心高さ(二輪車等)	車41(13)、保34・Ⅲ、保細告201・Ⅲ(3)
	最外縁の距離	車41(13)、保34・Ⅲ、保細告201・Ⅲ(4)
	左右対称	車41(13)、保34・Ⅲ、保細告201・Ⅲ(5)
調整されていない(照射力)		車41(13)、保34・Ⅲ、保細告201・1(1)
白色又は黄色のところを点灯		車41(13)、保34・Ⅲ、保細告201・1(2)
灯部破損		車41(13)、保34・Ⅲ、保細告201・1(4)
H17・12・31以前に製作された自動車		
備えていない		車41(13)、保35、保警告32・1(1)
取付位置不良	上縁の高さ(二輪車等以外)	車41(13)、保35、保警告32・Ⅲ(5)・1(3)イ
	中心高さ(二輪車等)	車41(13)、保35、保警告32・1(3)ロ
	最外縁の距離	車41(13)、保35、保警告32・1(3)ハ
	左右同じ高さ	車41(13)、保35、保警告32・Ⅲ(6)・1(3)ニ
白色、淡黄色又は橙色のところを点灯		車41(13)、保35、保警告32・1(2)ロ
調整されていない(照射力)		車41(13)、保35、保警告32・Ⅲ(6)・1(2)イ
H8・1・31以前に製作された自動車		
備えていない		車41(13)、保35、保警告32・1(1)
取付位置不良	中心高さ(二輪車等以外)	車41(13)、保35、保警告32・Ⅲ(4)・1(3)イ
	中心高さ(二輪車等)	車41(13)、保35、保警告32・1(3)ロ
	最外縁の距離	車41(13)、保35、保警告32・1(3)ハ
	左右同じ高さ	車41(13)、保35、保警告32・Ⅲ(6)・1(3)ニ
白色、淡黄色又は橙色のところを点灯		車41(13)、保35、保警告32・1(2)ロ
調整されていない(照射力)		車41(13)、保35、保警告32・Ⅲ(6)・1(2)イ
S48・11・30以前に製作された自動車		
備えていない		車41(13)、保35、保警告32・1(1)
取付位置不良	中心高さ(二輪車等以外)	車41(13)、保35、保警告32・Ⅲ(4)・1(3)イ
	中心高さ(二輪車等)	車41(13)、保35、保警告32・1(3)ロ
	最外縁の距離	車41(13)、保35、保警告32・1(3)ハ
	左右同じ高さ	車41(13)、保35、保警告32・Ⅲ(6)・1(3)ニ
調整されていない(照射力)		車41(13)、保35、保警告32・Ⅲ(6)・1(2)イ
S35・9・30以前に製作された自動車(軽自動車は適用除外)		
備えていない		車41(13)、保35、保警告32・1(1)
取付位置不良	中心高さ(二輪車等以外)	車41(13)、保35、保警告32・Ⅲ(4)・1(3)イ
	中心高さ(二輪車等)	車41(13)、保35、保警告32・1(3)ロ
	最外縁の距離	車41(13)、保35、保警告32・1(3)ハ
	左右同じ高さ	車41(13)、保35、保警告32・Ⅲ(6)・1(3)ニ
調整されていない(照射力)		車41(13)、保35、保警告32・Ⅲ(6)・1(2)イ
● 側方灯等整備不良車運転		
備えていない		車41(13)、保35の2・1
側方灯の取付位置不良	上縁、下縁の高さ	車41(13)、保35の2・Ⅲ、保細告204・Ⅲ(1)
	照明部の間隔	車41(13)、保35の2・Ⅲ、保細告204・Ⅲ(3)
	自動車を除く自動車の前後端から1.3以上	車41(13)、保35の2・Ⅲ、保細告204・Ⅲ(4)
	自動車の前後端からの距離	車41(13)、保35の2・Ⅲ、保細告204・Ⅲ(5)
側方灯	自動車の前後端からの距離	車41(13)、保35の2・Ⅲ、保細告204・Ⅲ(6)

備えていない		第41(13)、第56、保安告35・I(1)
取得位置不良 (長さ6m以上)	中心高さ	第41(13)、第56、保安告35・III(2)・I(6)ロ
	自動車の前端からの距離	第41(13)、第56、保安告35・I(6)ホ
取得位置不良 (長さ6m未満)	中心高さ	第41(13)、第59、保安告35・III(2)・I(6)ロ
	自動車の後端からの距離	第41(13)、第58、保安告35・I(6)ホ
赤色又は赤色のところの色の反射光の色	自動車の前部からの距離	第41(13)、第56、保安告35・I(6)ハ
	自動車の後部からの距離	第41(13)、第58、保安告35・I(6)イ
SSC 11.30以前に製作された自動車(ポール・トレーラ以外は適用除外)		
備えていない		第41(13)、第58、保安告35・V
取得位置不良		第41(13)、第56、保安告35・V(3)
	赤色又は赤色のところの色の反射光の色	第41(13)、第58、保安告35・V(2)

保安基準において装着が義務付けられている車両

(1)長さが9mを超える普通自動車(専ら乗用に供する自動車にあってはH18.1.1以降に製作された自動車に限る。)

(2)長さが6m以下の普通自動車である牽引自動車

(3)長さが6m以下の普通自動車である被牽引自動車

(4)ポール・トレーラ

保安基準において装着が義務付けられている車両とその装着位置

(1)長さ9m以上の普通自動車……前部、中央部、後部

(2)長さ6m以上9m未満の普通自動車……前部、後部

(3)長さ6m未満の普通自動車である牽引自動車……前部

(4)長さ6m未満の普通自動車である被牽引自動車……後部

(5)ポール・トレーラ……後部

中(1)、(2)の自動車で、H18.1.1以降に製作されたものは、車両の長さ、側方灯等の装着位置により必要な装着数が異なる。

●尾灯整備不良車運転

備えていない		第41(13)、第37・I
取得位置不良	上縁、下縁の高さ(二輪車等以外)	第41(13)、第37・II、保安告206・III(2)
	中心高さ(二輪車等)	第41(13)、第37・III、保安告206・III(3)
	最外側からの距離	第41(13)、第37・III、保安告206・III(4)
調整されていない(断切れ)	左右対称	第41(13)、第37・II、保安告206・I(1)
	打斷器付	第41(13)、第37・II、保安告206・I(4)
赤色のところの色の灯光を点灯		第41(13)、第37・II、保安告206・I(2)
H17.12.31以前に製作された自動車		
備えていない		第41(13)、第56、保安告37・I(1)
取得位置不良	上縁の高さ(二輪車等以外)	第41(13)、第56、保安告37・III(7)・I(3)ロ
	中心高さ(二輪車等)	第41(13)、第56、保安告37・I(3)ハ
	最外側からの距離	第41(13)、第56、保安告37・I(3)ニ
調整されていない(断切れ)	左右対称	第41(13)、第56、保安告37・I(3)ホ
	打斷器付	第41(13)、第56、保安告37・I(2)イ
赤色のところの色の灯光を点灯		第41(13)、第56、保安告37・I(2)ロ
H8.1.31以前に製作された自動車		
備えていない		第41(13)、第56、保安告37・I(1)
取得位置不良	中心高さ(二輪車等以外)	第41(13)、第56、保安告37・III(6)・I(3)ロ
	中心高さ(二輪車等)	第41(13)、第56、保安告37・I(3)ハ
	最外側からの距離	第41(13)、第56、保安告37・I(3)ニ
調整されていない(断切れ)	左右対称	第41(13)、第56、保安告37・I(3)ホ
	打斷器付	第41(13)、第56、保安告37・I(2)イ
赤色のところの色の灯光を点灯		第41(13)、第56、保安告37・I(2)ロ

S 4 8 . 1 1 . 3 0 1 以前に製作された自動車		
備えていない	車41(13)、保56、保安告37・I(1)	
取付位置不良	中心高さ(二輪車等以外)	車41(13)、保56、保安告37・III(6)・I(3)ロ
	中心高さ(二輪車等)	車41(13)、保56、保安告37・I(3)ハ
	最外側からの距離	車41(13)、保58、保安告37・I(3)ニ
左右対称	車41(13)、保56、保安告37・I(3)ホ	
調整されていない(拭切れ)	車41(13)、保56、保安告37・III(4)・I(2)イ	
赤色のところ○色の灯光を点灯	車41(13)、保56、保安告37・I(2)ロ	

S 4 4 . 3 . 3 1 以前に製作された自動車		
備えていない	車41(13)、保56、保安告37・I(1)	
取付位置不良	中心高さ(二輪車等以外)	車41(13)、保56、保安告37・III(6)・I(3)ロ
	中心高さ(二輪車等)	車41(13)、保56、保安告37・I(3)ハ
	左右灯火の間隔	車41(13)、保56、保安告37・III(2)・I(3)ニ
左右対称	車41(13)、保56、保安告37・I(3)ホ	
調整されていない(拭切れ)	車41(13)、保56、保安告37・III(4)・I(2)イ	
赤色のところ○色の灯光を点灯	車41(13)、保56、保安告37・I(2)ロ	

S 3 5 . 3 . 3 1 以前に製作された自動車(軽自動車は適用除外)		
備えていない	車41(13)、保56、保安告37・III(1)・I(1)	
取付位置不良	中心高さ(二輪車等以外)	車41(13)、保56、保安告37・III(6)・I(3)ロ
	中心高さ(二輪車等)	車41(13)、保56、保安告37・I(3)ハ
	左右対称	車41(13)、保56、保安告37・I(3)ホ
調整されていない(拭切れ)	車41(13)、保56、保安告37・III(4)・I(2)イ	
赤色のところ○色の灯光を点灯	車41(13)、保56、保安告37・I(2)ロ	

●後部反射器整備不良車運転

備えていない	車41(13)、保36・I	
取付位置不良	上縁、下縁の高さ(二輪車等以外)	車41(13)、保36・III、保補告210・III(1)
	中心高さ(二輪車等)	車41(13)、保36・III、保補告210・III(2)
	自動車の最外側からの距離	車41(13)、保36・III、保補告210・III(3)
欠損	車41(13)、保36・II、保補告210・I(5)	
赤色のところ○色の反射器	車41(13)、保36・II、保補告210・I(4)	

H 1 7 . 1 2 . 3 1 以前に製作された自動車		
備えていない	車41(13)、保56、保安告41・I(1)	
取付位置不良	中心高さ(二輪車等以外)	車41(13)、保56、保安告41・III(3)・I(2)イ
	中心高さ(二輪車等)	車41(13)、保56、保安告41・I(2)ロ
	自動車の最外側からの距離	車41(13)、保56、保安告41・III(2)ハ
欠損 (被牽引車に限る。)	車41(13)、保56、保安告41・III(2)・I(1)ロ	
赤色のところ○色の反射器	車41(13)、保56、保安告41・I(1)ニ	

S 4 8 . 1 1 . 3 0 以前に製作された自動車		
備えていない	車41(13)、保56、保安告41・I(1)	
取付位置不良	中心高さ(二輪車等以外)	車41(13)、保56、保安告41・III(3)・I(2)イ
	中心高さ(二輪車等)	車41(13)、保56、保安告41・I(2)ロ
	自動車の最外側からの距離	車41(13)、保56、保安告41・III(2)ハ
欠損 (被牽引車に限る。)	車41(13)、保56、保安告41・III(1)・I(1)ロ	
赤色のところ○色の反射器	車41(13)、保56、保安告41・I(1)ニ	

●大型後視鏡整備不良車運転

備えていない		車41(13)、保36の2・I
取付位置不良	上縁、下縁の高さ	車41(13)、保36の2・III、保細告211・III(2)
	左右対称	車41(13)、保36の2・III、保細告211・III(4)
破損		車41(13)、保36の2・II、保細告211・I(6)
H23.9.31以前に製作された自動車		
備えていない		車41(13)、保36の2・I
取付位置不良	上縁の高さ	車41(13)、保36、保警告41の2・III(2)
	左右対称	車41(13)、保36、保警告41の2・III(3)
破損		車41(13)、保36、保警告41の2・II(5)

●補助灯整備不良車運転

備えていない		車41(13)、保39・I
取付位置不良	上縁、下縁の高さ(二輪車等以外)	車41(13)、保39・III、保細告212・III(2)
	中心高さ(二輪車等)	車41(13)、保39・III、保細告212・III(5)
	車外側からの距離	車41(13)、保39・III、保細告212・III(4)
	左右対称	車41(13)、保39・III、保細告212・III(4)
調整されていない(球切れ)		車41(13)、保39・II、保細告212・I(1)
灯器破損		車41(13)、保39・II、保細告212・I(5)
赤色のところ、色の灯光を点灯		車41(13)、保39・II、保細告212・I(3)
H17.12.31以前に製作された自動車		
備えていない		車41(13)、保58、保警告42・I(1)
取付位置不良	上縁の高さ(二輪車等以外)	車41(13)、保58、保警告42・III(5)・I(3)ロ
	中心高さ(二輪車等)	車41(13)、保58、保警告42・I(3)ハ
	車外側からの距離	車41(13)、保58、保警告42・I(3)ニ
	左右対称	車41(13)、保58、保警告42・I(3)ニ
調整されていない(球切れ)		車41(13)、保58、保警告42・I(2)イ
赤色のところ、色の灯光を点灯		車41(13)、保58、保警告42・I(2)ハ
H8.1.31以前に製作された自動車		
備えていない		車41(13)、保58、保警告42・I(1)
取付位置不良	中心高さ(二輪車等以外)	車41(13)、保58、保警告42・III(4)・I(3)ロ
	中心高さ(二輪車等)	車41(13)、保58、保警告42・I(3)ハ
	車外側からの距離	車41(13)、保58、保警告42・I(3)ニ
	左右対称	車41(13)、保58、保警告42・I(3)ニ
調整されていない(球切れ)		車41(13)、保58、保警告42・I(2)イ
赤色のところ、色の灯光を点灯		車41(13)、保58、保警告42・I(2)ハ
S48.11.30以前に製作された自動車		
備えていない		車41(13)、保58、保警告42・III(3)・I(1)
取付位置不良	中心高さ(二輪車等以外)	車41(13)、保58、保警告42・III(4)・I(3)ロ
	中心高さ(二輪車等)	車41(13)、保58、保警告42・I(3)ハ
	車外側からの距離	車41(13)、保58、保警告42・I(3)ニ
	左右対称	車41(13)、保58、保警告42・I(3)ニ
調整されていない(球切れ)		車41(13)、保58、保警告42・III(2)・I(2)イ
赤色又は橙色のところ、色の灯光を点灯		車41(13)、保58、保警告42・III(2)・I(2)ハ
S35.3.31以前に製作された自動車(軽自動車、最高速度25km/h未満は適用除外)		
備えていない		車41(13)、保58、保警告42・III(1)・I(1)
取付位置不良	中心高さ(二輪車等以外)	車41(13)、保58、保警告42・III(4)・I(3)ロ
	中心高さ(二輪車等)	車41(13)、保58、保警告42・I(3)ハ
	左右対称	車41(13)、保58、保警告42・I(1)・I(3)ニ
調整されていない(球切れ)		車41(13)、保58、保警告42・III(2)・I(2)イ
赤色又は橙色のところ、色の灯光を点灯		車41(13)、保58、保警告42・III(2)・I(2)ハ

●後進灯整備不良車運転

備えていない	車41(13)、保40・I
取付位置不良 上縁、下縁の高さ	車41(13)、保40・III、保細告214・III(2)
左右対称	車41(13)、保40・III、保細告214・III(2)
調整されていない(球切れ)	車41(13)、保40・II、保細告214・I(1)
灯器故障	車41(13)、保40・II、保細告214・I(3)
白色のところに色の灯光を点灯	車41(13)、保40・II、保細告214・I(2)
H 17、12、31以前に製作された自動車	
備えていない	車41(13)、保58、保整告44・I(1)
調整されていない(球切れ)	車41(13)、保58、保整告44・I(2)イ
白色のところに色の灯光を点灯	車41(13)、保58、保整告44・I(2)ロ
H 8、1、31以前に製作された自動車	
備えていない	車41(13)、保58、保整告44・I(1)
調整されていない(球切れ)	車41(13)、保58、保整告44・I(2)イ
白色又は赤黄色のところに色の灯光を点灯	車41(13)、保58、保整告44・I(2)ロ
S 4、3、31以前に製作された自動車(長さ6m未満の自動車は適用除外)	
備えていない	車41(13)、保58、保整告44・I(1)
調整されていない(球切れ)	車41(13)、保58、保整告44・I(2)イ
白色又は赤黄色のところに色の灯光を点灯	車41(13)、保58、保整告44・I(2)ロ
S 3 8、4、14以前に製作された自動車…適用除外	

●方向指示器整備不良車運転

注：「大型貨物自動車等」：車両総重量6t以上又は最大積載量5t以上の普通自動車(セミトレーラを牽引する牽引自動車、乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。)

備えていない	車41(15)、保41・I		
左右対称	車41(15)、保41・III、保細告215・IV(2)		
前 面 ・ 面	最内縁の間隔、最外縁の自動車最外側からの距離(二輪車等以外)	車41(15)、保41・III、保細告215・IV(3)	
取 付 位 置	指示部の間隔、前照灯又は尾灯との位置(二輪車等)	車41(15)、保41・III、保細告215・IV(4)	
下 良	上縁、下縁の高さ(二輪車等以外)	車41(15)、保41・III、保細告215・IV(5)	
	指示部の中心高さ(二輪車等)	車41(15)、保41・III、保細告215・IV(6)	
	自動車の前部～最前縁の距離(大型貨物自動車等を除く)	車41(15)、保41・III、保細告215・IV(7)	
	前部の方向指示器の取付位置(大型貨物自動車等)	車41(15)、保41・III、保細告215・IV(8)	
	運転者席又は客席の外側後端～中央部の方向指示器の最前縁の距離(大型貨物自動車等)	車41(15)、保41・III、保細告215・IV(9)	
調整されていない(球切れ)	車41(15)、保41・II、保細告215・I(1)		
灯器故障	車41(15)、保41・II、保細告215・I(4)		
黄色のところに色の灯光を点灯	車41(15)、保41・II、保細告215・I(2)		
H 17、12、31以前に製作された自動車			
備えていない	車41(15)、保58、保整告45・I(1)		
取 付 位 置	左右対称	車41(15)、保58、保整告45・I(3)ロ	
	前 面 ・ 面	最内縁の間隔、最外縁の自動車最外側からの距離、指示部中心の間隔(二輪車等以外)	車41(15)、保58、保整告45・I(3)イ
	下 良	指示部の間隔、前照灯又は尾灯との位置(二輪車等)	車41(15)、保58、保整告45・I(3)ロ

	指示部の中心高さ（二輪車等以外）	車41(15)、保56、保安告45・Ⅲ(6)・I(3)ホ
	指示部の中心高さ（二輪車等）	車41(15)、保58、保安告45・I(3)ハ
取付位置不良	側面 自動車の前部～最前縁の距離 （大型貨物自動車等を除く。）	車41(15)、保58、保安告45・I(3)ト
	側面 自動車の前部～前部の方向指示器の取付位置（大型貨物自動車等）	車41(15)、保56、保安告45・I(3)チ
側面	運転者席又は客室の外側後端～中央部の方向指示器の最前縁の距離 （大型貨物自動車等）	車41(15)、保58、保安告45・I(3)リ
	調整されていない（球切れ）	車41(15)、保58、保安告45・Ⅲ(6)・I(2)イ
	黄色又は白色の灯光を点灯	車41(15)、保56、保安告45・I(2)ロ
S 4 B . 1 1 . 3 0 以前に製作された自動車		
	備えていない	車41(15)、保56、保安告45・I(1)
	左右対称	車41(15)、保58、保安告45・I(3)ロ
取付位置不良	側面 前・最内縁の間隔、最外縁の自動車最外側からの距離、指示部中心の間隔（二輪車等以外）	車41(15)、保58、保安告45・Ⅲ(6)・I(3)ハ
	側面 後・指示部の間隔、前照灯又は尾灯との位置 （二輪車等）	車41(15)、保58、保安告45・I(3)ニ
側面	指示部の中心高さ（二輪車等以外）	車41(15)、保58、保安告45・Ⅲ(6)・I(3)ホ
	指示部の中心高さ（二輪車等）	車41(15)、保58、保安告45・I(3)ハ
側面	側面 自動車の前部～最前縁までの距離 （大型貨物自動車等を除く。）	車41(15)、保58、保安告45・I(3)ト
	側面 自動車の前部～前部の方向指示器の距離 （大型貨物自動車等）	車41(15)、保58、保安告45・I(3)チ
側面	運転者席又は客室の外側後端～中央部の方向指示器の最前縁の距離 （大型貨物自動車等）	車41(15)、保58、保安告45・I(3)リ
	調整されていない（球切れ）	車41(15)、保56、保安告45・Ⅲ(6)・I(2)イ
	黄色又は白色の灯光を点灯	車41(15)、保58、保安告45・Ⅲ(6)・I(2)ロ
S 4 4 . 9 . 3 0 以前に製作された自動車		
	備えていない	車41(15)、保58、保安告45・I(1)
	左右対称	車41(15)、保58、保安告45・I(3)ロ
取付位置不良	側面 前・最内縁の間隔、最外縁の自動車最外側からの距離、指示部中心の間隔（二輪車等以外）	車41(15)、保56、保安告45・Ⅲ(6)・I(3)ハ
	側面 後・指示部の間隔、前照灯又は尾灯との位置 （二輪車等）	車41(15)、保58、保安告45・I(3)ニ
側面	指示部の中心高さ（二輪車等以外）	車41(15)、保56、保安告45・Ⅲ(6)・I(3)ホ
	指示部の中心高さ（二輪車等）	車41(15)、保58、保安告45・I(3)ハ
側面	側面 自動車の前部～最前縁までの距離 （大型貨物自動車等を除く。）	車41(15)、保56、保安告45・Ⅲ(6)・I(3)ト
	側面 自動車の前部～前部の方向指示器の距離 （大型貨物自動車等）	車41(15)、保58、保安告45・Ⅲ(6)・I(3)チ
側面	運転者席又は客室の外側後端～中央部の方向指示器の最前縁の距離 （大型貨物自動車等）	車41(15)、保58、保安告45・I(3)リ
	調整されていない（球切れ）	車41(15)、保56、保安告45・Ⅲ(6)・I(2)イ
	黄色又は白色の灯光を点灯	車41(15)、保56、保安告45・Ⅲ(6)・I(2)ロ

S 4 4 . 3 . 3 1 以前に製作された自動車（二輪、側車付二輪は適用除外）	
備えていない	車41(15)、保58、保安告45・I(1)
左右対称	車41(15)、保58、保安告45・I(3)ロ
取付位置	前 最内線の間隔、最外線の自動車最外側からの距離、指示部中心の間隔（二輪車等以外） 車41(15)、保58、保安告45・III(6)・I(3)ハ 後 指示部の間隔、前照灯又は尾灯との位置（二輪車等） 車41(15)、保58、保安告45・I(3)ニ
不良	指示部の中心高さ（二輪車等以外） 車41(15)、保58、保安告45・III(6)・I(3)ホ 指示部の中心高さ（二輪車等） 車41(15)、保58、保安告45・I(3)ヘ 側 自動車の前線から最前線までの距離（大型貨物自動車等を除く） 車41(15)、保58、保安告45・III(3)・I(3)ト 自動車の前線～前部の方向指示器の距離（大型貨物自動車等） 車41(15)、保58、保安告45・III(3)・I(3)チ 前 運転者席又は客室の外側後部～中央部の方向指示器の最前線との距離（大型貨物自動車等） 車41(15)、保58、保安告45・I(3)リ
調整されていない（灯切れ）	車41(15)、保58、保安告45・III(4)(6)・I(2)イ
黄色又は黄色のところに色の灯光を点灯	車41(15)、保58、保安告45・III(5)・I(2)ロ
S 3 6 . 3 . 3 1 以前に製作された自動車（二輪、側車付二輪は適用除外）	
備えていない	車41(15)、保58、保安告45・I(1)
左右対称	車41(15)、保58、保安告45・I(3)ロ
取付位置	前 最内線の間隔、最外線の自動車最外側からの距離、指示部中心の間隔（二輪車等以外） 車41(15)、保58、保安告45・III(6)・I(3)ハ 後 前照灯又は尾灯との位置 車41(15)、保58、保安告45・II(5)・I(3)ニ
不良	指示部の中心高さ（二輪車等以外） 車41(15)、保58、保安告45・III(6)・I(3)ホ 指示部の中心高さ（二輪車等） 車41(15)、保58、保安告45・I(3)ヘ 側 運転者席又は客室の外側後部～中央部の方向指示器の最前線との距離（大型貨物自動車等） 車41(15)、保58、保安告45・I(3)リ
調整されていない（灯切れ）	車41(15)、保58、保安告45・III(6)・I(2)イ
黄色又は黄色等のところに色の灯光を点灯	車41(15)、保58、保安告45・III(1)・I(2)ロ

●灯光の色等の制限違反車運転

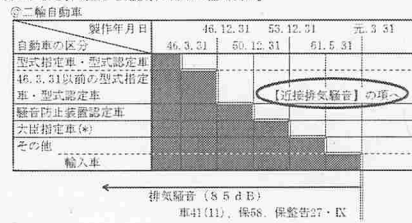
青色の灯光	車41(15)、保42、保安告218・II
点滅（光度が増減）する灯火	車41(13)、保42、保安告218・VI
H 1 7 . 1 2 . 3 1 以前に製作された自動車	
青色の灯光	車41(15)、保58、保安告45・I(1)
点滅（光度が増減）する灯火	車41(15)、保58、保安告45・I(5)

●消音器整備不良車運転

備えていない	車41(11)、保30・II
破損 摩食	車41(11)、保30・II、保安告196・II(4)
調整されていない	本体切断 車41(11)、保30・II、保安告196・II(2) 芯抜き 車41(11)、保30・II、保安告196・II(3) 騒音 【排気騒音】 【直接排気騒音】 *

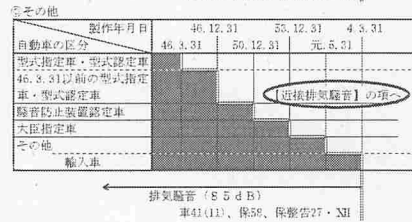
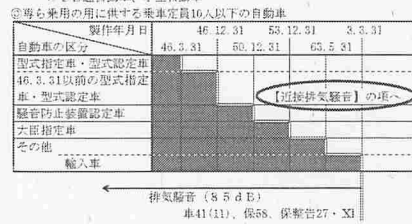
*製作年月日により、騒音の規制方法（測定方法）が異なります。
排 気 騒 音：排気管の開口部から後20mの位置で測定
近接排気騒音：排気管方向から外側45°で、排気管の開口部中心から5mの位置で測定

【製作年月日による排気騒音と近接排気騒音の適用関係】



(*)大臣指定車

「輸入車特別取扱制度」の創設について（依命通達）（昭和60年12月27日付）地審第1161号、地技第435号）に基づく輸入車特別取扱自動車の取扱いを受ける普通自動車、小型自動車



【近接排気騒音】

①の年月日（輸入車は②の年月日）以前に製作された自動車。ただし、輸入車以外の自動車であって、③の年月日以降の型式指定車、騒音防止装置認定車、騒音防止装置指定車、型式認定車を除く。

①専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下【後部エンジン】

100dB	車41(11)、保30・1、保細告196・1(2)
①H13. 8. 31 ②H14. 3. 31 ③H11. 10. 1	
定員7人以上(103dB)	車41(11)、保58、保警告27・XVI(2)
①H11. 8. 31 ②H12. 3. 31 ③H10. 10. 1	
定員6人以下(103dB)	車41(11)、保58、保警告27・XVII

②専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下【後部エンジン以外】

96dB	車41(11)、保30・1、保細告196・1(2)
①H13. 8. 31 ②H14. 3. 31 ③H11. 10. 1	
定員7人以上(103dB)	車41(11)、保58、保警告27・XVI(2)
①H11. 8. 31 ②H12. 3. 31 ③H10. 10. 1	
定員6人以下(103dB)	車41(11)、保58、保警告27・XVII

③車両総重量1.7トン以下

97dB	車41(11)、保30・1、保細告196・1(2)
①H12. 8. 31 ②H13. 3. 31 ③H11. 10. 1	
103dB	車41(11)、保58、保警告27・XVI(2)

④車両総重量1.7～3.5トン以下

97dB	車41(11)、保30・1、保細告196・1(2)
①H14. 8. 31 ②H12. 10. 1	
103dB	車41(11)、保58、保警告27・XVII

⑤乗車定員1人以上で車両総重量3.5トン超【原動機の最高出力150kW超】

99dB	車41(11)、保30・1、保細告196・1(2)
①H11. 8. 31 ②H12. 3. 31 ③H10. 10. 1	
107dB	車41(11)、保58、保警告27・XVIII

⑥乗車定員1人以上で車両総重量3.5トン超【原動機の最高出力150kW以下】

96dB	車41(11)、保30・1、保細告196・1(2)
①H13. 8. 31 ②H13. 8. 31 ③H12. 10. 1	
全輪駆動以外(103dB)	車41(11)、保58、保警告27・XIXイ
①H14. 8. 31 ②H13. 10. 1	
全輪駆動(103dB)	車41(11)、保58、保警告27・XXIロ

⑦貨物の運送の用に供する自動車で車両総重量3.5トン超【原動機の最高出力150kW超】

99dB	車41(11)、保30・1、保細告196・1(2)
①H15. 8. 31 ②H13. 10. 1	
107dB	車41(11)、保58、保警告27・XXIイ

⑧貨物の運送の用に供する自動車で車両総重量3.5トン超【原動機の最高出力150kW以下】

96dB	車41(11)、保30・1、保細告196・1(2)
①H14. 8. 31 ②H13. 10. 1	
103dB	車41(11)、保58、保警告27・XXIロ

⑨貨物の運送の用に供する軽自動車

97dB	車41(11)、保30・1、保細告196・1(2)
①H12. 8. 31 ②H13. 3. 31 ③H11. 10. 1	
運転者席前方に原動機	車41(11)、保58、保警告27・XVI(2)
(103dB)	
①H13. 8. 31 ②H13. 8. 31 ③H12. 10. 1	
その他 (103dB)	車41(11)、保58、保警告27・XIXイ

② 二輪自動車

乗用二輪自動車	車41(11)、保30・I、保細告196・I(2)
消音器の改造等が行われているもの	車41(11)、保30・I、保細告118・I(2)
二輪自動車(94dB)消音器の改造等が行われているもの	車41(11)、保30・I、保細告196・I(3) (法定方式R11) [初めて車両番号の指定を受ける前に改造マフラー装着車] 車41(11)、保30・I、保細告196・I(3) (法定方式R11) [初めて車両番号の指定を受けた後に改造マフラー装着車] 車41(11)、保56、保細告27・XXVI
94dB	①②H28.12.31 ③H26.1.1 車41(11)、保56、保細告27・XXV(2)
小型二輪(99dB)	①②H15.8.31 ③H13.10.1 車41(11)、保58、保細告27・XXI
軽二輪(99dB)	①H11.8.31 ②H12.3.31 ③H10.10.1 車41(11)、保56、保細告27・XIII
④大型特殊・小型特殊	116dB 車41(11)、保30・I、保細告196・I(2)

● 排気管等防止装置整備不良車運転

施されていない	車41(12)、保31・III、保細告197・II(1)
排気管の振動調整されていない	車41(12)、保31・VII、保細告197・VI(4) 【ガソリン・LPG車のアイドリング規制】及び 【ディーゼル車の無負荷急加速規制】を要

【ガソリン・LPG車のアイドリング規制】

①の年月日(輸入車は②の年月日)以前に製作された自動車、ただし輸入車以外の自動車であって、③の年月日以降の、型式指定車、一酸化炭素等低排出装置指定車、一酸化炭素等低排出装置指定車、型式認定車を除く。

④ 二輪車・特殊車以外

2サイクル車(CO:4.5% HC:7800ppm)	車41(12)、保31・II、保細告197・I(1) イ
4サイクル車(CO:2% HC:500ppm)	車41(12)、保31・II、保細告197・I(1) ハ
その他(CO:1% HC:300ppm)	車41(12)、保31・II、保細告197・I(1) ホ
CO	①H11.8.31 ②H12.3.31 ③H10.10.1
2サイクル車(7800ppm)	車41(12)、保56、保細告28・I(III)1
4サイクル車(1200ppm)	車41(12)、保56、保細告28・I(III)2 ロ
その他(1200ppm)	車41(12)、保56、保細告28・I(III)2 イ
初発認定車(90) (1300ppm)	車41(12)、保56、保細告28・I(III)2 ノ

* 当該自動車の原動機の種類が特殊であると国土交通大臣が認定した型式の自動車

二輪車	軽二輪車	小型二輪車
2、4サイクル車 (CO:3.0% HC:1000ppm)	車41(12)、保31・II、保細告197・I(1) ロ ①②H18.8.31 ③H19.10.1	車41(12)、保31・II、保細告197・I(1) ハ ①②H20.8.31 ③H19.10.1
2サイクル車 (CO:4.5% HC:7800ppm)	車41(12)、保56、保細告28・LXXXV イ	車41(12)、保56、保細告28・LXXXIX イ
4サイクル車 (CO:4.5% HC:2000ppm)	車41(12)、保56、保細告28・LXXXVI ロ	車41(12)、保56、保細告28・LXXXIX ロ

適用除外 (保安基準28・I(4))	①H11.8.31 ②H12.3.31 ③H10.10.1	①H12.8.31 ②H13.3.31 ③H11.10.1
-----------------------	-------------------------------------	-------------------------------------

①大型特殊・小型特殊

定格出力19kw以上560kw未満の原動機を備えたもの CO:1.0% HC:500ppm	車41(12)、保31・II、保安基準197・I(4)ニ
適用除外(保安基準28・I(4))	①②H20.8.31 ③H19.10.1

【ディーゼル車の無負荷急加速規制】

①の年月日(輸入車は②の年月日)以前に製作された自動車。ただし、輸入車以外の自動車であつて、③の年月日以降の、型式指定車、一般化産業等防塵防止装置認定車、一般化産業等防塵防止装置指定車を除く。

*平成17年規制が適用される軽油を燃料とするディーゼル車のうち、オバシメータを使用して無負荷急加速時に排気管から排出される光散乱係数を測定する自動車の場合には、自動車検査証の備考欄に「オバシメータ測定」と記載される。

②車重17kg以上20kg以下

規制値	車41(12)、保31・II、保安基準197・I(2)イ
光散乱係数 0.50m ²	①H22.8.31 ②H22.8.31 ③H21.10.1
規制値	車41(12)、保31・II、保安基準28・CXXXV
光散乱係数 0.80m ²	①H19.8.31 ②H20.7.31 ③H19.9.1
規制値	車41(12)、保58、保安基準28・CXXVII
燃煙による汚染度 25%	①H11.6.30 ②H12.3.31 ③H9.10.1
規制値	車41(12)、保58、保安基準28・XLVI
燃煙による汚染度 40%	①H11.8.31 ②H12.3.31 ③H10.10.1
規制値	車41(12)、保58、保安基準28・L
燃煙による汚染度 50%	①H7.8.31 ②H8.3.31 ③H6.10.1
規制値	車41(12)、保58、保安基準28・XL

③車重総重量17kg以下

規制値	車41(12)、保31・II、保安基準197・I(2)イ
光散乱係数 0.50m ²	①H22.8.31 ②H22.8.31 ③H21.10.1
規制値	車41(12)、保31・II、保安基準28・CXXXV
光散乱係数 0.80m ²	①H19.8.31 ②H20.7.31 ③H19.9.1
規制値	車41(12)、保58、保安基準28・CXXVII
燃煙による汚染度 25%	①H11.6.30 ②H12.3.31 ③H9.10.1
規制値	車41(12)、保58、保安基準28・XLVI
燃煙による汚染度 40%	①H6.8.31 ②H7.3.31 ③H5.10.1
規制値	車41(12)、保58、保安基準28・CXXVI
燃煙による汚染度 50%	

②車両総重量1.71～2.57（手動式変速機）

規制値	車41(12)、保31・II、保整備197・I(2)4
光吸収係数 0.50m ²	
①H22.8.31 ②H23.8.31 ③H22.10.1	
規制値	車41(12)、保31・II、保整備26・CXIV
光吸収係数 0.80m ²	
①H19.8.31 ②H20.7.31 ③H19.9.1	
規制値	車41(12)、保58、保整備26・CXVII
異速による汚染度 25%	
①H11.6.30 ②H12.3.31 ③H9.10.1	
規制値	車41(12)、保58、保整備28・XIV
異速による汚染度 49%	
①H6.8.31 ②H7.3.31 ③H6.10.1	
規制値	車41(12)、保58、保整備26・XIV
異速による汚染度 50%	

②車両総重量1.71～2.57（自動式変速機）

規制値	車41(12)、保31・II、保整備197・I(2)4
光吸収係数 0.50m ²	
①H23.8.31 ②H23.8.31 ③H22.10.1	
規制値	車41(12)、保31・II、保整備26・CXIV
光吸収係数 0.80m ²	
①H19.8.31 ②H20.7.31 ③H19.9.1	
規制値	車41(12)、保58、保整備26・CXVII
異速による汚染度 25%	
①H11.8.31 ②H12.3.31 ③H10.10.1	
規制値	車41(12)、保58、保整備28・L
異速による汚染度 49%	
①H6.8.31 ②H7.3.31 ③H6.10.1	
規制値	車41(12)、保58、保整備26・XIV
異速による汚染度 50%	

②車両総重量2.61～3.57

規制値	車41(12)、保31・II、保整備197・I(2)4
光吸収係数 0.50m ²	
①H22.8.31 ②H22.8.31 ③H21.10.1	
規制値	車41(12)、保31・II、保整備26・CXIV
光吸収係数 0.80m ²	
①H19.8.31 ②H20.7.31 ③H19.9.1	
規制値	車41(12)、保58、保整備26・CXVII
異速による汚染度 25%	
①H11.6.30 ②H12.3.31 ③H9.10.1	
規制値	車41(12)、保58、保整備26・XIV
異速による汚染度 49%	
①H7.8.31 ②H8.3.31 ③H6.10.1	
規制値	車41(12)、保58、保整備28・II
異速による汚染度 50%	

原動機付自転車

●制動装置整備不良車運転

きき方が悪い	車44(3)、保61・I、保細告274・II (最高速度50km/h以下の第1種原動機付自転車 車44(3)、保61・I、保細告274・III)
H23.6.17以前に製作された原動機付自転車 (H21.6.18以降の型式認定車を除く)	
きき方が悪い	車44(3)、保67の2、保細告62・IX(10) (最高速度50km/h以下の第1種原動機付自転車 車44(3)、保67の2、保細告62・X(2))
H11.6.30以前に製作された原動機付自転車 (H9.10.1以降の型式認定車を除く)	
きき方が悪い	車44(3)、保67の2、保細告62・IV(2)
S35.3.31以前に製作された原動機付自転車	
きき方が悪い	車44(3)、保67の2、保細告62・I(2)

●ばね等安全防止装置整備不良車運転

①の年月日(輸入車はその年月日)以前に製作された原動機付自転車、ただし、輸入車以外の原動機付自転車であって、②の年月日以後の型式認定車を除く。

備えていない	車44(5)、保61の2・III、保細告275・II
調整されていない CO 3.6% HC 1800 ppm	車44(5)、保61の2・II、保細告275・I
機能していない	車44(5)、保61の2・III、保細告275・II
排気管の破損	車44(5)、保61の2・V、保細告275・IV(4)
①H19.8.31 ②H18.10.1	
備えていない	車44(5)、保61の2・III、保細告275・II
調整され 2475車 CO 4.5% HC 780ppm	車44(5)、保67の2、保細告63・V イ
調整され 4475車 CO 4.5% HC 200ppm	車44(5)、保67の2、保細告63・V ロ
機能していない	車44(5)、保61の2・III、保細告275・II
排気管の破損	車44(5)、保61の2・V、保細告275・IV(4)
①H11.8.31 ②H12.3.31 ③H10.10.1	
備えていない	適用除外
調整されていない	適用除外
機能していない	適用除外
排気管の破損	車44(5)、保61の2・V、保細告275・IV(4)
①H20.8.31 ②H19.10.1	
備えていない	車44(5)、保61の2・III、保細告275・II
調整され 2475車 CO 4.5% HC 780ppm	車44(5)、保67の2、保細告65・VI イ
調整され 4475車 CO 4.5% HC 200ppm	車44(5)、保67の2、保細告65・VI ロ
機能していない	車44(5)、保61の2・III、保細告275・II
排気管の破損	車44(5)、保61の2・V、保細告275・IV(4)
①H12.8.31 ②H13.3.31 ③H11.10.1	
備えていない	適用除外
調整されていない	適用除外
機能していない	適用除外
排気管の破損	車44(5)、保61の2・V、保細告275・IV(4)

●前照灯整備不良車運転

備えていない		車44(6)、保62・I
取付位置不良	高さ	車44(6)、保62・III、保細告276・II(2)
	左右対称	車44(6)、保62・III、保細告276・II(5)
調整されていない(球切れ)		車44(6)、保62・II、保細告276・I(1)
灯器破損		車44(6)、保62・II、保細告276・I(4)
白色又は淡黄色のところの灯光を点灯		車44(6)、保62・II、保細告276・I(3)

H10、3・31以前に製作された原動機付自転車(輸入された原動機付自転車以外のものであって、H9、10、1以降の型式認定車を除く。)

備えていない		車44(6)、保62・I
取付位置不良(高さ)		車44(6)、保62の2、保警告64・I(4)
		車44(6)、保62の2、保警告64・I(1)
調整されていない(球切れ)		車44(6)、保62の2、保警告64・I(1)
白色又は淡黄色のところの色の灯光を点灯		車44(6)、保62の2、保警告64・I(3)

S35、9、30以前に製作された原動機付自転車

備えていない		車44(6)、保62・I
取付位置不良(主光軸の高さ)		車44(6)、保62の2、保警告64・I(4)、III
		車44(6)、保62の2、保警告64・I(1)
調整されていない(球切れ)		車44(6)、保62の2、保警告64・I(1)
白色又は淡黄色のところの色の灯光を点灯		車44(6)、保62の2、保警告64・I(3)

●尾灯整備不良車運転

備えていない		車44(6)、保62の3・I
取付位置不良	中心高さ	車44(6)、保62の3・III、保細告278・II(2)
	最外縁の距離	車44(6)、保62の3・III、保細告278・II(3)
	左右対称	車44(6)、保62の3・III、保細告278・II(4)
調整されていない(球切れ)		車44(6)、保62の3・II、保細告278・I(1)
灯器破損		車44(6)、保62の3・II、保細告278・I(4)
赤色のところの色の灯光を点灯		車44(6)、保62の3・II、保細告278・I(2)

H17、12、31以前に製作された原動機付自転車

備えていない		車44(6)、保67の2、保警告66・I(1)
取付位置不良	中心高さ	車44(6)、保67の2、保警告66・I(3)ロ
	最外縁の距離	車44(6)、保67の2、保警告66・I(3)ハ
	左右対称	車44(6)、保67の2、保警告66・I(3)ニ
調整されていない(球切れ)		車44(6)、保67の2、保警告66・I(2)イ
赤色のところの色の灯光を点灯		車44(6)、保67の2、保警告66・I(2)ロ

S39、12、31以前に製作された原動機付自転車

備えていない		備えることができる」旨の規定
取付位置不良	高さ	車44(6)、保67の2、保警告66・III(4)
	左右の間隔	車44(6)、保67の2、保警告66・I(5)
	左右対称	車44(6)、保67の2、保警告66・I(6)
調整されていない(球切れ)		車44(6)、保67の2、保警告66・III(2)
赤色のところの色の灯光を点灯		車44(6)、保67の2、保警告66・III(3)

●制動灯整備不良車運転

備えていない		車44(6)、保62の4・I
取付位置不良	中心高さ	車44(6)、保62の4・III、保細告279・II(2)
	最外縁の距離	車44(6)、保62の4・III、保細告279・II(3)
	左右対称	車44(6)、保62の4・III、保細告279・II(4)
調整されていない(球切れ)		車44(6)、保62の4・II、保細告279・I(1)
灯器破損		車44(6)、保62の4・II、保細告279・I(5)
赤色のところの色の灯光を点灯		車44(6)、保62の4・II、保細告279・I(3)

H17.12.31以前に製作された原動機付自転車	
備えていない	車44(6)、保62の2・I
取付位置不良	中心高さ 車44(6)、保67の2、保整告67・I(5) 最外縁の距離 車44(6)、保67の2、保整告67・I(7) 左右対称 車44(6)、保67の2、保整告67・I(6)
調整されていない(球切れ)	車44(6)、保67の2、保整告67・I(1)
黄色のところ色の灯光を点灯	車44(6)、保67の2、保整告67・I(4)
S48.11.30以前に製作された原動機付自転車	
備えていない	車44(6)、保62の2・I
取付位置不良	中心高さ 車44(6)、保67の2、保整告67・I(5) 最外縁の距離 車44(6)、保67の2、保整告67・I(7) 左右対称 車44(6)、保67の2、保整告67・I(6)
調整されていない(球切れ)	車44(6)、保67の2、保整告67・I(1)
黄色又は橙色のところ色の灯光を点灯	車44(6)、保67の2、保整告67・I(4)
S39.10.14以前に製作された原動機付自転車……適用除外	

●後部反射器整備不良車運転

備えていない	車44(6)、保63・I
取付位置不良	中心高さ 車44(6)、保63・III、保細告280・II(1) 最外縁の距離 車44(6)、保63・III、保細告280・II(2)
破損	車44(6)、保63・II、保細告280・I(5)
黄色のところ色の反射器	車44(6)、保63・II、保細告280・I(4)

●前方指示器整備不良車運転

備えていない	車44(9)、保63の2・I
取付位置不良	左右対称 車44(9)、保63の2・III、保細告281・II(2) 指示部の間隔 車44(9)、保63の2・III、保細告281・II(3) 中心高さ 車44(9)、保63の2・III、保細告281・II(4)
調整されていない(球切れ)	車44(9)、保63の2・II、保細告281・I(2)
灯器破損	車44(9)、保63の2・II、保細告281・I(5)
黄色のところ色の灯光を点灯	車44(9)、保63の2・II、保細告281・I(5)

H17.12.31以前に製作された原動機付自転車	
備えていない	車44(9)、保63の2・I
取付位置不良	左右対称 車44(9)、保67の2、保整告68・I(3) 指示部の間隔 車44(9)、保67の2、保整告68・I(4) 中心高さ 車44(9)、保67の2、保整告68・I(5)
調整されていない(球切れ)	車44(9)、保67の2、保整告68・I(7)
黄色又は橙色のところ色の灯光を点灯	車44(9)、保67の2、保整告68・I(1)
S48.11.30以前に製作された原動機付自転車	
備えていない	車44(9)、保63の2・I
調整されていない(球切れ)	車44(9)、保67の2、保整告68・II(3)イ
黄色又は橙色のところ色の灯光を点灯	車44(9)、保67の2、保整告68・II(3)ニ
S44.2.31以前に製作された原動機付自転車……適用除外	

●警告装置整備不良車運転

備えていない	車44(7)、保64・I
鳴らない	車44(7)、保64・III、保細告282・II(1)
調整されていない	音が自動的に断続 車44(7)、保64・II、保細告282・I(1) 大きさが自動的に変化 車44(7)、保64・II、保細告282・I(2)

H15.12.31以前に製作された原動機付自転車	
備えていない	車44(7)、保67の2、保整告69・I(1)
鳴らない	車44(7)、保67の2、保整告69・I(2)イ
調整されていない	音が自動的に断続 車44(7)、保67の2、保整告69・I(2)ロ 大きさが自動的に変化 車44(7)、保67の2、保整告69・I(2)ハ
S48.11.30以前に製作された原動機付自転車	
備えていない	車44(7)、保64・I
鳴らない	車44(7)、保67の2、保整告69・II

●後写鏡整備不良車運転

ハ) ドルビー方式のカメラ取付装置を備える原動機付自転車であって車掌(運転者が運転者席において自転車の左側前後附近の交通状況を確認できるものを除く。)を有しないものを除く。

備えていない	車44(19)、保64(2)・I
取付位置不良・破損	車44(19)、保64(2)・II、保細告283・I(4)
S 3 9、1 0、1 4 以前に製作された原動機付自転車……適用除外	

ハ) ドルビー方式のカメラ取付装置を備える原動機付自転車であって車掌を有しないもの

備えていない	車44(19)、保64(2)・I
取付位置不良	車44(19)、保64(2)・II、保細告283・I(1)又はI(5)
取付位置不良・破損	車44(19)、保64(2)・III、保細告283・III(1)
H 1 8、1 2、3 1 以前に製作された原動機付自転車	

備えていない	車44(19)、保64(2)・I
取付位置不良・破損	車44(19)、保67(2)、保細告70・I
S 3 9、1 0、1 4 以前に製作された原動機付自転車……適用除外	

※保細告283・II(5)の適用に適合しないものとして、保細告283・III(1)に規定

●消音器整備不良車運転

備えていない	車44(8)、保65・II
破損、脱落	車44(8)、保65・II、保細告284・II(4)
調整されていない	本体切断 車44(8)、保65・II、保細告284・II(2)
	芯抜き 車44(8)、保65・II、保細告284・II(3)
騒音：二輪の原動機付自転車(排気量が50ccを超えるもの又は最高速度が50km/hを超えるものを除く。)	車44(8)、保65・II、保細告284・I(2)
	近接排気騒音
	第1種(3輪以上のもの又は最高速度が50km/h以下のもの) 84dB
	第2種(3輪以上のもの又は内燃機関以外を原動機とする最高速度50km/h以下のもの) 90dB
[消音器の改造等が行われているもの]	車44(8)、保65・I、保細告268・I(2)
	近接排気騒音
	第1種(3輪以上のもの又は最高速度が50km/h以下のもの) 84dB
	第2種(内燃機関を原動機とするもの又は最高速度50km/hを超えるもの) 90dB
騒音：二輪の原動機付自転車(排気量が50ccを超えるもの又は最高速度が50km/hを超えるものに限る。)	車44(8)、保65・I、保細告284・I(3) (保67(2)参照)
	近接排気騒音
	第1種(最高速度が50km/hを超えるもの) 84dB
	第2種(内燃機関を原動機とするもの又は最高速度50km/hを超えるもの) 90dB
[消音器の改造等が行われているもの]	車44(8)、保67(2)、保細告71・XIII
	近接排気騒音
	第1種(最高速度が50km/hを超えるもの) 84dB
	第2種(内燃機関を原動機とするもの又は最高速度50km/hを超えるもの) 90dB
H 2 6、1 2、3 1 以前に製作された二輪の原動機付自転車(排気量が50ccを超えるもの又は最高速度が50km/hを超えるもの(輸入車以外の原動機付自転車であって、H 2 6、1、1 以降の型式認定車を除く。))	
備えていない	車44(8)、保65・II
破損、脱落	車44(8)、保65・II、保細告284・II(4)
調整されていない	本体切断 車44(8)、保65・II、保細告284・II(2)
	芯抜き 車44(8)、保65・II、保細告284・II(3)
	騒音 車44(8)、保67(2)、保細告71・XIII
	近接排気騒音 第1種 84dB 第2種 90dB

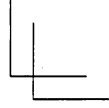
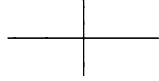
H22.3.31以前に製作された原動機付自転車		
備えていない	車44(8)、保65・II	
破損、腐食	車44(8)、保65・II、保整番71・XI(3)	
調整されていない	本体切斷	車44(8)、保65・II、保整番71・XI(1)
	芯抜き	車44(8)、保65・II、保整番71・XI(2)
	騒音	車44(8)、保67(2)、保整番71・XI(2) 近接排気騒音 第1種 84dB 第2種 96dB
H14.8.31以前に製作された第2種原動機付自転車（輸入された第2種原動機付自転車であって、H13.10.1以降の型式認定車を除く。）		
備えていない	車44(8)、保65・II	
破損、腐食	車44(8)、保65・II、保整番71・XI(3)	
調整されていない	本体切斷	車44(8)、保65・II、保整番71・XI(1)
	芯抜き	車44(8)、保65・II、保整番71・XI(2)
	騒音	車44(8)、保67(2)、保整番71・XI(2) 近接排気騒音 95dB
H11.8.31（輸入車はH12.3.31）以前に製作された第1種原動機付自転車（輸入された第1種原動機付自転車以外の第1種原動機付自転車であって、H10.10.1以降の型式認定車を除く。）		
備えていない	車44(8)、保65・II	
破損、腐食	車44(8)、保65・II、保整番71・XI(3)	
調整されていない	本体切斷	車44(8)、保65・II、保整番71・XI(1)
	芯抜き	車44(8)、保65・II、保整番71・XI(2)
	騒音	車44(8)、保67(2)、保整番71・XI(2) 近接排気騒音 85dB

型式認定車
昭和46年3月31日（同日以前の型式認定車は、昭和46年12月31日）以前の製作
その他
昭和61年5月31日以前（輸入された原動機付自転車は平成元年3月31日以前）

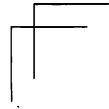
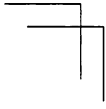
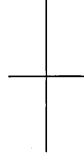
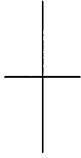
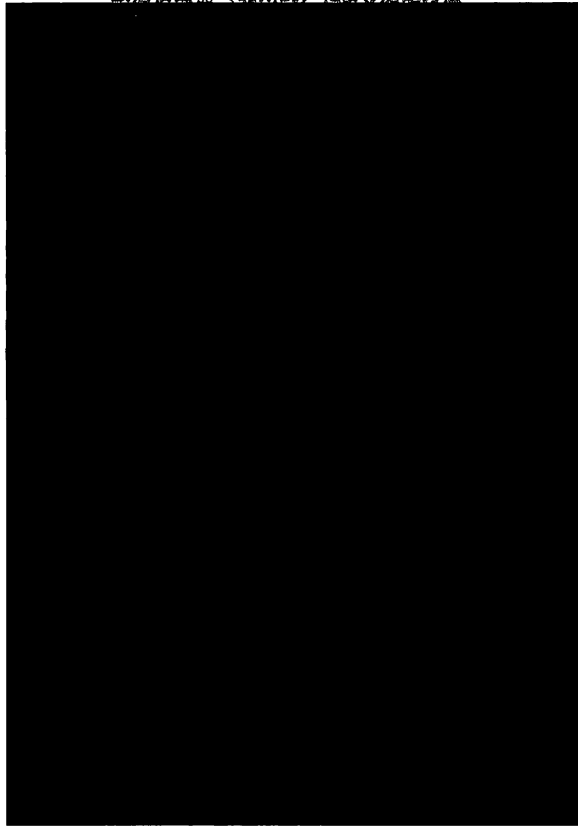
備えていない	車44(8)、保65・II	
破損、腐食	車44(8)、保65・II、保整番71・XI(3)	
調整されていない	本体切斷	車44(8)、保65・II、保整番71・XI(1)
	芯抜き	車44(8)、保65・II、保整番71・XI(2)
	騒音	車44(8)、保67(2)、保整番71・V 排気騒音 85dB

●速度計兼低下車運転

備えていない	車44(11)、保65(2)
指示針が全く動かない	車44(11)、保65(2)、保整番285・I(1)
H18.12.31以前に製作された原動機付自転車	
備えていない	車44(11)、保67(2)、保整番72・I
指示針が全く動かない	車44(11)、保67(2)、保整番72・I(1)
S35.3.31以前に製作された第2種原動機付自転車	
備えていない	車44(11)、保67(2)、保整番72・I
S35.3.31以前に製作された第1種原動機付自転車…適用除外	



飲酒検知器（北川式）による測定方法



アルコール保有量 (上野式算定法による)

区分 体重	飲酒後の 経過時間	ビール (普通びん)				日本酒		
		1本	2本	3本	4本	1合	2合	3合
55 kg	15分	0.17~0.14	0.36~0.30	0.55~0.47		0.21~0.17	0.44~0.37	0.66~0.57
	30分	0.16~0.11	0.34~0.28	0.53~0.45		0.19~0.15	0.42~0.35	0.65~0.55
	1時間	0.12~0.06	0.31~0.23	0.50~0.40		0.16~0.10	0.39~0.30	0.62~0.50
	2時間	0.06~0	0.25~0.13	0.44~0.30		0.10~0	0.33~0.20	0.56~0.40
60 kg	15分	0.15~0.13	0.32~0.28	0.50~0.43		0.19~0.16	0.40~0.34	0.61~0.52
	30分	0.14~0.10	0.31~0.25	0.49~0.41		0.17~0.13	0.38~0.31	0.59~0.50
	1時間	0.11~0.05	0.28~0.20	0.46~0.36		0.14~0.09	0.35~0.26	0.56~0.45
	2時間	0.05~0	0.22~0.11	0.40~0.28		0.08~0	0.29~0.17	0.50~0.35
65 kg	15分	0.14~0.12	0.30~0.26	0.46~0.40		0.17~0.14	0.36~0.31	0.56~0.48
	30分	0.13~0.09	0.28~0.23	0.45~0.37		0.16~0.12	0.35~0.29	0.55~0.46
	1時間	0.10~0.04	0.26~0.18	0.42~0.32		0.13~0.07	0.32~0.24	0.52~0.41
	2時間	0.04~0	0.20~0.09	0.36~0.23		0.07~0	0.26~0.14	0.46~0.31
70 kg	15分	0.13~0.10	0.28~0.23	0.42~0.36		0.16~0.13	0.34~0.29	0.52~0.44
	30分	0.11~0.08	0.26~0.21	0.41~0.34		0.14~0.10	0.32~0.26	0.50~0.42
	1時間	0.08~0.03	0.23~0.16	0.38~0.29		0.11~0.06	0.29~0.21	0.47~0.37
	2時間	0.02~0	0.17~0.06	0.32~0.19		0.05~0	0.23~0.12	0.41~0.27
75 kg	15分	0.12~0.09	0.26~0.22	0.40~0.34	0.53~0.46	0.14~0.12	0.31~0.27	0.48~0.41
	30分		0.24~0.19	0.38~0.31	0.52~0.43	0.13~0.09	0.30~0.24	0.47~0.39
	1時間		0.21~0.14	0.35~0.26	0.49~0.36	0.10~0.04	0.27~0.19	0.44~0.34
	2時間		0.17~0.05	0.28~0.17	0.43~0.29	0.04~0	0.21~0.10	0.38~0.24

※ 上記表はあくまでも一つの目安です。

免許区分ごとの運転可能車種

免許種別	運転可能車種	車両総重量	最大積載量	乗車定員
大型免許		11,000kg 以上	6,500kg 以上	30人以上
中型免許		11,000kg 未満	6,500kg 未満	11人以上29人以下
8トン限定中型免許 <small>(平成19年6月1日以前に取得した普通免許)</small>		8,000kg 未満	5,000kg 未満	10人以下
準中型免許 <small>(平成22年3月11日以前に取得した準中型免許)</small>		7,500kg 未満	4,500kg 未満	
5トン限定準中型免許 <small>(平成17年6月2日～平成22年3月10日に取得した普通免許)</small>		5,000kg 未満	3,000kg 未満	
普通免許 <small>(平成22年3月11日以後に取得した普通免許)</small>		3,500kg 未満	2,000kg 未満	

無免許運転（運転免許条件違反）となる場合

	普通自動車	準中型自動車	中型自動車	大型自動車
車両総重量	3,500kg 未満	3,500kg 以上 7,500kg 未満	7,500kg 以上 11,000kg 未満	11,000kg 以上
最大積載量	2,000kg 未満	2,000kg 以上 4,500kg 未満	4,500kg 以上 6,500kg 未満	6,500kg 以上
乗車定員	10人以下	10人以下	11人以上29人以下	30人以上
免許区分	大型免許 (21歳以上)			
	中型免許 (20歳以上)			無免許運転
	8トン限定中型免許		運転免許条件違反	無免許運転
	準中型免許 (18歳以上)		無免許運転	
	5トン限定準中型免許		運転免許条件違反	無免許運転
	普通免許 (18歳以上)	無免許運転		

- 運転可能な車種の判断は、必ず運転免許証と自動車検査証の記載事項を確認し、車両総重量・最大積載量・乗車定員の3点全てで判断すること。
- 第二種免許の区分は、法改正（H29.3.12）後も従来どおり、普通・中型・大型の3区分で、準中型の旅客自動車を旅客運送のために運転する場合には、中型二種免許が必要である。

進行距離早見表(参考)

時速 \ 秒	1秒	2秒	3秒	4秒	5秒
10km/h	2.8m	5.6m	8.3m	11.1m	13.9m
20km/h	5.6m	11.1m	16.7m	22.2m	27.8m
30km/h	8.3m	16.7m	25.0m	33.3m	41.7m
40km/h	11.1m	22.2m	33.3m	44.4m	55.6m
50km/h	13.9m	27.8m	41.7m	55.6m	69.4m
60km/h	16.7m	33.3m	50.0m	66.7m	83.3m
70km/h	19.4m	38.9m	58.3m	77.8m	97.2m
80km/h	22.2m	44.4m	66.7m	88.9m	111.1m
90km/h	25.0m	50.0m	75.0m	100.0m	125.0m
100km/h	27.8m	55.6m	83.3m	111.1m	138.9m
110km/h	30.6m	61.6m	91.7m	122.2m	152.8m
120km/h	33.3m	66.7m	100.0m	133.3m	166.7m

注：各数値は、天候や路面状況、車種及び車両性能等により変化する